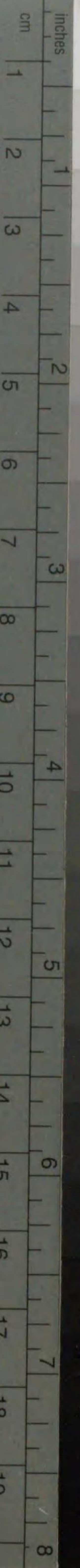
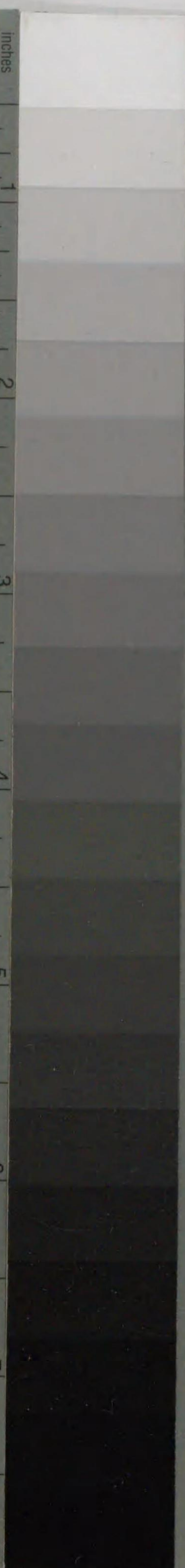


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



001
29

601-29



1200501530310

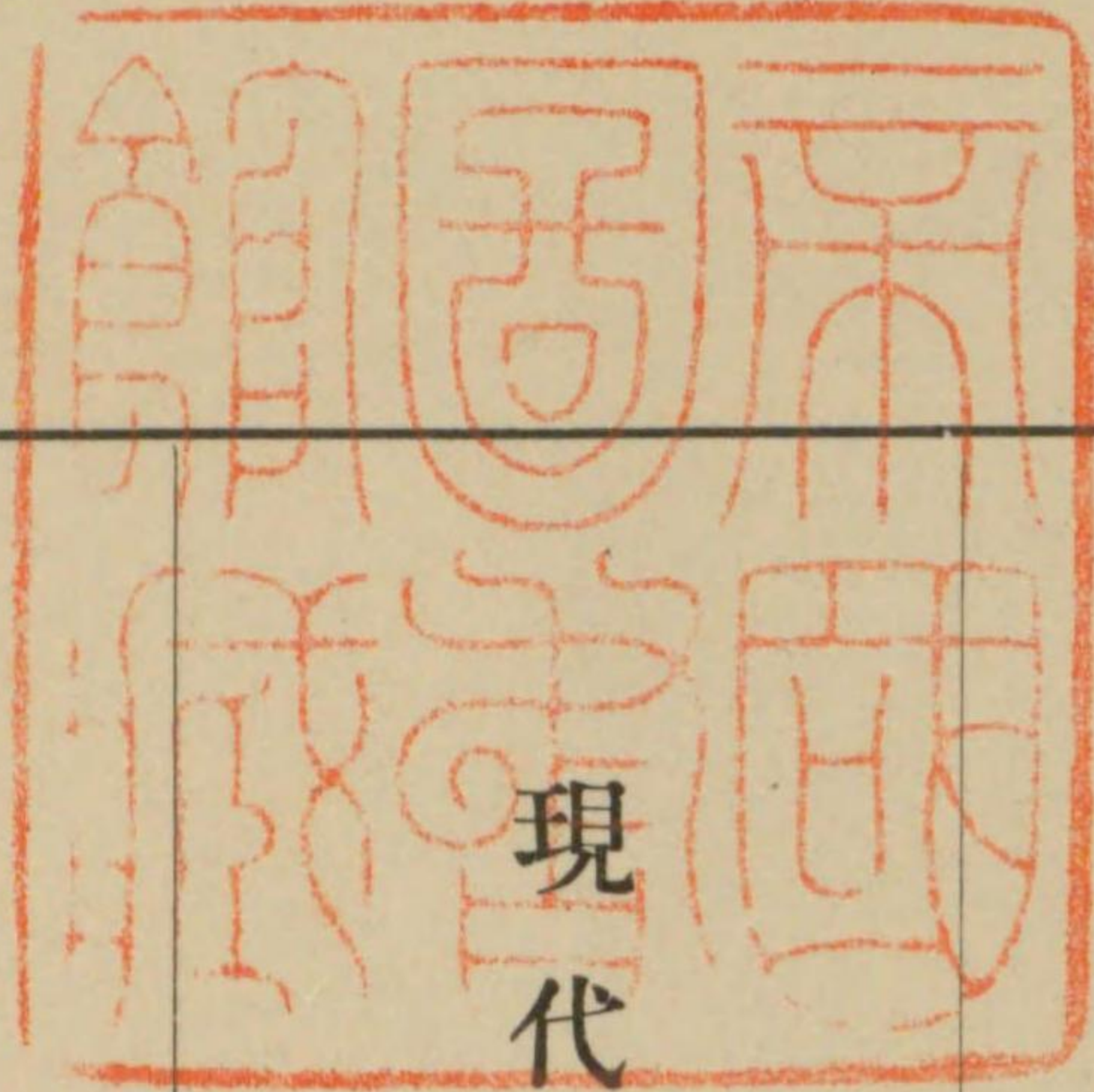
443

現代史學大系 第十四卷

現代の世界史

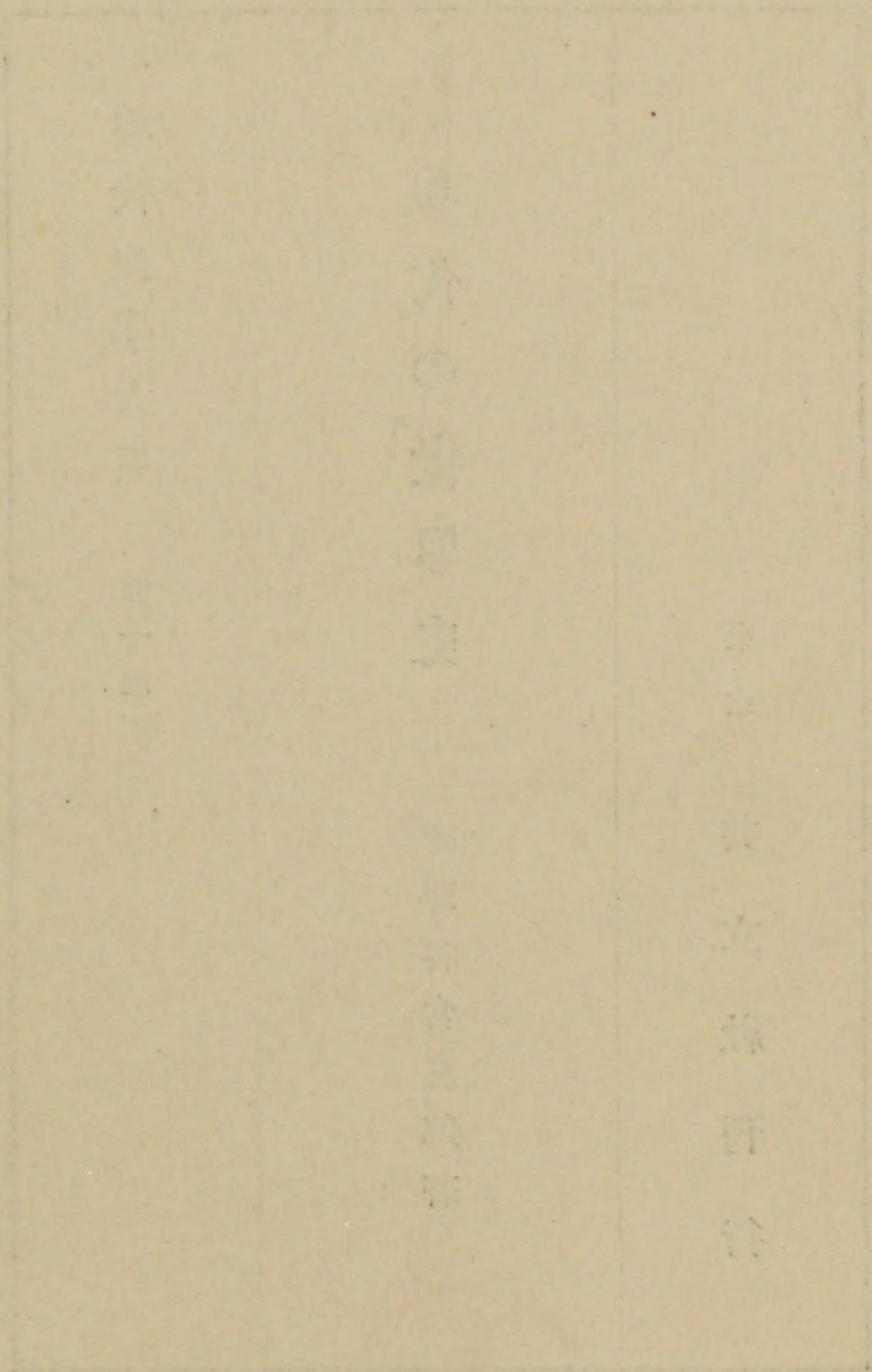
時野谷常三郎著

東京 共立社 刊行



現代の世界史

時野谷常三郎



序

「現代の世界史」は餘りにも目新らしく、吾人が日常新聞雜誌等に見る所にして、歴史の匂ひとしては甚だ少く感ぜられる。

併し歴史にして過去の事實と現在の人間生活との作用的聯關に重きを置く以上、過去を以て現在を推すと同時に現在を以て過去を観るも、又方に史家の努むべき重要事ではあるまいか。

吾が「現代の世界史」も亦此の現實の生活を觀るに、成るべく過去の世界に依らしめ、過去の世界を推すに、此の現在世界の動向に依らしめやうとする次第である。

題して「現代の世界史」といふも、敘述するところ歐洲に偏して、極東並に米國に簡なる憾みがある。而もこゝは本書の量に一定の限界があり、且つ後者に關しては吾人の目撃するところ頗る詳に、剩へ良著好述の世に問はるる頗る以て多いからである。切に大方の諒察を請ふ所以である。

尙ほ篇中現はるる諸地名に就いては諸賢座右の一般圖に就いて參照せられん

序
ことを請ふ。

因に本篇の骨子は既に本年一月大阪懷徳堂記念會に於て、「史眼に映ずる現代歐洲」なる題下に、また今夏京都帝國大學講演會に於て「現代歐洲の史的考察」なる題下に共に講述せるところのものに係かり、今兩者を合して更に増補改訂を加へ、現代史學大系第十四卷として、世に問ふに至つた。

是れ本書の出づるに際し、京都帝國大學竝に懷徳堂に對し深甚の謝意を表する所以である。

昭和八年八月上浣

著者識す

目次

第一章 民族主義と世界主義	三頁
第二章 民族主義と世界大戰	一七頁
第一節 ドイツの進展と總ゲルマン主義	一七
第二節 ロシアの發展と總スラヴ主義	二三
第三節 ラテン民族とゲルマン民族の抗争	二八
第四節 三國同盟の成立と民族的意義	三一
第五節 三國協商の成立と民族的意義	三四
第六節 總スラヴ主義と總ゲルマン主義の衝突	四四
第七節 セライエヴォの慘劇と民族主義的意義	四八
第三章 世界大戰後に於ける民族主義	五二頁
第一節 北シユレスウィヒに於けるデンマルク人の民族運動	五二
第二節 上シレシアに於ける民族主義の活躍	五七

目次

一

第三節 アイランドに於ける民族主義の活動……………六五

第四節 ユダヤ民族主義の活躍……………七五

第五節 エチプトに於ける民族主義の勝利……………八一

第六節 印度に於ける民族主義の昂進……………八八

第七節 英佛獨諸邦の民族主義的對抗……………九七

第八節 近東に於けるギリシア、トルコ兩民族の衝突……………一〇六

第九節 ハンガリアに於ける民族主義の勃興と小協商……………一一八

第十節 イタリアのファシスチと民族的國家主義……………一二四

第十一節 ドイツに於ける民族社會主義の勃興……………一四一

第十二節 アメリカ合衆國と經濟的國家主義……………一五六

第四章 大戰後に於ける民主思想の推移……………一六二

第一節 民主思想の確立……………一六二

第二節 大戰後新興諸小國其他に行はれたる社會政策……………一六七

(イ) ポーランドに於ける社會政策……………一六八

(ロ) チェッコ・スロヴァキアに於ける社會政策……………一七一

(ハ) ルーマニアに於ける社會政策……………一七四

(ニ) ブルガリアに於ける社會政策……………一七六

第三節 イスバニアの無血革命と民主思想……………一八〇

第四節 ロシア革命と革命後に於けるサウエート共和國の變遷……………一八六

(イ) 三月革命と十一月革命……………一八六

(ロ) サウエート共和國の政治組織……………一八九

(ハ) 第三「インターナショナル」の起源及び其の推移……………二〇二

(ニ) サウエート・ロシアの經濟政策の推移……………二〇五

(ホ) スターリンとトロツキーの爭衡……………二一三

(ヘ) サウエート・ロシアの對外政策と其の成果……………二一六

(A) サウエート・ロシアと歐洲諸國の交渉……………二一九

(B) ジェノア會議とロシアの態度……………二二二

(C) 露獨英三國の交渉……………二二七

現代の世界史

	目次	
	(D)	英露兩國に於ける仇讐感の増進……………二三四
	(E)	國際聯盟とロシアの交渉……………二四一
○	第五章	國際協調主義の發展……………二四七
	第一節	世界平和思想の發現及び推移……………二四七
	第二節	國際協調主義の興起と其の變遷……………二五三
	(イ)	國際法の鼻祖グロチウス……………二五三
	(ロ)	シュリーの「大計畫」……………二六〇
	(ハ)	サン・ピエールの國際協調案とカントの永久平和論……………二六五
	(ニ)	ウィーン公會と國際聯盟案……………二六八
	第三節	大戰後に於ける國際聯盟の成立及び其の變遷……………二七二
	第四節	世界聯盟建設の理想……………二八二

〔目次終〕

第一章 民族主義と世界主義

題して「現代の世界史」と云ふ。此に所謂「現代」なる意は極めて常識的なものに解して『當代』とか『現世紀』とか云ふやうなものに取りたいと考ふる。然らば「現世紀の世界」即ち「二十世紀」の現にわれわれの生存し、活躍せる此の世界、しかも此かる現世界の文化的事象——廣義に解しての——の中、特に吾人の考慮を要すべき政治思想はそも如何なるものであるであらうか。

斯かる政治思想中、吾人の看過し得ざるもの一つは確かに民族主義——國民主義——其の者であつたと考ふる。否な之に對向すべく考へらるる世界主義其のもの心の髓にも容易に取り去ることの出来ぬものは、實に此の民族主義そのものでは無いかと云ふやうに推想する。

今や吾人は現代世界の政治思想を中樞として一般政治史の概観を敘述しやうと考ふるのであるが、凡て歴史にして過去の事實と現實の生活との作用的聯關に重きを置く以上、尙ほ現代の史實と前代の夫れとの聯關を辿らねばならぬ以上、現代の政治思想と前代の夫れとを連絡し、其の進展の過程を明かならしむることは極めて須要のことに考ふる。事實現代の指導的政治思想たる民族主義は既に前代

即ち十九世紀に於ても可なりに著しき發展を完成し得たことを看過する譯には行かぬ。

抑も十九世紀の指導理念の一たる浪漫主義が、國民、民族を愛重するところから、該世紀の一大思想たる民族主義 Nationalism、の構成に大いなる影響のあつたことは、今取立てて、此に言ふまでも無し。

さて此の民族主義の根幹を成す民族性即ち國民性 Nationality, Nationalität の果して如何なるものなるかに就ては、西歐諸國の學者の間に幾度か論争の繰返されたのを見るのであるが、英國の史家ハーンショール Hearnshaw は其の名著十九世紀歐洲政治史概論の中に於てラムゼー・ミチール Ramsay Muir やトインジャー Toynbee 等諸學者の説を彼此參酌して次の如き定則を下し、

「凡そ民族性なるものは、過去の傳説、現在の利益及び將來の希望を共有し、以て統一的組織體たる意識と、他民族と區別さるべき意識とを與へらるべき民人の特性特質が即ち是れである。」と論じてゐる。(1)

が此の際吾人は更に之を參酌要約して民族主義の定義を下し次のやうに言はうとする。

「凡そ民族主義なるものは要するに過去の傳説、現在の利益、將來の希望之を共有する同一民族を以て同一國家を作らんとする一種の民族的精神の傾向であつて、他民族に對し自らを峻別せんとする主

義が即ち是である。」云々

従つて同一民族にして是等の傳説、利益、希望を共有するにも係はず、孤立分散して未だ統一國家を成すに至らなかつたものを統合し、以て完全な統一的民族國家を造らうとする運動と、更に又、既に存立せる所謂既成國家を分解して、如上諸要素を共有せる、眞の完全な民族的國家を造らうとする運動の起るのは固より自然の趨勢であり、毫も疑ふを要せざる次第である。

ハーンショールは前者の運動を名付くるに**統合** Unification の名稱を以てし、後者の夫れを稱するに**分解** Disintegration の名を以てしてゐる。(2)

更に此の統合、分解の兩傾向を尤も切實に言ひ現はしたのは、彼の十九世紀史の巨擘、獨逸自由史學派の泰斗ゲオルグ・ゲルヴィヌスの「十九世紀史緒論」である。同書の説くところに依れば、「凡そ人爲的に寄せ聚められた國家聯合の諸要素が分解を行ふに當り、一面稀薄な結合の下にある國家聯盟はより大いなる統一に向つて團結せんと努むる。前者にあつては或る法則に従つて不自然な結合を解かんとするに對し、後者に於ては不自然な分離的狀態を集合せんと努むるのである。」云々(3)と論じてゐる。言ふまでも無く前者の場合は、之をオーストリア等に就いて見るべく、後者の場合は統一前のドイツ聯邦將たイタリア諸小邦等に徴して之を知るべく、彼れゲルヴィヌスの如き史家も亦統合、

分解の兩者を以て、十九世紀に於ける民族主義の二大傾向と考へてゐたことが了かる。

斯くの如き民族主義の統合運動の現はれが既に統一前のドイツ、イタリア等に於て之を發見し得べきは容易に吾人の首肯し得るところであるが、獨り是等兩國に於ける民族統合の運動と言はず、歐洲各國に於ける同種の運動には、必ずや多くの場合、自由主義 Liberalism の附隨して旺盛を見るに至つたのを認むる。

元來此の自由主義なるものは十八世紀の啓蒙思潮將たそれに縁りを引く尙古主義の嫡統とも見るべく、浪漫主義に密切な關係を有する民族主義と相提携することは餘りにも不自然なやうに考へらるる。

此の一見不自然な感がせらるる兩者の提携の屢々行はれたのは何故であらうか。

蓋し吾人の見るところでは、自由主義の標榜せる自由平等の思潮は實に十九世紀を代表せる一大傾向とも見るべきものであり、眞に堅實な基礎の上に立つ民族的國家を建設せんには、勢ひ斯かる自由主義なるものを忽諸に附することが出来なかつたからである。

次に十九世紀に於ける指導的理念の一は、啓蒙思潮に萌芽を有する尙古主義であるが、尙古主義の影響するところ、遂に十九世紀の一大傾向たる世界主義 Kosmopolitismus を惹き起すやうになつ

た。随つて世界主義の如何なるものであるかを見るには、遠く希臘の昔へに遡るの煩は姑く之を措くも、差當り、啓蒙、尙古兩思潮の本質を釋ねて、此の主義の基くところを闡明せねばならぬであらう。

抑も啓蒙思潮は十八世紀に於て隆盛を極めた時代思潮であつて、「ルネッサンス」に依つて養はれた非宗教的個性發揮、さては眞理探究の精神、又宗教改革後次第に馴致された羅馬教會の威信の失墜、是等の諸因が相依り相俟つて、茲に此の一大思潮を醸成するに至つたのである。

随つて啓蒙思潮の主張するところを見るに、「凡て在來の典據に反し、特に宗教をば理性の前に批判せんと企て、遂には之に立脚して現在の國家組織并に教會組織に向つて、斷然たる反抗を試みんとするに至つた。」やうである。(4)

啓蒙思潮にして斯く理性の上に立脚せる以上、凡ゆる問題に對して之に科學的の説明を與へやうとし、進んでは經驗的に、現世的に凡ゆるものに考察の歩を進めやうとし、其の結果、個性自由の尊重となり、遂には功利的將た世界的に社會、國家を進展させやうと企つるに至つた。

啓蒙思潮にして既に世界主義的の傾向を包容せる以上、所謂王政的國家の主張と相排斥する場合が多いか、何うかは此の際特に考究を要すべきところのものであらう。

史界の雄ランケの近世史諸期概論に、「佛蘭西文學に現はれた此の哲學的傾向（啓蒙思潮）は勿論、種々なる時期をば経過した。元よりかかる傾向は貴族的教門政治の主義には反對であつたが、而かも其の際主として王政主義であつた。そは王國に依つて諸事物の一般的改全を計らうと考へてゐたのである。……ヴォルテールは主張した。僧侶は王國の敵であり、而かも哲學者は其の友である。」云々のといふてゐるのであるが、之に依れば王國を統治する君主と雖も、國家の制度を改全し、民生の福利を増進させやうと庶幾ふ以上、此に啓蒙思潮との渾然たる融和を得るに至るのは決して困難な事では無かつたらう。

とは云へ啓蒙思潮は功利的であつて、世界的な傾向を含めるものから、極力、國家相互間の「戦争を忌避し、尙ほ（啓蒙主義の推稱せる）一般的人類の前には政治的の限界、諸國民の差違も消えて跡無く、更に又（啓蒙主義の上に立つ）自由人自らも世界の市民換言すれば「コスモポリット」として感悟するやうになるのは自然であり、^⑥時として王政主義との扞格を免かれえぬに至るであらう。

猶ほ啓蒙主義は歴史を無視し、理想を蔑視し、只管合理主義に偏して淺薄を喜び、凡庸に走るがやうの嫌ひがあつたので、自づと是れが弊竇に對する反動を生じ（併し全然反對と云ふ意味では無く）茲に十八世紀末以降、獨逸に於ける所謂狂飈時代 Sturm und Drang periode の出現を見るに至つた

のは固より當然の歸結である。言ふまでもなく、斯かる時代は合理主義に對する感情の激發と精神生活の昂騰を意味するやうのものであつたのである。

斯かる狂飈時代を源泉として捲き起つた精神的潮流の一つは、所謂新人文主義 Neuhumanismus 即ち尙古主義 Klassizismus の傾向であつた。

此の新人文主義即ち尙古主義の、舊人文主義即ち「ルネッサンス」の復興であるのは無論のことであるが、必しもまた其の復興とのみは認むべきで無く、前者は後者に比して、より一層深遠に、より一層自由に、古典時代の資料に就いて究明の歩を進むるに至り、古典時代の希臘羅馬に突入しては古典味に充ち満ちた合理的、現實的、客觀的、功利的、（個性の自由尊重）さては世界的などの方面を推稱し、彼の啓蒙思潮の淺薄皮相に墜せる其等同種類の傾向に潤色を加へ、且つ之を深刻化せんと努むるやうになつたのである。そして多くの場合、尙古主義の世界的將た自由的なる兩傾向が癒合して所謂世界的自由主義、換言せば世界的人道主義なるものを形づくるに至つたのは無論である。

さはれ上述のやうに尙古主義は必しも啓蒙思潮と相排斥するものでは無いから、嘗て啓蒙思潮が王政的國家思想に合一を見出したがやう、尙古主義とて國家思想特に民族的國家思想との抱合を見出すに困まぬのである。例せば尙古主義の代表的偉人として獨逸文學界に燦々たる光輝を放つた彼れフリ

ードリヒ・シルレルの如き、一面には雄麗の筆を呵して、盛に獨逸民族精神を陶冶し、祖國奉仕の精神を喚發するに多大の勳績を致したのは世にも有名な事實である。

事情斯くの如くであつて見れば、世界的精神を高調する尙古主義にも、尙ほ可なりによく、熱烈な民族的精神の浸潤を見るのである。

さて先にも述べたやう民族主義の一つの特質として、己が民族を他民族から峻別しようとする傾向を有してゐる以上自づと、自己民族の所有本能が歴然と顯はれ、遂に其の勢の趨くところ、侵略政策、膨脹政策の進展となり、人口の増殖と生産力の増大とが愈が上にこの氣勢を煽り、茲に確然たる民族的帝國主義の建設を見るに至つた。

即ち十九世紀の交に至つては西歐諸國何れも急激なる人口の増加を示し、一八一五年に於て總數一億七千五百萬であつたのが、年を追ふて増進し、該世紀の末には其の數三億をも突破せんとするの勢を示し、隨つて各國共に植民事業を勵行せねばならぬやうな次第となり、尙ほ此の世紀に於て、經濟組織が甚しく變化し、生産力また隨て増加せる結果、列國相争ふて新市場を世界各方面に向つて拓くの必要に迫られた。換言すれば苟も人口の稀薄なところ、努めて之を求めて經營することが盛となり、所謂世界政策即ち民族的帝國主義が逐日旺盛の域に進んだのである。

更に二十世紀の現代に至つては、斯かる民族的帝國主義の傾向は彌々以て著しく、尙ほ資本の集中の甚しくなれる結果は獨占的資本主義の隆盛を促し、所謂、獨占的民族的帝國主義の開展を見るに至つたのである。

如上兩世紀に涉つての帝國主義の發展は獨り歐洲とは言はず、また實に世界全般を通じての風潮たるが如く推想せらるるので、アメリカ合衆國の進運に於ては勿論、東洋方面の進展に徴しても若干此の種の影響ありしを否定する譯には行かぬ。這般の消息に就ては吾人の記憶に明かなるところであつて、事新しく茲に言ふまでも無い。

斯くの如く考察し來れば十九、二十兩世紀の政治史に於て民族的の色彩は極めて濃厚に且つ深刻なものがあり、彼の世界大戰の因由に徴しても、獨佛兩國民族の交争、總スラヴ主義、總ゲルマン主義の所謂兩大民族主義の交争が如何に著大な關連を之に對して有するやを到底否定し去る譯には行かぬであらう。

尙ほ大戰後に於ける全世界の動向に徴しても、民族的の特質は一段と注目し値するものがあり、彼の北米合衆國大統領ウッドロー・ウィルソン Woodrow Wilson に依つて高調せられたる民族自決主義が滔々として世界を風靡し、歐洲に於てはポーランド共和國 Republic Poland、チェッコ・スロヴァキ

ア共和国 Republic Czecko-Slovakia. セルヴ・クロアト・スロヴェーニア王国 Kingdom Serbocroat-Slovenes. バルト沿岸諸國（フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リツアニア）等所謂新興諸小國が續々と建設され、更にアイルランド、エヂプト、印度等諸方面に於ける民族運動も如何に華々しき活劇を演ずるに至つたかを想察せば這般の消息を窺ひ知るに困まぬであらう。

更に大戦後特に其の目醒ましき躍進に一世の耳目を聳動するに至つたのは、國民社會主義 National-socialismus 即ち民族社會主義の運動である。此の種の運動に於て吾人の注目し値すべきはイタリア及びドイツに於けるファシスト Fascisti の飛躍的前進にあるのは殊更此に云ふまでも無し。

抑も國民社會主義は國際主義に對立するところの主張であり、世界國家主義に對するに民族國家主義を以てせんとするところの主張である。(1)

此の國際主義にも自由主義的國際主義とか社會主義的國際主義とか様々なものがあるが、何れにせよ民族的差別と國民的對立を撤廢せる世界的社會、人類的社會を實現せんとするところに其の目標を置いてゐるのであるから、民族國家を高調せんとする國民社會主義とは自ら相排斥するところのものがあるのである。

而も世界的社會とか人類的社會とか云ふても、其の實現たる極めて空想に近いものがあり、如何なる形態の世界的國家組織が生れ出たとしたところで、そは常に諸民族の連結、諸國民の聯合である。幾百年の永き傳統を傳ふる國民の歴史と、千古不變の自然的環境を變更し得ざる限り、畢竟は民族の色彩を取り去ることが出來ず、世界的社會の實現は決して一朝一夕のことでは無く、此の點に於て民族國家を首唱する國民社會主義には豫想外の勝味がある。

次に國民社會主義は各民族の範域に於て全體主義と反個人主義とを主張し加ふるに經濟上、反資本主義を主張するものから、明かに社會主義の傾向を帶ぶるとは言へ、一面マルクス流に國際主義と階級闘争主義を推稱することをせず、寧ろ此の點に於てマルクス流の社會主義から遠からうとする特質を有する。併し其の所謂國際主義を排して民族主義を高調するところに人類の自然の動向に即する強味がある。斯くして今やマルクス主義的國際主義に對し、隱然たる一敵國國民社會主義の隆運を見るに至つたのである。

尙ほ大戦後、特に高唱されるに至つた政治思想の一に自由主義的國際主義の存在することは既に前にも述べた通であるが、所謂此の主義たる、國際協調主義乃至、國際聯盟主義の極致とも稱すべきものであつて、既に十八世紀に於ける啓蒙哲學者將たまた百科全書學者等の個人主義的世界主義の遺統を傳へ、民族の差別を打破し、國民の對立を否定し、渾然たる世界的社會を建設せんといふのであ

る。

彼の英國に於ける一代の論客として文壇に噴々たる聲名を博してゐるエッチ・ジー・ウエルスが「歴史の概観」の末尾に述べたる世界聯邦の理想の如きは⁽⁹⁾、要するに彼れ一流の自由主義的國際主義の見地とも稱することが出来やう。

併し「人類の生存欲求が所有本能よりして創造本能に向つて轉移するのでなければ⁽¹⁰⁾、吾人は斯かる世界聯邦の理想の如きに容易に到達する譯には行かぬ。結局、民族的帝國主義の爲に壓倒されやうと云ふやうな形勢を馴致するのも寔に止むを得まい。

最後に大戦後、猛然たる勢力を獲得するに至つた一大政治思想とも謂ふべきは社會主義的國際主義であり、「結局プロレタリアの支配權の確立を以て民族的差別や國民的對立を消滅させ、⁽¹¹⁾一種の世界的社會を建設しよう」と云ふ運動である。

が併し乍ら「物質的文化内容の均等にも係はず、諸民族の精神的文化は益々以て其の特異性を顯著ならしめやうといふのであり……異なる民族に屬する社會主義者も同一國家内に於て決して同一黨派に屬するを肯んぜぬのである。⁽¹¹⁾

されば今日サウエート聯邦が所謂「思想侵略」を以て世界の平和を脅威せんとしつつあるにも係は

らずもとのロシア帝國領たりしところは別として、容易に周圍の民族的帝國主義を執りつつある國家を壓服することの出来ぬのは、寔に所以あるやうに考へらるる。

要するに這般の消息に徴するも社會主義的國際主義の有力な政治思想に對抗し、長き世紀の歴史的傳統に養はれた民族意識の如何に力強く、且つ牢固たる威力を有するかを窺ひ知ることが出来るのである。

註

- (1) F. J. C. Hearnshaw: An outline Sketch of the Political history of Europe in the nineteenth Century, P. 71.
- (2) Ditto, p. 71.
- (3) G. G. Gervinus: Einleitung in die Geschichte des neunzehnten Jahrhunderts, S. 156.
- (4) F. C. Schlosser: Geschichte des Aehzehnten Jahrhunderts, Bd. 14. S. 105—S. 106.
- (5) L.v. Ranke: Ueber die Epochen der neueren Geschichte, S. 286.
- (6) Th. Lindner: Weltgeschichte der letzten hundert Jahre, Bd. I. S. 13.
- (7) 中谷武世「國民社會主義の考察」(外交時報第六五七號)
- (8) H. G. Wells: The Outline of History, Vol II.
- (9) 竹内泰「世界平和と帝國主義」(外交時報第六二四號)

- (11)(10) 中谷武世、「國民社會主義の考察」(同上第六五七號)
同 上(同 上)

第二章 民族主義と世界大戦

第一節 ドイツの進展と總^{パン}ゲル^{ゲル}マン^ニズ^ム主義

ドイツに於ては十九世紀の後半、ホーエンツォルレルン家の名主ウィルヘルム一世が、一代の人傑オットー・フォン・ビスマルクを用ひ、君臣合體、小獨逸主義に猛進し、良がて普墺、獨佛兩大戰役を經、遂にプロシア中心の民族統一の偉勳を成就し、爾後、内政に外交に目覺ましき許の發展を遂げ、國威隆々先進國たる英佛兩大強をも凌がんとするに至つたのである。

さて彼れビスマルクが一世の輿望を擔ふて、新帝國の宰相に任じ、爲政の首班に列することとなつたその當初、努めて自由貿易政策を執るに至つたが、獨逸のやうな後進國で斯くの如き政策を執るのは極めて危険なことであるのを知り、茲に斷然保護政策を執ることにした。而も彼れの經濟政策の變化なるものは決して深遠な經濟學說に影響されたといふ譯では無く、全く實際的の經驗から割り出されたのであつたが、一度決するや百千の障害にもひるまぬのは彼れの天性であるから、一八七九年決

然、議會に迫つて、多年其の執り來つた低率關稅即ち自由貿易の政策を捨てさせ、高率關稅、換言すれば保護貿易の政策を行はすることにし、食料品并に既製未製の工業品に對し、極めて過重なる輸入税を徵することにし、爲に外國品の輸入が制限されて、國內の産業工業が俄然、目覺ましき限りの發展を示し、商業貿易亦た從つて活躍し、例へば工業上銑鐵の產出に就いて見るも、從來ドイツの夫れは遙に英米の夫れに及ばざるもの遠くであつたに係はず、一九〇三年に至つては米國に次ぐ第二位の產出國となり遂に英國をも凌駕することとなり、更にドイツに於ける綿布製造の原料たる棉の使用額に就て見るも、一八六六年乃至一八七〇年に於て平均年額六八、二八一噸なりしもの一九一二年の年額は五〇一、六六〇噸即ち約七倍以上の昂進を見るに至つたに關はず、英國(グレート・ブリテン及びアイルランド)に於ては一八七一年以降一八七五年に至る平均年額三、一九一、〇〇〇包バルレンであつたもの、依然一九一二年度年額三、七六五、四六二包であつて約一倍強の増進に過ぎず、増加の分合は到底ドイツの比では無かつたのである。

猶ほドイツに於ける工業の進展は之に使用せらるる動力の増進に於ても之を卜知ることが出來、例へばドイツの中、プロイセンの工業に使用せられた汽力に見るも一八八二年に一二二、二〇〇〇馬力であつたのが、一八九五年に二三五、八〇〇〇馬力となり、一九〇七年には五一九、〇〇〇馬力

に増加し、二十五年間に約四倍強の増進を見るに至つた。

されば獨逸に於ける對外貿易の増進は想像に餘があり、一八六〇年の輸出總額五千四百萬磅強、輸入總額七千萬磅であつたものが、一九〇五年には輸出總額二六一、三〇〇、〇〇〇磅、輸入總額、二三九、二五〇、〇〇〇磅に達し、前後四十有五年間に輸出に於ては約四倍強、輸入に於て約三倍強の昂進を見るに至つた。⁽³⁾

商業貿易の發展には斯くの如く躍進的なのがあるので、造船事業の進捗にも刮目を値するのは當然であり、もと一八五七年當時、北ドイツロイド會社がイングラント、スコットランドから漸くに汽船を買ひ取り之を貿易に用ふるやうな、寔に情無い状態であつたのが、一八八七年には始めて北獨ステッテン *Stettin* の船渠で以て航海用の大船を製造することが出來、爾後續々造船の業に力を用ひた結果、一八七一年には船舶總噸數八一、九九四であつたのが、三十八年後の一九〇九年には二、二五六、七八三に昂進し、約二十八倍弱の躍進的進捗を見るに至つた⁽⁴⁾。其の外、他國政府の依頼に應じて造船事業に多大の利潤を獲得するに至つたのも、蓋し容易に想像することが出來るであらう。

彼のビスマルクの録した回想録等に徵するも、既に帝國草創當時、海權の獲得こそは、實に新興ドイツ帝國の一大使命たるがやう信ぜられたのであつて、尙ほ商業の發展彼れが如く盛運を極むるに

際しても、獨り商船を増加するに止まらず、之をば援護すべき海軍力の増進を策するに至つた。斯くて一八九七年獨帝ウィルヘルム二世はケルンに幸して海軍擴張に關する演説を試み、「三叉を持せるネプチューンの神こそ實に吾等獨逸人に相應はしき標章である。吾人の完成すべき新事業は海軍其のものであり、三叉の標章こそは吾が獨逸人の手によつて支持されねばならぬ。」云々と述べ、進み行く獨逸人の希望を昂然表明するに至つた。良がてその翌年には海軍協會なるものが創立され、會員の數は八百、王公平民を問はず何れも之に賛加し、銳意、皇帝の意を奉じて、海軍そのものの進展に力を致すことになつた。

同じき一八九八年には海軍擴張案が大多數を以て議會を通過し、次いで一九〇〇年時恰も英國が南亞戰爭の爲國力を傾けつつあつた際、第二回の海軍擴張案を提出し、同じく大多數を以て議會を通過させ、一舉に海上王たる英國を後へに瞠若たらしめやうと計つた。

其の後、一九〇六、一九〇八兩年の海軍擴張も行はれ、戦艦の増加は殆ど躍進的であつて、一八九八年英獨兩國の海軍力比率が六對一であつたものが、一九〇四年には三、五對一となり、超えて一九一二年には二、一對一たるに至つた。如何に獨逸海軍の進展の著しく、獨り英國と曰はず、全世界の驚異であつたかが想像せらるるであらう。

如上縷述せるが如く近代に於けるドイツ各方面の進歩發展はまことに顯然たるものであり、既にドイツ統一前より胚胎せる總ゲルマン主義 *Pangermanismus* は茲に一段の威力を加へて全歐を震懼せしむるに至つた。

吾人の考ふるところに依れば、總ゲルマン主義の濫觴はドイツに於ける經濟學の泰斗フリードリヒ・リスト *Friedrich List* の所説に存するもののやうに思はるる。即ち彼れは十九世紀の初葉獨りドイツのゲルマン族と曰はず其の他の同種族をも併せて政治的に經濟的に統一せる同民族の威力を東に進め、其の確立せる商業植民政策をドナウを下つて東南バルカンの地にも推及ぼし、良がては露(スラヴ)の勢力をも撃退して、ドナウ河口にも威力を展べやうと計つた。(8)

彼の一代の俊傑ビスマルクに至つては、斯かる總ゲルマン主義の發展に可なりの努力を拂ひ、凡ゆるドイツ語を語る地方、例へばバルト海沿岸露領のクールランド *Kurland* 及びエストランド *Estland*、純ゲルマン種諸小邦デンマルク、スウェーデン、オランダさてはベルギーの一部、にも威力を伸べ良がてバルト海及び北海に威力を張り、尙ほ奥國內のゲルマン種を併せて東方發展の大策をも企らんだやうに思はるる。(9)

併し、獨佛戰役に勝利を得て、ラインの左岸に一連の前哨的堡障を築くに至つては、殊更事を西方

に構へて英佛兩強國の反撃を買ふがやうな陋策を執ること無く、主として奥國と相結んでドナウの長流を下り抵抗力の薄弱なバルカン方面に勢力を展べ、更に進んでは一葦帶水の兩海峽を推渡つて西方アジアの方面にも威力を展べ、總ゲルマン主義其者の開發を計らうと策したやうに思はるる。

而かも抵抗力の薄弱なやう信ぜられたバルカン方面に對しては、夙に總スラヴ主義を標榜せるロシアの威力が侮るべからざる力を以て展びつつあり、茲に總ゲルマン主義と總スラヴ主義換言すれば兩大民族主義の避くべからざる衝突を見るに至つたのである。

註

- (1) A. R. Colquhoun : Germany and Sea Power, p. 3.
- (2) D. Schäfer : Weltgeschichte der Neuzeit. 2 ter Teil, S. 323.
- (3) A. R. Colquhoun : p. 5
- (4) " : p. 2
- (5) Gedanken u. Erinnerungen. II. S. 19.
- (6) A. R. Colquhoun, S. 29.
- (7) D. Schäfer : Weltgeschichte der Neuzeit. 2 ter teil. S. 318.
- (8) Dr. A. Rapp : Der deutsche Gedanke, S. 127.

(9) Granfelt : Das Dreibundsystem, S. 54.

第二節 ロシアの發展と總スラヴ主義

近代ロシア民族の精神的、物質的發展は主としてロマノフ王朝のピーター大帝以降のことに係つてゐるのであるが、斯かる新興民族的國家の發展に伴ひ、所謂總スラヴ主義なるスラヴ民族統一の希望を生ずるに至つた。そして該運動の起つたのは既に十九世紀の前半期であるが、遂にロシアの政治家は斯かる運動を目して己が政治的理想と考ふるやうになつた。併し政治的理想としては常に該民族統一の希望のみといふ譯では無く、更に／＼該民族の勢力を該民族外に發展させやうと云ふ意義をも加へたのである。

そしてロシアはスラヴ民族中、最も有力なる國家であり、且つはギリシア正教指導の頭領たる關係上、政治方面にも最も優勢なる地位を占め、自づと總スラヴ主義の中心を以て目せらるるに至つたのである。

既にクリミア戦役の起らうとした前、殆ど全ヨーロッパを舉げて間接、直接ロシアの敵たらんとす

るに至つたのであるが、此の際オーストリア及びトルコを崩壊させて、其のスラヴ的殘骸の上にロシア的勢力を延長し、良がて大スラヴ的の同盟即ち總スラヴ主義の實現を計らうと企らむに至つた。

斯かる大スラヴ的の同盟の首府としてはコンスタンチノーブルを指定し、ロシア語を以て全スラヴ的諸種族に對する共通の文學用語たらしめ、更に是れがスラヴ的の同盟の威力をギリシア、ルーマニア（ワラキア及びモルダウ）、ハンガリア、ジューベンビルゲン Siebenbürgen（ハンガリア領）並にアジア・トルコの方面にも推及ぼさうと考ふるに至つた⁽¹⁾。即ち是等地方は其の地理的の狀態に従へば當然スラヴ的の同盟に編入さるべきものと考へられたのである。

彼のベルリン公會前、既に己が總スラヴ主義的の見地を公にするに至つた露のフアデーエフ將軍 (General Fadjew) の意見に従へば、所謂ロシアなる概念の中には本來のロシア的スラヴ許りで無く、非ロシア的スラヴ即ち非ロシア的ギリシア正教徒の地方をも包含すべきものであると主張するに至つた⁽²⁾。従つてロシアが歐洲他列國民と終始抗敵關係に置かるべきは、彼れフアデーエフ將軍の如きも心中深く考慮してゐたに相違無い。

尙ほ前にも云ふ如く總スラヴ主義の目的たる獨り全スラヴ民族の統一といふ希望許りで無く、更に該民族の威力をそが民族外にも推及ぼし、所謂ロシア化政策を以て政治的經濟的の利權を獲得しやう

と庶幾するに至つた。例へばロシア化政策をフィンランドの地に推し擴げ、良がて該地方をしてスカンデナヴィア風 Skandinavismus の影響から脱離させ、又、ベツサラビアの地にロシア化政策を試みて、ローマ風の感化から離脱させやうと計つた。彼の非スラヴ的諸國民例へばギリシア及びルーマニアの如きも、ロシアの企畫せる大スラヴ帝國の中に編入させやうと計つた。

事情斯くの如くであるから彼のダニレウスキーの記すところに依るも、「ロシアと他ヨーロッパ諸國とは相互相對立して敵對關係を形づくり、個人主義的歐洲に對して、反個人主義的ロシアが其の獨自の生命を持って屹立し、皮相的なる歐洲文化の進歩に依つて毫も影響せらるるやうなことは無かつた。斯かるスラヴ的理念こそは眞に神及び教會の理念と合一するところがあつたのである。そして該理念は精神的、物質的の見地よりして曰へば、所謂自由、科學、啓蒙思想、將た現世の他の各々の精神的、物質的の所産よりもずつとより高尚に、より一層價値あるものであつたのである。」⁽³⁾云々と述べてゐる。

彼の一八七七年に起つた露土戰役の如きも露の總スラヴ主義者の躍動に基づけるものであるは、夙に歴史家の認むるところであり、土の背後にあつて密に之を援助する奥匈二元帝國——總ゲルマン主義者の頭領——の如きは、そが特有のドイツ的宣傳を以て露の統一、不可侵、並に史的使命を脅かさ

んとする不倶戴天の敵であると信ぜられ、之に對して向けられた露の銳鋒も畢竟するに總スラヴ主義者の總ゲルマン主義者に向けられた反撃に過ぎなかつたのである。

彼の君府駐劄のロシア諸外交家の如きも、「東部ハンガリア及びトルコ領内のスラヴ族は我がロシアの同盟者であり、ドイツ主義を壓服するロシア外交の擁護者たるべきものに外ならぬ。」云々と云ふに至つたのは、要するに總ゲルマン主義を壓して總スラヴ主義の進展を計らうとするロシア流の抱負を表白するものに過ぎなかつたのである。

實にや、ロシアはバルカン方面に於けるスラヴ諸種族を集めて、之を己が命に従はせ、尺寸のスラヴ的國土たりとも、空しく之を敵手に委ぬるやうなことは無い。彼の總ゲルマン主義の統帥オーストリアの如きが縦まにバルカンの地に占據して、其が往年伊、獨に對して失へる威望、領土の償ひをボスニア及びヘルゼゴヴィナ（スラヴ的地方）方面に獲得するを傍觀するが如きはロシアとして斷然承認することが出来なかつたのである。

また之を一面から見ても總スラヴ主義的統合思想は、強大なる陸上國ロシアに附與するに海上への接近を以てせんとするロシア傳來の國策をカモフラージュする一箇顯然たる政略的方便に過ぎなかつたのである。⁽⁴⁾

抑もピーター大帝及びその後繼者はスウェーデンを壓迫して東海即ちバルト海に其の勢力を展ぶるやうになつたのであるが、此のバルト海は南、黒海に於けると同様、畢竟するに露と他國の間にある一箇の内海に過ぎぬのであつて、露が西方大西洋に出づるには、必ずやスラヴ民族の敵たるゲルマン系のスウェーデン、ノルウェーの國土を横ぎり、多大の障害を侵さねばならぬと云ふ状態にあつた。之に反して土地豊沃にして人口稠密な、南方接壤のスラヴ的國土に威力を展べ、良がて之を味方として地中海方面に威力を張るのは、意想の外に容易なるものがあり、偶々塹土兩國の速合と雖も敢へて恐るるには足るもの無く、一度浩蕩たる地中海の巨洋に出づれば西、大西洋、東、印度洋の公海にも容易に通ずることが出来るやうになるであらう。

斯かる總スラヴ的發展政策に對し、總ゲルマン主義の先鋒を誇る塹領内のドイツ、マジャール兩民族は飽まで積極的の態度を以て決然たる抵抗を試みやうと考ふるに至つた。

事情斯くの如くであつて見れば總ゲルマン主義に對する總スラヴ主義の猛然たる反撃突進を見るに至つたのも、事情寔に止むを得ぬものがあるやうに考ふるのである。

註

- (1) Helge Granfelt: Das Dreibundsystem, S. 30.
 (2) " " " " S. 30.
 (3) Danielowsky: Russland und Europa. (1871)
 (4) H. Granfelt, Das Dreibundsystem, S. 32.

第三節 ラテン民族とゲルマン民族の交争

ラテン民族の錚々たる代表國の一つは何といふてもフランスである。フランスは第十七、八世紀以來國權隆々として起り、殊に王ルイ十四世出づるに及んで其の充實せる國力を南、イスパニアの方面にまで推及ぼし、東北更にライン國境防守の意義を推し廣めて、所謂積極的、攻撃的態度に出で、全歐の勢力平均を脅かさうとするに至つた。

彼のフランス革命當時に於ても、フランスは、依然東北境攻勢防禦の意味合から、オランダ・ベルギー(當時は奥領ネーデルラントと呼ばれてゐた。)さては南獨方面にまで進出を策し、遂にナポレオン一世に至つては、世界帝國建設の理想の下に東北ドイツ、進んでは遠くロシアをさへ脅かすに至つた。

これよりして英獨露等、歐洲諸國民の民族的自覺大に昂まり、結局一八一三年以降、歐洲諸國聯合軍の大勢を以てナポレオンを壓迫し、流石一代の大英雄をして可惜セント・ヘレナに流竄の身を嘆ぜしむるに至つた。

爾後の形勢は歐洲諸強國の佛國に對する抑壓となり、特に獨佛戰役當時、ドイツ民族の統一と共にラインを超えて西方に進出する該民族の勢力凜まじく、一舉してアルサス・ロレーヌの兩州を奪ひ、ラインは彼の愛國詩人アルントの謠へるやう、完全にドイツ國內を流るる一河川たらんとするやうになつた。

是れよりしてラテン系なるフランスの、ゲルマン系なるドイツを恨むることは一方で無く、バリーなるブラース・ド・ラ・コンコルドのストラスブルグアルサスの首府の女神の前には喪章に飾られた旗を捧げ、又、墓前に手向くる「山ハハコ」の花輪さへ供へらるるに至つた。

形勢斯くの如くであつてゲルマン系のドイツとラテン系のフランスとは永遠消え難き深き恨を構ふるに至つたのである。

さて一方ゲルマン系のオーストリアとラテン系のイタリアとの間にも同様深き恨みの横はれるものがある。

抑もオーストリアは十九世紀の半ば過ぎまで、北イタリア方面に可なりに廣大な領土を所有してゐたので、イタリアの強邦サルデーニアの如きは、イタリア民族の、ゲルマン系なるオーストリアから拘束されるのを潔しとせず、遂に同じくラテン系なるフランスに頼つて北伊の大部を回復し、良がて巧妙練達なる外交策を弄し、結局、十九世紀の後半期には全イタリア半島を網羅せる最とも強大なる統一的民族國家を建設し、今に所謂イタリア王國を完成せしむるに至つた。

とは言へイタリアは後にも云ふ如く、權謀術數に富む彼レビスマルクの外交政策に載せられ、一八八二年ゲルマン系の獨逸二國を主體とせる二國同盟に参加して所謂三國同盟を形成し、以て兩國の敵佛露二國と相對抗するに至つた。

併しもとゞ佛伊兩國の關係は世に所謂ラテン姉妹 *Latin sisters* の夫れであり、加ふるにオーストリア^{ゲルマン系} イタリア^{ラテ}の間には容易に一掃すべからざる争の要因を含んでゐる。即ちオーストリアの領土の中には南チロルのトリエンツ *Trient in Südtirol* 地方、トリエストを包含せるイリリア海岸地帯 *Illyrisches Küstenland Mit Triest*、^{ちつは}フィウメ *Fiume*、ダルマチア海岸地帯 *Küsten-gebiet Dalmatiens* の如き、イタリア語を語り、イタリアの習俗を維持し、イタリア人の多きに係はらず、尙ほ且つ他民族の制壓に甘んぜねばならぬと云ふ所謂「未回収のイタリア」*Italia Irredenta* なるところを包括してゐる。*

イタリアにして若し是れが「未回収のイタリア」を回収せんとするならば、如上の三國同盟に加はつてゐては容易に其の目的を到達する譯には行かぬ。

事情斯くの如くであるので、遂に一九一五年世界大戰の最中、イタリアは齟齬を逆まにして聯合^{英佛等諸強側}に参加し、以てゲルマン系の雄、獨逸兩國に當つたのは世にも有名なる事實であり、茲にもラテン系對ゲルマン系の民族的交争の最と鮮かな色彩を認むることが出来るのである。

註

* H. Granfeldt: *Das Dreibundsystem*, S. 43.

第四節 三國同盟の成立と民族的意義

前既に述べたやう、ゲルマン系の獨逸とスラヴ系のロシアとの軋轢交争甚だしく、其の上、ドイツ民族とラテン系のフランスとの排反また其の烈しきを加ふるに至つたので、ドイツの宰相ビスマルク

は是れが焦眉の急に應ぜん爲、一八七九年、所謂、獨逸防禦同盟を締結し、「將來獨逸兩國の何れかが、ロシアからして襲撃を加へられた場合、兩國は相互全兵力を以て援け合ひ、又決して單獨に講和を締結するやうなことは無い。更にまた兩國の一方が他の強國（暗にフランスを指す）から攻撃を受けた場合、他の一國は好意の中立を守るべく、而かも襲撃國（フランス）がロシアの援を受くるやうの場合、茲に獨逸兩國は互に死力を致して援け合ふやうにせねばならぬ。」云々。斯くの如く定められたのである。

良がてビスマルクはフランスに勧め、兼々イタリアの囑望して措かなかつたアフリカのチュニスを取らせ、斯くして深くフランスを恨んだイタリアを誘ひ、獨逸防禦同盟を擴大し、所謂三國同盟てふ一種の防禦同盟を造つたのが一八八二年のことである。

該同盟は一九一四年滿期の都合であつたが、一九一二年に改訂、更に十二ヶ年間繼續のこととなり、其の主旨は「將來若し、締盟三國中の一若くは二が自ら戦を挑まず、他國（特に露佛兩國の何れかを指す）から攻められたやうな場合、他の締盟國は直ちに來つて攻撃を受けざる同盟國を援けねばならぬ。云々」と云ふのである。

斯かる同盟は云ふまでも無く獨逸兩國のゲルマン系民族が其の仇讐たるラテン系のフランスと、ス

ラヴ系のロシアとに備へた可なりに濃厚な民族的色彩を帯ぶる結合である。

そしてイタリアが該同盟に賛加したのはチュニクス問題に關する不滿の情に基くものであり、民族的の意義より云へば、當然「ラテン姉妹」の關係にあるフランスにこそ相結ぶべきであつた。さればこそ一面、三國同盟に加入せるにも係はず、他方、民族的關係より、却て之に遠ざからんとする傾向を有し、特に三國同盟の一員たるゲルマン系のオーストリアとは「未回収のイタリア」なる問題に就いて互に相排斥するところがあり、遂に世界大戰中に於けるイタリアの三國同盟脱退さては聯合側參加となり、茲に歴然たる民族的意義の表明を見るに至つた。

兎まれゲルマン民族を主體とせる三國同盟に依つて最も脅威を感ずべきは云ふまでも無くロシア（スラヴ族）フランス（ラテン族）の兩國であつた。蓋しこのスラヴ、ラテンの兩民族は共にゲルマン系の獨逸兩國と相納れざるところがあり、今や新に三國同盟の威迫を蒙り、遂に一八九一年刻下焦眉の急に應ぜんが爲、露佛二國の防禦同盟の成立を見るに至つた。事情斯くの如くである以上歴然たる民族主義の表顯と云ふても大なる誤は無いであらう。

該防禦同盟の定むるところを見るに、「將來若し、露佛兩盟邦の一が他國（獨、逸、伊）に依つて襲はれたる場合、他の締盟國は直に全兵力を以て來り援ふ。」と規定してをり、ラテン・スラヴ兩民族の

ゲルマン族に對する甚しき對立抗争の念を表明してゐる。

第五節 三國協商の成立と民族的意義

ゲルマン系民族を主體とせる獨・墺・伊の所謂三國同盟に對し、ラテン系のフランス、スラヴ系のロシアを聯ねた所謂露佛防禦同盟の成立するに至つたことは既に前にも述べた通りであるが、斯かる露佛の同盟に對して更に英國の親交締約を見るに至り、茲に所謂三國協商 The Triple Entente の成立を見るに至つたことは遍ねく世に知れ涉つた事實である。

抑も英國はゲルマン系のアングロ・サクソン民族を以て國家組成の中樞たらしめてゐる。故に民族的に言ふなら、寧ろ三國同盟の方にこそ甚だ縁近きものがあるやうに思はれる。而も却て該同盟に遠ざかつて三國協商の一メムバアたるに甘んずるに至つたのは果して如何なる理由であらうか。

蓋し既述の如く十九世紀末葉以降、獨逸の發展には刮目に値すべきものがあり、殊に海上貿易、海外植民に對する其の活躍に至つては輕々に侮るべからざるものがあり、優に世界の海上王たる英國の勢威を壓して餘あるものがあつた。

況してドイツは盟邦オーストリアと相結んで三「B」政策 (3 B's Policy) に猛進し、中歐より近東、更に進んでは西アジアの方面にまで威力を展べ、惹いては英國の寶庫と頼める英領印度の平靜をさへ破らうとする形勢にあつた。

事此に至つては英國史家の稱して以て才智と聰明の君主となす彼れエドワード七世の如きも、逐次、列強の聯合を形成して水も漏さずドイツを包圍せんとするの形勢を示した。(1)

成程ホランド・ローズの如き史家は英王エドワード七世が歐洲列強間の敵意と怨恨とを緩和して相互の間に親交の路を開き、特に許多の機會にドイツに對する親睦の情を披瀝したとは云ふてゐるもの、事實王が同盟政策を以て方に勃興の氣運にあるドイツの勢力を壓倒せんと企てた事實は、ドイツをして自づと嫉視反目の念を昂めしめ、彼のドイツの史家將たまた其の新聞紙をして英王の政策は只管ドイツを包圍し、之を取り籠めて、袋の鼠たらしめやうとするそのこと (Einkreisung) に向けられてゐたと説明するも何等理由の無い譯では無いのである。(2)

如上エドワードのドイツ包圍策の一つの顯はれは一九〇四年の英佛協約が即ちそれである。

由來十八九世紀を通じ英佛兩國の歐大陸、將た又植民地方面に於ける軋轢抗争は極めて辛酷なるものであり、特に一八九六年、アフリカなるファシヨダ問題の紛争の高潮するに及んでは、方に英佛兩



國間に戦争の慘禍の避け得られぬやうな形勢に見えた。

幸ひ、ガンベッタの遺鉢を繼いで對獨復讐に畢生の心血を注いだ彼れデルカッセ Delcasse が、新に佛の外相となつて英王エドワードの獨逸包圍策に同意を表するに及び、茲に英佛間を閉せる密雲始めて晴れ、兩國遂に允協して平和の解決に到達することが出来、遂に一九〇四年四月英佛協約の締盟を見るに至つた⁽³⁾。即ち是れに依ると、英佛兩國は互に北アフリカなる利權を分ち、其の結果兩國間の親交加はり來るに及んでは、從來佛國に對して地中海に置かれた英國艦隊の大部が一轉して大西洋方面に移され、密にドイツに對して備ふることが出来るやうになつた。

さて此の英佛協約が充分なる効果を奏するやうになつたのは、言ふまでも無く、前後二回のモロッコ問題に關してである。

モロッコに於ける專制政治に激せられて由々しき内亂の起つた際、彼れフランスの外相デルカッセは心に深く英國の後援を頼み、何れの國も單獨にモロッコに獨占權を得ることは出来ぬとの定めにも係はず、斷乎モロッコ政府に政治の改革を強要するに至つた。

ところがフランスの行動に兼々不快を懷いた獨帝ウイヘルム二世は斯かる仕打を聞くと同時に憤懣措くところを知らざるやうな有様で突如海に航してタンジール Tanger に至り(一九〇五年)、モロッ

コ國王の代表者に會して、「ドイツはモロッコの繁榮と永續に大なる關係を有する。」と告げ、尙ほ一二強國のみが同國內に優先權を有すべきでは無い旨を力説した。

斯かる折柄丁度フランスの同盟國ロシアの陸軍が日本軍の爲め散々に打破られたので、兼々デルカッセの政策に恨を懷いてゐたウイヘルム二世は時失ふべからずと早速モロッコを訪ひ、同國に對するフランスの優先權を否認するに至つた譯合である。

フランスは差出がましきカイゼルの此の干渉を怒り、デルカッセの如きは戦も辭せずとの決心を示し、今や方に獨佛間に戦端が開かれやうとする形勢に見えた。

而も此の當時フランスの兵力は遙にドイツの夫れに比して劣れるものがあり、のみならず英國の援助の左まで有力ならぬは明かな事實であるので、流石デルカッセの積極策も遂に施すに由無く一九〇六年のアルジシラス Algéciras の國際會議に於てモロッコ紛争に一段落を劃することになつた。

勿論同會議に於て英國は、盟邦フランスを援けてドイツを抑へ、三國同盟の一員たるイタリアでさへ、兼てのフランスとの協商に基き、只管フランスの便宜をのみ計り、獨りオーストリアが「華々しき助太刀として」(Als, brillantem Sekundanten⁽⁴⁾)ドイツの援助に努めたのみであるから、其の結果の政治的に經濟的に大體フランス側の有利に歸したのは殊更、此に言ふまでも無い。(4)

されど獨佛兩國間のモロッコでの競争は、單に如上の取極のみを以ては、未だ完全な解決に到達し得た譯では無い。一旦前きのモロッコ問題で失脚した佛の政治家デルカッセが再び海相として一國の樞機に與かり、依然英王エドワードの後援を頼んで、モロッコの内紛に乗じ、銳意權力の擴大を計るに及んで、再度のモロッコ問題は端無くも全歐に戰雲を漂はさん許りになつた。

即ち一九一一年七月、獨帝はフランスのモロッコに於ける活動に嫉視の情自ら禁ぜず、突如、同國在住商人保護の爲と稱し、砲艦バンテル Panther をアガデール Agadir 港に巡遣し、良がて輕巡洋艦ベルリン號が之に代り、尋いで砲艦エベル Eber が來つて之に代つた。所謂「アガデールの不意打」Camp d'Agadir として世界の耳目を聳動するに至つた大きな出來事である。

顧ふに此の事はフランスを壓迫してモロッコでの保護權を承認する代り、高價の代償を己れにも拂はせやうとのドイツの仕組んだ狂言に外ならぬ。之が爲めフランスの人心は言ふに及ばず、イギリスも飽まで盟約の義を重んじ、斷乎強硬な態度を以てフランス側を援け、一舉にドイツを打ち挫かうと企てた。ワルテンブルグの世界史概觀に「アガデールに向へるバンテル號の飛躍は英國の獅子を烈しく刺激した。ウィンストン・チャーチル Winston Churchill は英國艦隊を即時、繼續的戰鬪準備状態に置くべきアスキス首相 Primeminister Asquith の明瞭なる委囑に依り海相の職を引受けた。」云々

と云ふてゐるのは當時の緊迫せる外交的動向を髣髴たらしむるものがある。若夫れ英佛にして共力事をドイツに構へんか、當時は既に英露協約の成立せる時でもあり、露の英佛側援助は、必ずや一面三國同盟の蹶起を促し、結局後の世界大戰を俟たずして一世を擧げて戰亂の坩堝に投入さるるやうになつたかも知れぬ。

而も幸ひ英國の眞意は出來得べくんば戰爭の慘禍を避けようといふのであり、英佛に同盟の誼あるロシアと雖も、可なりにバルカン方面のことに忙はしく極力盟邦の危急を拯ふ餘裕とは無く、一方ドイツ側とて眞に自らを援くるものとしては單にオーストリア一國を算するだけであるから、斷然戰を開くの決心も出來ず、結局獨佛相互讓歩し、一九一一年十一月兩國間にモロッコ條約の締結を見、ドイツはモロッコでのフランスの保護權を承認する代り、フランスは佛領コンゴの約半部を割いて之をドイツに與へた。

是より先一九〇七年、同じく新興ゲルマン族の強邦ドイツを抑ゆる爲め、英露協約の成立を見るに至つた。

蓋し十九世紀末葉以降、獨逸の飛躍的振興は中外の耳目を聳動して餘あるものがあり、爲めに海上王の地位の失墜を恐るる英國をして東歐の強邦ロシアに提携を策せしむるに至つたのは決して偶然な

ことでは無し。

尙ほロシアと雖も新興ドイツの優勢なる海權と經濟的發展に依つて脅かされてゐる以上、遠く手を西方に展べてイギリスとの提携を策するに至つたのは寔に當然の經過を迎れるものと言ふて宜い。況んや露佛同盟と英佛協約との關係上、自づと英露の提携を促進するに至つたのは何等怪むを要せざる次第である。

とは言へ、ロシアに於ては必しも初よりイギリスとの聯盟を望んだやうな譯では無く、寧ろ或る場合却てドイツに近付かうと云ふ形勢を示した。

これに就いて注意すべきは、一九〇五年露獨兩皇帝間に行はれたビョルケ Björke の密約であらう。

抑も一九〇四年日露戰役の砌、ロシアのバルチック艦隊が極東進航の途上、ドイツより同艦隊に石炭を供給しつつある事實があり、早晚日英兩國より強硬なる抗議の來るべきを豫想し、茲にドイツは決然ロシアを誘ふて相協力し、更に之に加ふるにフランスの威力を以てし、所謂歐洲三強聯合を形づくる必要を認知し、さてこそドイツ帝、ウイヘルムは一九〇五年、フィンランド灣ビョルケの瀬戸に露帝を訪ひて密約を締し、露獨兩國間に防守同盟を結び、露帝より更に之をフランスに告げて彼をも

加盟せしむることを約した。⁽⁶⁾

蓋し此の同盟はドイツにとつて、フランスの自己に對する復讐心を和らげ、尙ほロシアとの親交を維持して、ドイツ海軍の未だ完成せざるに先だち、イギリスより攻撃さるる惧を除去することが出來、尙ほ優に露佛同盟の危険を一掃して却て之を自己に有利に展開させることが出來、其の上ドイツは如上三強聯合に依つて、既に締結されたる英佛協約の親交を離間し、進んでは英王エドワード七世と佛外相デルカッセの計畫に係かる所謂獨逸包圍政策を一舉に打破せんと策したのである。⁽⁷⁾

更に一面、之をロシア側から見ると、ドイツの石炭供給を得てバルチック艦隊を極東太平洋に送るのは寔に焦眉の急でもあり旁々ドイツの希望せる三強聯合に賛して、其の達成に努むるところがあつたのである。

とは言へ、露國外相ラムスドルフ伯 Graf Lambsdorff は其の眞意、露佛同盟を中心とせる對外政策を固守すると同時に更に、佛國を介して英國にも接近せんとする方針をとり、旁々該ビョルケ密約の破壊に對して全力を注ぎ遂に該密約をして空文に歸し果つるの餘儀無きに至らしめた。

蓋しラムスドルフ伯等の意、新興ドイツの隆々たる勢威に尠ならず惧を懷き、同じく霸心滿々たるドイツの興隆に心を惱ます英國に相應じ、俄かにビョルケ密約の廢棄を策するに至つたものであ

らう。

斯くて一九〇七年英露の協約が成り、ペルシア、アフガニスタン並にチベット方面で兩國が夫々互協交讓して親交を温め、隠然ドイツの勢力に對して備ふるところがあつたのである。

斯くて英佛、英露の兩協約成つた結果は所謂、英佛露の三國協商 (Triple Entente) の成立となり、之を以て獨逸の三國同盟と相對峙し、以て歐洲の均衡を維持せんと計るに至つた。

勿論協商即ちアントラント Entente は條約即ちアライアンス Alliance の如く一定確然たる條約の形式を執るものではない⁽⁸⁾。却て單なる覺書の取りかはしに過ぎぬやうな場合が折々ある。とは云へ協商と雖も場合に依つては、條約に於けると同様、斷然積極的の意味合に轉ずることが屢々見受けられる。

事情斯くの如くであるから、三國同盟對三國協商の對立は兩箇の積極的の同盟の對抗を意味するものとも見るべく、勢の激するところ却て禍亂の機を速むるやうになるかも知れず、不安の情勢刻々に加はり來るものがあつた。

今、如上の關係を民族的に解釋するなら、獨逸ゲルマン族を主體とせる三國同盟に對立させるに、民族的將た政治的に之と仇讐關係にあるラテン系のフランス、スラヴ系のロシア、尙ほ民族的にはゲ

ルマン族に同じきも政治上、經濟上之と抗争關係にあるイギリス、此の英佛露三國の提携聯盟換言すれば三國協商の力を以てせんとするに至つたのである。

斯かる三國同盟對三國協商にして平衡を保てる以上、全歐の平和は確實に維持保證せらるべけんも、若し夫れ斯かる平衡にして破棄されたなら慘憺たる禍亂の勃發は到底之を阻止すべくも無かつたのである。

註

- (1) Holland Rose: The Development of the European Nations, p. 618.
- (2) " " " " , p. 618.
- (3) Hellmuth Schmidt-Breitung: Weltgeschichte der neuesten Zeit, s. 798.
- (4) " " " " s. 799.
- (5) Yorck v. Wartenburg: Weltgeschichte in Umrissen s. 277.
- (6) 齋藤清太郎氏ビヨルケ密約 (史學雜誌第三十八篇第二號)
- (7) 同 上 (同 上)
- (8) Helge Grauert: Das Dreibundsystem, s. 6~s. 7.

第六節 總スラヴ主義と總ゲルマン主義の衝突

東方、バルカン方面に於て、總ゲルマン主義、總スラヴ主義の二大民族主義の衝突の機運を藏せることは既に前にも述べた通りであるが、其の後機會ある毎に頻々たる兩者の軋轢を見、逐次禍亂の勃發へと歩を進むるに至つた。今其の概要を左に記すことにする。

(一) 一九〇八年十月、奥匈帝王フランツ・ヨセフは嘗てベルリン條約に依つて其の衛戍行政權を獲得せるボスニア・ヘルツェゴヴィナ兩州（スラヴ民族居住）の完全併合を宣言し、尋いで同じき十月ブルガリア——半獨立の公國であつて人種的には複雑なるもドイツに心を寄せてゐた。——も亦、獨立を宣言して王號を執るに至つた。

此の折、ドイツは總ゲルマン主義の意味合から、奥匈並にブルガリアの主張を援助し、尙ほ三國同盟の關係から見ても、將た又ブラーグ條約第五條——北シユレスウイヒに人民投票を行つて其の所屬を決定すること——を削除させる關係から云ふても、斷然奥匈側の主張を擁護するのが至當であつた。更に之をイタリアから云ふても三國同盟の關係上決然奥匈側の立場を援護するのが至當であり、

遂にブルガリア獨立、兩州併合の難問も比較的容易に其の完成を見るに至つた。

勿論、當時英佛兩大強は三國協商の柱石たる關係上飽まで盟邦ロシアの主張たる總スラヴ主義を援助し、且つは對敵關係にある三國同盟の主張を無視し、ブルガリア獨立、兩州併合は畢竟するにベルリン條約の破棄であつて、國際道義の上から見ても到底無視する譯には行かぬと抗議し、バルカンの紛議を契機として方に全歐の禍亂を捲き起さうと云ふやうな形勢に見えた。

併し其の折英佛二國には斷乎たる決意が乏しく、而かもロシアは日露戰役の創痕未だに癒えず、結局三國同盟側をして縦に其の名を成さしめ、兩州併合、ブルガリア獨立は易々と完成せらるる事となつた。

此の三國協商側の屈服に依り、恢復すべからざる痛手を蒙つたのは、何と云ふてもスラヴ族のセルビアである。

蓋しセルビアは露を首腦とせる總スラヴ主義の前衛となり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ兩州なるスラヴ族を率ゐ、獨塊二國を中樞とせる總ゲルマン主義の南進に當らうと策したのであるが、時非にして南風競はず、目的皆な背馳し、ボ・へ兩州のスラヴ族は心ならずも悉く奥匈國に編入され、此に慘憺たる總スラヴ主義の敗北を見るに至つたのは惜みても尙ほ餘がある。

(二) トルコは黄色人種系の民族を主體として回教を奉じ、保守専制の君主政に困しんで、民心の離叛甚しきものがあつた。二十世紀の初頭トルコに青年土耳其黨 Young Turks なるものが起り、統一進歩を標榜して特に統一に重きを置き、國內諸民族に對して、苛酷なる誅求抑壓を加へ、遂にマケドニアのブルガリア人——ギリシア正教徒——約二百名を虐殺するに至つた。*

此にバルカンの雄邦ブルガリアは其の同胞の恨に報いん爲め憤然干戈を執つて立ち、セルビア——ギリシア正教徒——亦マケドニアなる同宗徒の仇讐に報いん爲め奮然として立ち、セルビアの同族にして之と親交厚きモンテネグロも、セルビアに倣ひて決然兵を起し、南方の強邦ギリシア——ギリシア正教徒——も亦たマケドニアなる同宗徒の慘狀に憤りて蹶起し、さてこそ一九一二年、トルコ對塞勃・黒・希の所謂第一回バルカン戰役 The First Balkan War. とはなつたのである。

さて戰の始より聯合軍頻りとトルコ軍を破つて猛進を續け、翌一九一三年遂にロンドンの和約となつてトルコの領土は大に削減され、エーゲ海岸のエノス Enos より黒海岸のミヂア Midia に至る一割線の西方土領全部を擧げて之を、聯合四國に分與することとなつた。

斯くバルカンに於ける獨逸二國の盟邦彼れオスマンリ・トルコ帝國の一敗地に塗れて立つ能はざるやうになつたのは、取も直さず總ゲルマン主義の失敗であり、之に反して總スラヴ主義の先鋒、セル

ビア・モンテネグロ等スラヴ諸族の勢威大に昂まるに至つたのは確然たる總スラヴ主義の勝利と見ても敢て過褒過言では無いであらう。

(三) 第一バルカン戰役の開始さるるに先だちセルビア及びブルガリア間に一箇の密約が締結され、若し戰にして聯合軍の勝利に終つたなら、ブルガリアはトルコ領マケドニアの大部を略取し、セルビアは主としてトルコ領たる西方アドリア海沿岸を所有することに取極められた。然るに一九一三年のロンドン和約の結果、該アドリア海の沿岸にアルバニア公國が立てられて、セルビアの海に出づるの計畫は脆くも失敗に終り、セルビアは相も變らず海無き國として貨物の輸出入には是非其他國の袖に縋らねばならぬと云ふ哀れな有様であつた。

そこでセルビアは西方に得ざりし土地の償ひを、ブルガリアの領する筈になつてゐた彼のマケドニアの一部に於て得んことを望んだ。ところが己が軍威に驕れるブルガリアは斷々乎としてセルビアの要求を聽かぬ。

此にセルビアは大に怒つて其の與國たるモンテネグロと兵を連ね、戰をブルガリアに開かうとし、ギリシア、ルーマニアも亦、勢力均衡の必要上セルビアに味方し遂にブルガリア對塞・黒・希・羅四國聯合の戰が開かれて所謂一九一三年の第二回バルカン戰役とはなつた。

此の役ブルガリア軍頻りと敗れ、遂に同年八月のブカレスト條約 Treaty of Bucharest で聯合四國何れもブルガリアを削減して其の領有を増すに至つた。要するに總ゲルマン主義の先頭を承たまはるブルガリアの領土の縮少されたことは、取も直さず總ゲルマン主義の失敗、總スラヴ主義の勝利であつて、延いては總スラヴ主義の背後に立つ三國協商の成功とも稱することが出来よう。

註

※ C.D. Hazen: Fifty years of Europe. pp. 243—244.

第七節 セライエヴォの慘劇と民族主義的意義

前既に述ぶるがやう、總ゲルマン主義と總スラヴ主義の争は愈々以て其の深刻の度を加へ來り、流石總ゲルマン主義の頭領を以て自任せる奥匈國も、國論渺なからず總スラヴ主義の活躍を憂慮し、百方策を講じて之に備ふるところがあり、遂に一九一四年大に武を奥匈領ボスニアの野に練り、良がて總スラヴ主義の前衛たるセルビア—凡ゆるバルカンのセルビア族スラヴ族を併せ、總セルビア主義てふ

總スラヴ主義の前提を造らうとする——の侵入に當るの策を講じた。

この折、奥匈國儲嗣フランツ・フェルデナンド大公 Erzherzog Franz Ferdinand 皇帝フランツ・ヨゼフの甥 は、太公妃ホーヘンベルグ公爵夫人 Herzogin Hohenberg を伴ひ、親しく大演習をみそなはし、事終て後ボスニアの首府セライエヴォ セライエヴォ Sarajevo に入られたが（一九一四年六月）不幸偶々ボスニア生れのセルビア種で、總セルビア主義の奉仕者を以て自任せるガブリロ・プリンチップ Gavrilo Princip なる一青年の銃弾に太公妃共に敢へ無くも不慮の終りを遂げらるるに至つた。

由來太公フランツ・フェルデナンドは苟もスラヴ人の住する地方を其の第三の構成要素たらしめて二元帝王國を三元國家たらしめやうといふ所謂三元主義 Triadism 政策を力説し、寧ろスラヴ人に對する多大の同情を有してゐたに係はらず、不幸總ゲルマン主義に對する總セルビア主義者の憤怨の犠牲たるに至つたのは、史上の悲劇たると同時に或る種の皮肉とも見らるのである。(1)

斯くてセルビア對奥匈國との争となり、茲にロシアは己が支持せる總スラヴ主義の先鋒セルビアを援護し、力を致して總ゲルマン主義の代表三國同盟の中樞獨奥二國と争ふに至り、更に西歐の兩大強イギリス及びフランスは三國協商の関係から銳意ロシアの總スラヴ主義を援護し、其の他凡ゆる世界の邦國を擧げて交戦國雙互の何れかに賛加し、一九一四年以降一九一九年に渉る千古未曾有の世界大

戦となつたのである。

開戦當初ドイツが殊更戦局の破綻を希ひ、遂に有史以來の大悲惨事を惹起するに至つたとは英米側の現代史家の記述するところであり、例へばシドニー・フェーの「世界戦亂の起源」を見るといふと、「一九一四年七月五日、セライエツォの事變後、方に一週日、いとも重要な會議がドイツのポツダム Potsdam に開かれた。會議の席にはドイツ皇帝ウイヘルム二世を始め、オーストリアの高官連も列席し、遂にオーストリアをして、戦を避け得ざる如く仕組まれた通牒をセルビアに向け發送せしむるに至つた。云々」と記してゐる。⁽²⁾

然るにワルテンブルグの世界史概観にハンス・ヘルモルトの補足せる「世界戦争」(Der Weltkrieg)なる一節を閲するといふと、「ドイツに敵意を懷ける煽動家は、是等顯然たる史實の中よりして忽焉としてポツダム會議なる烏有の場面を贋造するに至つた。そしてドイツ側許りかオーストリアのフリードリヒ太公、ベルヒトルド伯爵 Graf Berchold 等では將軍コンラド・フォン・ヘツェンドルフ男 Frhr. Conrad v. Hoetzendorf 列席の下に決定的の討議を重ね、最も激越な短期を指示せる最後^{ウルチ}の通牒をセルビアに附與させ以て殊更ら戦を導くに至れるものなるを極めて執拗に確認せしめんと努むるに至つた。云々と述べてゐる。⁽³⁾

此のポツダム會議の如きが果して真に存在せるものなりや否やの如きはしかく容易に推斷すべき限では無い。將たまた此くの如き曖昧の史實よりして開戦責任論を抽出するが如きは甚だ以て危険極まり無い。さあれ兎に角、民族的感情上、政治上將た經濟上に確たる根柢を有せる兩大民族主義の衝突が必然的に世界を包括せる千古未曾有の大禍亂を生むに至つたのは争ふべからざる事實である。

云ふまでも無く大戰の結果は獨逸側の屈服となり、遂に一九一九年のヴェルサイユ條約調印となり、其の間民族主義の勢力はアメリカ合衆國大統領ウイルソンの民族自決の宣言と相俟つて隆盛を極め、ポーランド共和國の出現、チェコスロヴァキア共和國、セルヴ、クロアチア・スロヴェニア王國さてはバルト海沿岸諸共和國の創立を見るに至り、戦後愈々以て民族的傾向の著大ならんとする形勢にある。

註

- (1) Holland Rose: The Development of the European Nations, p. 613.
- (2) The American Historical Review, 1920 July, Sidney Fay: The Origins of the World War.
- (3) Yorck von Wartenburg: Weltgeschichte in Umrissen, S. 252.

第三章 世界大戦後に於ける民族主義

第一節 北シュレスウイヒに於けるデンマルク人の民族運動

一八六六年普墺戦役の結末を示せる彼のブラーグ條約に於て、プロシアが斷乎シュレスウイヒ、ホルスタインの兩州を奪ひ取つたのは有名な事實であるが、此の當時ホルスタインの人口は約六十萬、何れもドイツ系の人民であつて心からプロシアへの併合を望んでゐたから問題は無い。處がシュレスウイヒの方はドイツ系が二十五萬、デンマルク系が十五萬の割合で兩民族の混住であつた爲め、甚だ複雑な問題を提供するに至つた。

されば此の折、佛帝ナポレオン三世の斡旋に依り、丁獨兩民族の混住の甚だしい北シュレスウイヒに人民投票を行ふべき旨を規定し、之をブラーグ條約の第五條に挿入するに至つた⁽¹⁾。即ち該條文を瞥見すると、

「墺國皇帝陛下は普國王陛下に對し、一八六四年十月三十日ウィーン條約の結果獲得せる凡ゆる其の

シュレスウイヒ・ホルスタイン兩公國に對する權利を讓與する。但し北シュレスウイヒ地域の住民は其が自由投票に依つて、デンマルクに統合さるべき希望を表現する場合、デンマルクに讓與せらるべきものとする。」云々といふやうに述べてゐる。

云ふまでも無く北シュレスウイヒ住民の所屬を人民投票に依つて取り極めやうとしたのであつて、宛然たる民族主義の顯はれである。

さて其の後、プロシア宰相ビスマルクは人民投票に勝利を得る準備として、所謂北シュレスウイヒのデンマルク人を驅逐せん爲め、滿二十歳に達せる男子には遍ねく三ヶ年の兵役を課する旨を宣言した。此に於て國境を超え、北の方デンマルクに逃るるデンマルク人が頻々として相次ぐ有様であつた。⁽²⁾

良がて獨佛戦役の結果、佛帝ナポレオン三世——ブラーグ條約第五條の立案者——が没落し、ブラーグ條約に決められた人民投票の履行も極めて覺束無いことになつたから、斯かる投票に望をかけてゐた北シュレスウイヒのデンマルク人は尙ほ續々とデンマルク方面に逃れ、茲にビスマルクの計畫は愈々完成の域に近づかうと云ふ形勢に見えた。

併しナポレオン三世の既に没落せる以上、北シュレスウイヒに對する人民投票の約束を不問に附す

るとも宜い譯であるが、流石にまた列國に對する手前もある。そこで若し出來得べくんば全然斯かる條項を條約面から削除させて了ふ方が永遠に安心を齎らし得べき譯合である。

さてこそ一八七八年ベルリン公會の折、彼れ聰敏なビスマルクは極力オーストリアの爲に奔走し、遂に奥國をしてボスニア・ヘルツェゴヴィナの衛戍行政の兩權を得しめ、是が代償の意味合で、オーストリアからブラーグ條約第五條但書を削除させる約束を得たのである。⁽³⁾

而かも此の間北シユレスウイヒに残留せるデンマルク人尙ほ多く、逐年人口増加の狀勢にあつたので、プロシアは是等異民族に對し極めて辛辣な同化政策即ち獨逸化政策を以て臨むことになつた。

先づ小學で第三學年以上の生徒は毎週六時間宛、ドイツ語で諸學科の教育を受けしむることにし、更に法廷でもドイツ語を以て官用語とし、各家庭に於ける兩親さへも其の子供に對し、自由にデンマルク語を教ふことが出來なかつた。

更に教會の禱りにデンマルク語を用ふることを禁じ、勿論またデンマルクを讚美するデンマルク語の歌謠を禁じ、甚だしきに至つては、デンマルクの國旗たる紅白の表章に類するとの譯合で、紅白の装ひをなすことを禁め、また赤色の犬小屋に白き犬の入り居るとして、其の小屋の色を塗り換へさせたと云ふ滑稽な話もある。

さて一八九〇年、彼れビスマルクの大宰相の職を退ける後も、其の辛辣な同化政策は依然として變らず、デンマルクの一教育者の本國への報告にも「北シユレスウイヒは峻嚴なプロシアの壓迫よりして、デンマルクから遮斷せられ、更にまたプロシアの國民的偏見に依りてドイツから隔離せられ、宛然たる一孤島の如き觀を呈してゐる。」云々と書かれてゐる。

されば斯かる亂暴なドイツの同化政策に對し、油然たる民族的反抗が、隨時、隨所に起り、あるは投票者組合として議員選舉の折、投票者の多數が結束して、政府の選舉干渉を防止し、或はまた言語同盟として團員結束してデンマルク語の使用、並に該言語を用ひての研究を獎勵し、斯かる研究に成れる歴史、文學、音樂等の刊行も行はれた。

事情斯くの如くであるから、北シユレスウイヒなるデンマルク人の民族的敵愾心は大に喚起せられ、機會だにあらば北シユレスウイヒの該民族を擧つて是非共デンマルクへの復歸を達成しやうとし、さてこそ世界大戰前後、民族自決の叫びが油然として高潮するに及び、該デンマルク民族運動の勢焰は然かく容易に鎮壓すべくも無かつたのである。

併し此の北シユレスウイヒ方面には可なりに澤山なドイツ民族も住まつて居り、是等は同じ民族主義の立場から、依然ドイツ側に残らうと希望してゐた。

斯くて一九一九年六月二十八日のヴェルサイユ條約に於てはジグム King-berg、オランダ Oland 線以北の所謂北シユレスウイヒの地に人民投票を行ふこととし、尙ほ此の投票區域を二分して北方區域には總括的人民投票を行ひ、南方區域には市町村別人民一般投票を行ふことと定め、そして何れの場合にも滿二十歳以上の男女は悉く投票權を與へらるることに決つた。(4) 良がて北方區域に於ける投票は一九二〇年二月十日を以て行はれ、其の結果デンマルクに歸屬を望むものが、多數を占め、遂に同年七月九日丁抹は公然該地方の併合を完了し、之を南ユトランド州 (South Jutland Province) と稱するに至つた。

次に南方區域に於ける投票は一九二〇年三月十四日を以て行はれ、其の結果ドイツ側に止まらうとするものが多數を占め、依然ドイツ側に残存することになつた。

斯くの如く考察し來れば北シユレスウイヒ問題の歸結は、要するに民族主義の見地に從つて解決せられたるもの、勿論兩投票區域の何れの場合に於ても少數異民族の殘存を見るの止む無きに立至つたとは云へ、之を大體より見て民族主義の花々しき成果を齎らすに至つた一つの實例とも見ることが出来る。

註

- (1) The American Historical Review, Vol. 24-L. M. Larson: Prussianism in Northsleswick.
 (2) " " "
 (3) C.D. Hazen: Fifty years of Europe. p. 212
 (4) 同盟及聯合國と獨逸國との平和條約並議定書、六〇頁

第二節 上シレシアに於ける民族主義の活躍

上シレシア (Upper Silesia) はもとドイツ、プロシアの一州で、面積一五、五六九方哩を有するシレシア州の一部に屬し、同州面積の約三分の一を占め、我が九州の三分の一にも充たざる程の狭少なる地域である。

而も此の地の産物極めて豊饒であつて、小麦・麻等の農産物を産するは勿論、鐵・石炭等の鑛産をも頗る多量に包含してゐる。大戰後ドイツ、ポーランド兩國が互に死力を致して該地域を争ふに至つたのも民族的關係を離れては全く此の經濟關係に外ならぬと云ふことが出来る。

人種關係に就いて見るに、一九一一年の統計で、上シレシア在住のポーランド人約百二十萬若くは

百五十萬をも超ゆと稱せられ、主としてオーデル河以東に其の根據を固めた。尙ほ該地居住のドイツ人も其の數概ねポーランド人の夫れに相如き、主にオーデル河西に其の占據の地を下した。

さて此のドイツ、ポーランド兩民族の混住せる上シレシアの地は、從來ドイツ帝國の管轄に屬しつつあつたが、大戰前後、民族自決主義が高唱され、爲に一九一九年のヴェルサイユ平和條約中にも獨波兩民族の意向を參酌し、該上シレシアの住民をして其のドイツ若くはポーランドの何れに歸屬すべきやを人民一般投票に依つて決定することなし、そして投票の結果は市町村毎に各々票數の多寡に依つて決定せしむることとし、尙ほ國際聯合委員會 (Interallied Commission) に於て該投票に表されたる住民の希望、將た地理的・經濟的關係を顧慮參酌して境界線を決定すべき旨を宣明した。(1)

斯くて一九二一年三月、人民一般投票が行はれたが、其の結果、ドイツ側に對する總票數七十萬七千六百五票を算したに係はらず、ポーランド側に對する夫れは僅に四十七萬九千三百五十票を數ふるに過ぎなかつた。(2)

とは云へ豫定せるところの市町村別の基準に従へば、ポーランド側の多數を占めたるもの實に四百六十二市町村、ドイツの多數を制せるもの、僅に百九十二市町村に過ぎ無いと云ふ有様であつた。

従つて之を市町村別の基準に従つて判定をしたなら勿論ポーランド側の勝利に終つたものと斷定せなければならぬ。

乃でドイツは一般人民投票に表示された總票數の割合で土地の所屬を決定させやうとし、ポーランドは飽まで市町村別の基準に従つて領域の歸屬を決定すべきであると同執した。斯く上シレシアに於ける民族自決の問題は一轉して獨・波兩國民の民族的抗爭に變化するに至つたのである。

然るに國際聯合委員會に於ては如上の規定に従つて、住民の希望や地理的・經濟的の狀勢をも參酌し、所謂上シレシア三角産業地帯と稱する極めて炭坑に富める鑛産地帯をドイツに與へ、其の南方地區たるリブニク Rybnik、プless Pless、カツトウウィツ Katowitz 方面をばポーランドに附與しよらと計るに至つた。

是に於てポーランドの民族的敵愾心は大に昂まり、人民投票に關するポーランド側代表委員コルフアンティール Korfanty の活躍を見るに至つた。

コルフアンティールはもとポーランドの片田舎に生れ、少時具に奮闘的生活を續け、遂にはドイツ帝國國會議員に選まれて自由派の領袖となり保守軍閥帝政諸黨と互に其の勢力を競ふた。彼は一面非常なる愛國的の情熱に富み、國民主義の權化と呼ばれ、或は「ポーランドのガリバルディー」(Poland's

Garibaldi) 將た「ポーランドのダヌンチオ」(Poland's Danuncio) とも稱せらるるに至つた。⁽³⁾ されば彼の令するところ、配下の將士何れも水火を辭せぬ。良がてコルファンティイは筆に口に上シレシアの同胞救済を唱へ、遂にはボイテンに本據を構へて同志を集め、結盟の士二十萬、何れもコルファンティイの意氣に感じ、生死を一にせんことを盟ふに至つた。

しかもポーランドの背後にはフランスの手が展び、佛は上シレシアの炭坑地帯をポーランドに與へて其の國力を強め、之をして東方からドイツを壓せしめ、依りて以て自國の安全を確保するに萬遺憾無きを期せんとした。

是れに反して英國は只管ポーランドを抑へてドイツの國力を保全し、良がて東方からフランスを抑制して、間接自國の安泰に資するところあらうとした。

斯くてコルファンティイはフランスの援助に心安んじ、斷乎國際委員會の主張に對して反抗を試み、一意同委員會の支持に任せる英伊兩國の軍隊と衝突をさへ生むに至つた。ポーランド政府亦た陽に叛逆者の名を以て彼を處罰し、陰に武器・糧食を與へて之を援護するに至つた。

斯くて英國の輿論は大に昂まり、口を喧しうして佛國の不法を難じ、佛國も亦筆鋒を鋭ふして大に英國の陰險を訾り、兩國の關係は俄然として緊張するに至つた。

而かも其の後、獨波兩國の關係次第に緩和し、上シレシアに對する裁定案は一九二一年十月を以て國際聯盟理事會に附議されることとなり、既記三角鑛産地帯の大部を擧げて之をポーランドに附與することとし、上シレシアなる六十七の炭坑中、五十四の多きがポーランドの有と化し、十六の亞鉛坑中十一、三十七の衝風爐中二十一も亦たポーランドの所屬たるに立ち至つた。⁽⁴⁾

とは云へ、之を民族上より考察せんか、新にポーランドに附與せられた地域の中、ドイツ民族の數尙ほ三十五萬を算し、ドイツに残存せる地域の中、ポーランド民族の數、尙ほ五十七萬二千の多きを數ふるに至つてゐる。⁽⁵⁾

當初、獨波兩國共に上シレシアなる同民族を統合して、民族主義の庶幾するところを達成しようとしてたのであるが、而かも經濟的利權の爭奪に走れる結果は端無くも他民族を併せて、同民族を抛棄するの止むなきに至り、畢竟不完全なる民族主義の成果を見るの止む無きに至つたのである。

事情斯くの如くであつて上シレシアに於ける解決は、決して獨波兩國に於ける民族主義に大いなる満足を得た譯では無く、寧ろ却つてドイツ、ポーランド兩民族の最も烈しき嫉視反目を助長するに至つたのである。

波領上シレシアなるドイツ人の見るところ、若しポーランド人の經營に係かる工場で、ポーランド

人の候補者に投票を怠る如きドイツ人の職工があるなら、夫は立ろに其の職を失ふに至ると云ふのであり、ドイツ人の憤懣は可なりに甚しきところのものがある。⁽⁶⁾

之に反して獨領上シレシアで、若しドイツ人の候補者に投票を拒むが如きポーランド人の小作人があるなら、夫は立ろにドイツ人の地主に依て其の小作權を引上げられて了まふと云ふのである。茲にもまた少數民族としてのポーランド人の悩みがある。

更に教育上の問題に就て見るも、少數民族としての獨波兩民族に夫々盡きぬ恨の醸されつつあるを看過する譯には行かぬ。例へば波領上シレシアに住するドイツ人の語るところに依るも、彼等は其の常職を喪はんことを懼れて、敢て其の子女を奨めてドイツ流の學校には入らしめ無いと云ふのである。

形勢斯くの如くであるので獨波兩國民の民族的抗争は愈々其の烈しさを加ふるに至り、經濟上の軋抗争も日に日に深刻の度を加ふるに至つた。

即ち一九二五年の六月、彼れドイツ共和國は從來、波領上シレシアに仰ぎつつあつた年額五十萬噸の石炭の輸入を禁止し、ポーランドの産業界に雷ならぬ恐慌を齎らし、爲にポーランドは自國に輸入せらるるドイツ産貨物の大部に法外の禁止的輸入税を賦課して、率直に報復の意を表現するに至つ

た。

是よりして獨波兩國共に其の死力を致して關稅戰に鎬を削り、兩國間の商業に多大の沉衰を齎らすに至つた。爲に一九二七年兩國互に免協の意を漏らして一箇の協約を締結し、相互輸入の禁止に若干の緩和を試むるに至つた。

とは云へ、上シレシアの問題は決して斯かる方法に依つて解決され了つたと云ふ譯では無く、兩國間には該問題を中心として容易に解消すべからざる根本的の嫌隙がある。

何ぞや、此の際ドイツ人の信ずるところ、彼のシレシアの分割は單に政治上の不正たるに止まらず實に、ドイツをして巨大なる戰費賠償の責務を果たし得ざらしむるものである。由來、上シレシアの問題と云はず、ダンチヒ Danzig、メメル Memel、ポーランド行廊 Polish Corridor に對する取り極めの如き、何れとして二箇の矛盾せる方針の表明に非ざるは無いと云ふのである。⁽⁷⁾

即ち列國の放縱なる取極めに依つてポーランド行廊及び上シレシア等をポーランドに附與するに至つたのは、其の名、民族主義を徹底さするてふ美名に隠れてはゐるものの、その實、民族主義を蹂躪して憚らざる一箇の不法事たるは既述の説明に徴しても、自づと明かなるものがあるであらう。尙ほ經濟上の緊要事てふ美名に隠れて、ダンチヒ、メメル等の要地をドイツから奪ひ、之を自治的主權の

下にポーランドに利用させるに至つたのは、事實ドイツの經濟を削減し、夫れをして戦費賠償の責任を果し得ざらしむるものである。

換言すれば是等の矛盾事を容認して毫も憚るところ無かりし列國は、云ふまでも無く偽善の罪を侵して恬として耻づるところ無きに近かるべきであり、若し夫れ歐洲の將來に對して眞に尊むべき平和を持來さんとするであらうなら、宜しくドイツをして是等嫌忌の情を一掃せしむべきであると云ふのである。

兎まれ上シレシアに於ける解決は民族主義の徹底を口實に却て民族主義に對する反逆を重ね、良が獨波兩國の容易に收拾すべからざる軋抗争を惹起するに至つたのである。

註

- (1) Raymond L. Buell: Europe, A History of Ten Years, p. 185.
- (2) " " " " " "
- (3) Review of Reviews, July-August 1921, p. 23 (The Polish Danuncio.)
- (4) Raymond L. Buell: Europe, A History of Ten Years, p. 190.
- (5) " " " " " " , p. 190.

- (6) " " " " " " , p. 191.
- (7) " " " " " " , p. 192—P. 193.

第三節 アイ爾ランドに於ける民族主義の活動

現下アイ爾ランドは我が九州の略ほ二倍位の面積を有し、大英帝國の一部を構成してゐる。そして南アイ爾ランドは其の面積全島の約四分の三を占め、人口は二百九十萬以上に達しその大部は皆舊教を奉ずるケルト種（若くはケルトと他種族との混血）のアイ爾ランド人（アイリッシュ）であつて、農業を以て主要なる生業としてゐる。

之に反して北部地方即ちアルスター（Ulster）方面は、其の面積全島の約四分の一を占め、人口は百六十萬以上を算し、何れもチュートン系の新教徒であつて、商工業を以て主なる生業となし、生計は一般に富有である。

由來アイ爾ランドの原住民たるケルト系のアイリッシュは、被征服民たりし關係上、常に屈從の地位に立たせられ、後住のチュートン種が主として地主、官吏となつて本來の住民を壓迫し、苛酷の小

作料や税金を徴發し、爲にアイリッシュの窮乏は具に加はり、其の上連年の凶荒に惱まされて飢餓に困むもの數ふるに遑無く、窮民踵を接してアメリカ方面に奔竄し、十九世紀の前半期に於て約八百萬以上を算した同島の住民も二十世紀の初頭には僅々四百萬以上を算するに過ぎぬやうになつた。⁽¹⁾

さればこそ英國ヴィクトリア女皇時代、政界の雄グラッドストンの自由黨内閣を組織するに及び、アイリッシュの境遇に同情を持ち、彼等をして其の熱望せる民族主義を達成せしめやうと計り、一八八六年（我が明治十九年）第一回自治法案を提出し、アイルランドには特別に其の議會と責任内閣とを造らせ、只、王位・外交・軍事等に就いてのみ本國議會の決議に依らしめやうとした。然るに該法案は本國とアイルランドとの統一を破るものなりとの非難を受け、遂に下院に於て否決せらるるに至つた。

良がて一八九三年グラッドストン第四回内閣の時、又もや第二回自治法案（前のものと大同小異）を提出し、下院は幸に通過したが、不幸上院に於て否決せられて了つた。

さて現王ジョージ五世の治世になり、一九一二年アスキス（Asquith）内閣時代に所謂第三回自治法案を提出し、アイルランド特有の議會は上下兩院から成り、外交及び軍事のことに就てのみ本國議會の決議に依らすことにし、之が爲めアイルランドから本國議會に向け四十二名の代議士を送るこ

とにした。

然るにアルスター（チュートン系新教徒）では若し自治案が布かれたなら、彼等は南方アイリッシュ（ケルト系舊教徒）の多數から復讐さるる惧があり、更にアルスターは工業地であるに係はらず、南方アイリッシュの農業的利害の爲に大なる損傷を蒙る憂がある。故に該自治案からして其の除外を求むるに至つた。とは云へ、南方アイルランドは商工業の殷盛なアルスターを除外して自治案を達成せしむるを好むべき理由が無い。

斯く論議の轟々たる中に早くも該法案は二度下院を通過して二回上院で否決されて了つた。さればもう一回下院を通過しさえすれば上院で如何な反對に出會ふとも直ちに法律として公布さるるは火を睹るよりも瞭かである。さればこそアルスターは事此に至つては到底黙視する譯には行かぬ。斷乎内亂を激成して法案の實施を妨げやうとするに至つた。⁽²⁾

時偶々幸か不幸か世界大戰亂が勃發し、英の民衆上下一致して國難に赴かんとし、政府は巧に斯かる時運を利用し、如上自治法案をして三度下院を通過させて之を完全なる法律とし、雷々戰爭中其の實施を見合はすことにした。

此の折南方アイリッシュは彼等の首唱せる民族主義の見地より、直ぐ様該法律の實施を望んで止ま

なかつたが、北方アルスターとの融和の出来ぬ以上是れが實施を要望することは全然不利益なことと言はなければならぬ。

事情斯くの如くなる際シン・フェーン黨 (Sinn Fein Party) の威力は俄然として擡頭するに至つた。シン・フェーンとは「我等自身のみ」(Only Ourselves) と云ふ程の意味合にてアイルランドはアイルランドのみで運営することが出来ることと云ふ譯合である。

そもシン・フェーン黨の起源は二十世紀の初頭に溯るを得べく、もと民族的文化運動を主なる目的とし、之が爲めアイルランドの古語ゲェリック (Gaelic) の研究を唱導し、古代風のアイルランドの服装を着、古きアイルランドの樂器を奏づることを奨励し、全島内の各市には毎週六回位同黨の會合を催し、五十名乃至百名位の黨員相集まつて歌舞に歡談に親睦を敦ふするを常とした。斯くて民族的自覺の精神が自づとここに喚發され、勢の趨くところ遂に政治的の獨立を庶幾するに至り、進んではアイルランド獨立共和國を建設せんとするに至つた。所謂アイルランド民族主義は茲に愈々顯然たる其の形態を表明するに至つたのである。

良がて一九一六年彼の歐洲大戰の最中、ロジャー・ケースメント (Roger Casement) を中心とするアイルランド獨立黨の一派は密にドイツ帝國に通じて不軌を計り、同黨の傑物ジェームス・コンノリー (James Connolly) なるもの亦た決然として兵をダブリン市に擧げ、白・綠・黃の三色旗を翻して、共和獨立の宣言をなすに至つたが、時利あらず南風競はずして遂に中道に挫折するの止む無きに至つた。⁽³⁾

而もシン・フェーン一派はこれが失敗にも屈せず、一九一九年民族自決の氣運の隆んならんとするに乗じてダブリンに立憲議會を創立し、アイルランド獨立共和國の建設を宣布し、同黨の有力なる闘士デ・ヴァレラ (De Valera) を推して大統領に選び、銳意その目睹とせる獨立共和國の建設に向ふて進んだ。

此の問題となつたのは先きに議會を通過して法律となり、而かも尙ほ未だ其の實施を見合はされてゐる自治法であつた。是れが自治法にして之を實行に移さんとせば、成法當時の狀勢に鑑みるも勢ひ之に若干の修正を加へねばならぬ。

斯くして一九二〇年、ロイド・ジョージ (Lloyd George) 内閣は所謂第四回自治法案を作成して、之を議會に提出し、幸ひ同年十一月までに下院は勿論上院をも通過し、正式の法律として公布せらるるに至つた。該自治法の内容は、(一)南北アイルランドは夫々別々に其の議會を有し、王位、和戰、外交、軍事、財政の問題を除き各種の立法權を各自の領域に於て行使するを得しめ、(二)更に南北ア

イルランドの統一を維持せん爲め、南北兩議會の代表より成る、アイルランド議會なるものを構成せしむることに一定した。勿論該自治法に對して北方アルスター側は之を承認し、南方アイルランド國民黨は其が徒らに少數派なるアルスター側の反對に懼れて、アイルランドを南北に分割し、更に財政上の自治を與へざることに對して、著しき不滿の意を表明した。國民黨にして然り。況してやシン・フェーン黨の如き過激派は絶對獨立以外の何物と雖も容易に容認することは出來無いと主張し、盛にアメリカ在住のアイリッシュと連繫を保ち、或は放火又は暗殺に依つて英國の官憲を惱まし、英國官吏も亦嫌疑民衆の捜査に事よせて財貨を没し民人を殺傷するに至つた。

由來シン・フェーン黨の領袖にして共和國大統領たるデ・ヴァレラは性狀剛直にして自信に富み、信仰に厚く、更に直情徑行にして飽までアイルランドの絶對獨立を主張するに至つたが、同じシン・フェーンの領袖であつて稍々穩健の見解を懷くものにアーサー・グリフィス (Arthur Griffith) 及びミハエル・コリンズ (Michael Collins) の兩者がある。

グリフィスは身材敢て偉大と云ふにあらねど、極めて強健に、且つ眞率寡言の中に恬淡寛裕の風格を保持してゐる。(4)

グリフィス亦た英詩の造詣に深く、散文にも長じ、「統一されたアイルランド人」(united Irishm-

en) なる新聞を刊行し、巧に中正溫健の筆を呵して民族運動の振作に努むるところがあつた。更にゲリック古語の研究よりして所謂アイルランド思想の淵源を探ね、一轉して民族運動の實際問題に身を委ね、遂にはシン・フェーン黨の首腦となり、同黨に對して確然たる組織と、牢固たる恒久性とを壘與するに至つた。(5)

次にグリフィスの輔佐役となり、同じくシン・フェーン黨の牛耳を握るに至つたものは實にミハエル・コリンズである。

コリンズは金鐵の如き意志と、火の如き熱辯とを有し、一度壇上に立つて咆哮すれば立ろに群集の血を湧かすに於て天下一品と言はれた。

しかも此の際、グリフィス、コリンズの兩者は只管其の歩調を併せて中正の見解を主張し、所謂アイルランド共和國を代表して英本國のダウニング街に臨み、一意協調に努めた結果は、一九二一年十二月所謂英愛條約の締結となり、翌一九二二年遂にアイルランド自由國條令 (Irish Free State Act) の公布を見るに至つた。(6)

今、該條令の所定するところを見るに、(一)アイルランド自由國——南アイルランド——は大英帝國を形成する諸政治團中の一員にして他と平等なる特權を有する。(二)該自由國中の立法府は代議院

(Dail Eireann, Chamber of Deputies) 並に元老院 (Senad Eireann, Senate) の兩者より成り、前者は任期四ケ年、百五十三名の議員より成り、満二十一歳以上の男女はみな一樣に該議員の選舉に當ることが出来る。

次に元老院は任期十二ケ年六十名の議員より成り、其の半数は内閣議長の指名に係り、他の半数は元勳榮爵の中より下院之を選舉する。(三)内閣議長は下院によつて選まれ、副議長及び内閣の諸大臣——十二名——を任命する。(四)英國皇帝は己が名代として自由國に總督 (Governor General) を派遣し、時には議會を通過せる議案に對して保留をなすの權を得しむる。(五)自由國に於ける信仰は自由である。(六)自由國の海岸防禦は自由國自ら之に任ずる。併し遠海防禦は英帝國軍隊之に當る。(七)英國に對する戰爭並に國際間緊張の場合、自由國は大英帝國の要する港灣其の他の便宜を供給する。(八)自由國は英國皇帝に對して忠順の盟をなし、又自由國成立當時に於ける大英國公債の一部をも負擔するの義務を負ふ云々。要するにアイルランド自由國はカナダ、濠洲の如き大英國自治領ドミニオンと概ね平等の自治權を得たものと稱することが出来やう。(九)

さて最初此の自由國條令案件はグリフィス並にコリンズ等に依り、シン・フェーン黨議會に提出され、過激黨のデ・ヴァレラ等は極力其の不可を論じたに係はらず、其の主張の貫徹せなかつた爲、憤

然として職を辭し、グリフィス衆望を擔ふて自由國政府の内閣議長——大統領——となり、コリンズ立つて、副議長——首相——となつた。

斯くてコリンズ首相は早急、北部アイルランド——特別議會と行政府とを有し、其の議會は王位、和戰、外交等以外の立法權を有する。更に徵集租税の中七百九十二萬磅を大英帝國政府に支拂ふ。——の首相ジュームス・クレীগ James Craig と會商して各自の國境を議定し、兩地方の親交を阻害するやうな幾多の障害を除去せんとするに至つた。(8)

しかも此の當時極力自由國の成立に異論を唱へた、彼れデ・ヴァレラは其の持説たる絶對獨立共和國建設を高唱して、意外の反響を喚起し、特に國內婦人團の熱誠なる後援を獲得し、自由國の前途未だ俄に樂觀を許さざる如き狀勢にあつた。

偶々グリフィス大統領は不幸心臟を病みて世を去り、首相コリンズ亦た過激派の毒刃に斃るるに至つた。其の折コリンズは敢へて兇徒を恨まず、「神よ彼等を許したまへ。」と絶叫したと傳へてゐるが、寛容にして敬虔の念に厚き、轉ろに追惜の念に堪へざるものがある。

其の後コスグレーヴ Cosgrave 立つて大統領となりデ・ヴァレラの過激派を一掃して一時國內の平靜を恢復するに至つたが、一九三二年内政問題に就いて失脚し、先きに議會に復歸せるデ・ヴァレラ

立つて大統領兼地方政・保健大臣 (President & Minister for Local Government and Public Health) となり、斷然自由國の牛耳を執つて英國に従はず、約を破つて英王に對する忠順の誓を拒否するに至り、(英國政府に對しては之を拒まず。) 著しく英帝國の反感を挑發するに至つた。とまれ前後百有餘年英帝國の壓制に苦んだアイルランドが、今や漸くにして自由國の創立を大成し、自主獨立の目的を貫徹するに至つたのは、寔に民族主義の大理想に猛進して英帝國の蒙を啓くに至つた、奮勵努力其の者の賜と言はざるを得ぬのである。

註

- (1) Charles D. Hazen: Fifty years of Europe, p. 128.
- (2) " ; " p. 165.
- (3) Robert M. Henry: The Evolution of Sinn Fein, p. 178—p. 181.
- (4) Review of Reviews, No. 387, pp. 214-215. (Arthur Griffith, president of Dail Eireann.)
- (5) " ; " p. 215 (" ")
- (6) Raymond Buell: Europe, a history of ten years, p. 154.
- (7) " ; " p. 154.
- (8) Review of Reviews, No. 386, p. 87.

第四節 ユダヤ民族主義の活躍

紀元第七十年ローマ皇帝ヴェスパシアヌスの遠征軍に依つて、其の國都を破壊され、其の聖堂を毀たれ、剩へ相踵いで至れる凶荒の辛慘に艱みて流離分散の悲境に沉淪せるユダヤの民族は、所謂祖國を有せざる民として歐洲至るところ常に不法の待遇に困められたのである。

尙ほユダヤ人は其の奉ずるところのユダヤ教の排他的性質に富めるものから、自己の信仰道德を以て他民族の夫等に比し、遙に優越なるものと信じ、常に己が周圍を改宗せしむるを以て重大なる責務と感じ、其の居るところ頑として他民族の文化に同化するところ無く、迫害、侮辱相踵いで至ると云ふ有様であつた。

彼の革命前のフランスの如きに於ても、彼等は常に小有産階級と共に專恣放縱なる特權階級の制壓に困み、無法の封建的經濟の壓迫に苦められてゐた。

さればこそ西歐に散在せるユダヤ人は常に上層貴族の爲めあられも無き汚名を與へられ、(一)猶太教徒はそが秘密の傳染病に對する醫藥として毎年一名宛の基督教の男兒を殺すことにしてゐる。

(二) 黒死病^{ペスト}の歐洲に蔓延せるはユダヤ人に發生せるものなりなど噂せられた。(1)

更に彼等は演劇に於ける嘲笑^笑的、謝肉祭に於ける民衆の糶物となり、一切の他の職業から排斥を受けた結果、止む無く金錢商賣即ち利潤を得て營む兩替業、並に利息を取りて營む金貸業に盡力し、畢竟「ユダヤ人は罪惡的營業を營み、基督教徒の膏血を吸ひとするものなり」など噂せらるるに至つた。

折しもルッソー流の天賦人權説が歐洲を騒がし、一切人類の平等なることが力説され、多數不平のユダヤ人は斯かる氣運を利用して政治的に社會的に自家の境遇を改善せむことに全力を用ひた。

良がて一七八九年七月フランス大革命が勃發し、八月には「人權の宣言」出で、人類の平等なる聲も發せられたので、佛都パリのユダヤ人は、公然「人權の擁護に依つて不平等なる待遇を改められたい旨」を議會に提案し、更に巨額の賄賂を過激共和黨^{ジャコフ}に提出し、「權利義務をば他と平等に所有すべきユダヤ人が、他のフランス臣民と區別されて不合理な排斥や輕視を受くる所以^{いはれ}は萬々無い。是等不合理なる差別こそ全然撤廢されねばならぬ。」云々と主張し、所謂是れが主張に基づく「デューポール案 (Bill of Dupont) (議員デューポールの提案に係るを以て此の名がある。の成立を見るに至つた。(2)

形勢斯くの如くであるので、大革命後のフランスでは一時ユダヤ人の解放が行はれ、十七世紀以後盛になりつつあつたユダヤ人のバレスチナ歸還熱も次第に其の氣勢を削がるるに至つた。ところが十

九世紀の後半期に至つては又もや反猶太主義即ち「アンチセミチズム」(Antisemitism)の思想が油然として漲り、ことに一八九四年には彼のフランスに於けるドレフェー問題の惹起を見るに至つたので、一旦鳴りを鎮めてゐたバレスチナ歸還熱は再び猛然たる勢を以て擡頭し來るに至つた。(3)

斯くて一八九七年オーストリア在住のユダヤ人、學者として將た操觚者として名高きテオドール・ヘルツル (Theodor Herzl) (ハンガリア生れのユダヤ人)なるもの「猶太人國ユダヤ問題の現代的解決方法」と題する一書を著はしてユダヤ民族復興主義を高唱し(4)、尙ほ一八九七年シニウイツでユダヤ民族主義者大會の開かれた折、ヘルツルの動議で以て、ユダヤ國再興の理想を實現する爲の、バレスチナの土地買収、さては該地に於ける政治的經濟的利權の獲得、是等に就いてトルコ^{スルタン}の皇帝と交渉を開き、更に英獨兩邦の緊要なる後援をも仰ぐべきことに決定した。

此の「ユダヤ民族再興」の希望こそ所謂「ザイオニズム」(Zionism) 若くは「チオニスムス」(Zionismus)の名に知られたものであつて、彼の舊譯、「サムエル」後書に、「ダビデ、シオンの要害を取れり。是れ即ちダビデの城邑なり」云々と云へる其の「シオン」に名稱の起源を仰いで居る。

シオンはイエルサレムの丘陵の一つの名であり、「バビロンの水の邊りに座して、我等は汝を憶いて泣きぬお、シオンよ。」云々の言詞に讀まるる如く、永久^{とほ}に變らぬユダヤ民族の憧憬^{あこがれ}の標的たりしとこ

ろであるから、「チオニスムス」の標語にはユダヤ民族復興の最も顯然たる民族的熱望の意を寓するの
である。

さて世界大戦當時、是等ユダヤ民族主義者の一團は、ドイツの首府ベルリンを中心として猛然たる
運動を開始し、英國で有名なユダヤ人、ロスチャイルド・サー・ロバート・サミナエル (Rothschild
Sir Robert Samuel) の如きも個人として斯かる運動に後援を吝まず、英國も亦甚大なる同情の意を
披瀝して、是が民族運動に全力を提供して毫も憚るところが無かつた。

事情斯くの如くであるので一九一七年十一月二日丁度世界大戦の酣なる比ひ、英外相バルフォア
(Balfour) の名前を以て、一箇の宣言書が出され、「英國はユダヤ人の爲に其の民族的國家をパレス
チナに建設することに對して賛同の意を表明し、是れが目的を達成すべく最善の努力を爲すべき旨」
を宣言した。所謂世に「バルフォア宣言」(The Balfour Declaration.)と稱すものが是れである。⁽⁵⁾
蓋し此の際英國の希望するところ決して單なる民族主義に對する同情にのみ依る譯では無く、隱然
大なる政治的野心に胚胎せるところのものがある。

言ふまでも無く印度は英國の一大寶庫であつて、東洋發展の一大策源地であるから、英本國からし
て印度に至る最も利便な交通路將た運搬路を保有せねばならぬ。斯かる意味合からしてパレスチナは

政治上英國に對し、頗る重要なる意義を與ふるのである。⁽⁶⁾

さればこそ一九一七年英國は先づアレクサンダー・アルベンビー將軍 (General Allenby) に依つてパレスチナ一帯の
地を占領し、尋いで「バルフォア宣言」を發し、「該地方にユダヤ人の民族的國家を峙立するに、多
大の援助を與ふべき旨」聲明し、尋いで一九二〇年にはパレスチナ及びメソポタミヤを委任統治下に
將來すべき旨を宣言し、愈々「チオニスムス」の發展に最善の努力を拂はんと企つるに至つた。

さて此の「ザイオニズム」の運動に率先反對を唱へたのはフランスである。蓋しフランスは第十六
世紀にトルコ領内なる基督教徒の保護に關して一箇の條約を締結し、終始、同領内なる該教徒の保護
を外交上一箇の特權たる如く思惟してゐた。従てフランスは彼れ英國が敢へて「ザイオニズム」の後
援者となつてユダヤ民族國家の復興に努力するのを喜ばぬ。却て反對に之が運動を抑留するに全力を
致した。

次に現下パレスチナに於ける住民の大部は回教徒たるアラビヤ人であり、ユダヤ人は僅々其の一割
強にしか當つてゐぬ。況してや一九二一年英のウィンストン・チャーチル (Winston Churchill) の公
にせる論文には、「吾人は先に大戦中、トルコなる一敵國に對してアラビヤ人の援助を得ん爲め、ア
ラビヤ國民の再造を約し、且つ是が新國家の威力を其の征服地に擴張せしむることを豫約するに至つ

た。「云々と述べてゐるので、ユダヤ人に加はるアラビヤ人の壓迫は可なり甚しきものがあつた。(1) 其の上バレスチナの地たる無下の石灰岩の荒野であり、既に二千有餘年の昔に於てすら、尙ほ且つユダヤ人の散亂を防止するには充分で無かつた。加ふるにバレスチナの地は思想の外に狹隘であり、人口の收容力は驚くべきほど少ない。如上の諸因は相俟つて茲に「ザイオニズム」に對する夥多の障害を供給してゐる。

とは云へ、例へバレスチナの地アラビヤ人の獨立を見るも、ユダヤ人の復興を見るも、皆是れ燦然たる民族主義の勝利とや云ふべきである。

註

- (1) 歐洲政情研究資料第三輯、「猶太人問題」八一九
- (2) 「歴史と地理」第十一卷第五號。拙稿「フランス大革命と猶太人の解放」
- (3) 同
- (4) Theodor Herzl: Der Judenstaat. Versuch einer modernen Lösung der jüdischen Frage, Leipzig-Wien, 1896.
- (5) Foreign Affairs, Vol. IX. F. Frankfurter: The Palestine situation restated. 尙ほ左に参考の爲、同宣言書の全文を掲ぐ。
"His Majesty's Government views with favour the establishment in Palestine of a national home for the Jewish

people, and will use their best endeavors to facilitate the achievement of their object, it being clearly understood that nothing shall be done which may prejudice the civil and religious rights of existing non-Jewish communities in Palestine or the rights and political status enjoyed by Jews in any other country."

- (6) 外交時報 田岡良一氏「シオニズムの將來」
- (7) Review of Reviews, No. 387, p. 260. (Palestine and the Balfour Declaration.)

第五節 エジプトに於ける民族主義の勝利

イギリスのエジプトに勢力を扶植したのはスエズ運河の株券買収に始まる。

抑も此の運河は一八五九年より一八六九年に涉り、佛人フェルゼナン・ド・レセップ (Ferdinand de) の設計に依りて開鑿せられたるもの、當初英國は該工事が同國の商業的地位を危ふするものであると考へ、頻りに反對を試みたのであるが、さて該運河が出来て見ると、東西の交通は喜望峰廻航の時よりも一段と盛になり、そして該運河通航の船舶總噸數の四分の三は實に英國に屬するものであつた。(1)

されば此の際、英國としては是非共該運河の管掌權を得て、以て東方通航の安全を計らなければな

らぬ。それには該運河の株券を得て置くことが必要だが、遺憾乍ら其の方の準備は未だ殆ど出来ては居ぬ。

ところが其の後、幸ひエジプト副王が財政窮迫の結果、所有株全部を賣り拂ひたいと申し出たが、佛國は躊躇して之を買はぬ。折しも此の事を漏れ聽いた英國外相ダービー (Derby) は首相ヂスレリと談合の上、早急電報でエジプト政府に買収を申出で、十七萬七千株を四百萬磅の大金で買ひ取ることに決定した。實に一八七五年の事である。(2)

まこと此の功業は彼のネルソン提督がアブーキール灣の海戦に博した大捷よりも有効適切であつたと言はれたのは尤もの次第である。

斯くて英國の印度に至る公道は安全となり、英の勢力の忽然としてエジプトに及ぶの素因をなすに至つた。

良がて一八八二年西歐諸國の干渉を憤る國權主義者のアラビ・パシア (Arabi Pasha) が外人排斥を名として兵を起すや、是れが戦亂の鎮定に與つたのは英國であつて、佛國は之に與からぬ。だから爾後英國の管掌權は殆ど獨占的となり、トルコの宗主權は單に名義上ノミナルのもののみとなつて結局英の保護權が確實のものたらんとするに至つた。(3)

斯くて一九一四年世界大戰の起れる際、彼れ英國は獨逸側なるエジプトとトルコとの關係を遮斷し、且つは英の海上交通の咽喉地たるスエズ運河を絶對安全に保たんとし、公然エジプトの己が保護國たるを宣言するに至つた。

されば此の事ありて間も無く、一九一八年十一月エジプト國民黨の領袖たるザグルル・パシア *Zaghal Pasha* 等は英國のエジプト總監ウィングゲートをそが官邸に訪れ、英の保護權撤廢を要求し、暗にエジプト人の獨立要求を表明した。

實にエジプトの開發に就いて大英國の絶大なる努力を傾倒せることは、敢へて疑ふを要せざることではあるが、彼れ英國國民の尊大なるは遍ねく世人の知るところ、動もすれば被征服者を以てエジプト人に臨まふとする。エジプト人の之に喜ばざるは固より其のところであつて、大戰前後、民族自決の動向全歐を風靡せんとするに當り、エジプト人の之が趨勢に逆ふことの出来なかつたのは、固より自然であると言はなければならぬ。

即ち彼等エジプト人が斷乎英國の羈絆を離れて民族の獨立を大成し、そが民族國家の統一を完成せんとする所謂民族主義的傾向は一段の猛勢を以て展開し來り、偉人ザグルル・パシアの活躍は忽焉全世界の視聽を聚むるに至つたが、彼れウィングゲートの頑迷は強いて此の宇内の趨勢に眼を閉ぢ、依違

逡巡ザグルルの要求を握り潰して了つた。

突如出現せる此のエジプトの國民的英雄、彼れザグルル・バシアとはそも如何なる人物ぞ。

彼れはエジプトの片田舎なる農夫の子、彼の大戰當時の英國首相ロイド・ジョージの生ひ立ちの如く、具に奮闘的生活を経過し來つたのであるから、「エジプトのロイド・ジョージ」(“An Egyptian Lloyd George”) と言はれてゐる。(4)

年長じてより彼は、カイロなる回教大學の過程を終へ、一躍して有名なる辯護士となり、嘗て法廷に立つて連續十二人の重罪犯人の辯護を試み、一人につき七時間宛の辯護の勞をとり、法官よりして法廷の時間の極めて重大なる旨を説き聞かされしに、彼は憤然色を作して云ふた。「罪人の生命は法廷の時間よりも遙に貴重なるものあるを知らずや云々」と、法官爲に啞然として答ふるを知らざりしと傳へてゐる。(5)

今や彼既に齡六十を過ぐる三、而も體容偉大にして精力旺盛、一度演壇に立てば懸河の辯、人を魅するものがある。されど一面感情に走らずして理智に富み、之を伊の三傑に比するにマッチニヤガリバルヂに類するより、寧ろカプール其の人に類するもの多々ありと言はれてゐる。(6)

彼は統監ウインゲートの態度寧ろ冷淡に過ぐるに憤り、翻然方針を轉じてエジプトの民衆に訴へ、

獨立の宣傳に全力を致した。

是に於て統監は軍隊に令し飛行機より爆彈を投じて民衆を威嚇し且つ其の會合を妨ぐるに至つた。尋いで統監政府はザグルル等四名の首魁を擒へて之を地中海上のモルタ島に幽閉するに至つた。時方に世界大戰の終りを告げた一九一九年であつた。(7)

さればエジプト人は是が英國の態度に激成され、放火襲撃を行ふこと頻々たるものがあつた。爲に統監政府は戒嚴令をエジプトに布き、陸軍には出動の準備を命じ海軍にはナイルの河畔を警戒させ一意内亂の勃發に備ふるところあらしめやうとした。(8)

斯かる報導に接せる英政府は急遽武名盛んなアレンビー將軍 (General Allenby) を起してエジプト統監に任じ全力を擧げて不穩の鎮靜に當らしめた。

實にアレンビー將軍は南亞、世界の兩大戰役に武勳を立て、更に統監拜命後、遺憾無く行政上の手腕を發揮しクローマー以來の良政治家と謳はるるに至つた。

即ち先づ本國の首相ロイド・ジョージと計り、斷乎ザグルルを解放して本國に遣はし、以てエジプトの民心を安んぜしめやうと計り、更に本國政府に奨めて、植民大臣ミルナー卿 (Lord Milner) を起し、之を委員長として委員會を率ゐエジプトに至らしめ、保護政の下、如何なる形式の憲法が最も

有利なるやを調査させやうとした。

果然ミルナー委員會の報告では、エジプトに完全な自治を許し、其の實際的獨立を保證することが緊要であると上申し、従て一九二〇年のミルナー—ザグルル協定 (Milner-Zaglul Convention) には、(一)エジプトの實際的獨立を許し、(二)英國をしてエジプト領内に駐兵の權利を得しむる。等の決定に立至つたが、英國政府の方針は之に賛せぬ。爲にミルナーは心中懊々として悞まず、遂に植民相の職を辭して了つた。

此の間エジプトの形勢は刻々に悪化し、革命の慘禍は立ろに起らうとする形勢に見えたので、流石英政府も大勢の遂に阻止すべきにあらぬことを悟り、一九二二年三月を以て斷然エジプトの保護權を撤し、その獨立の主權國たるを認め、更に戒嚴令を撤回し、同國の外交立法を獨立させ、軍備、交通の一部を暫定的に英國の監理の下に移し、軍備は強制徵募の三年兵役とし、高級士官は何れも英國人たることに取り決めた。

良がて同年三月十五日エジプトの獨立國たる旨を中外に宣言し、スルタン・ファッド一世 (Sultan Fuad I.) を仰いでエジプト國王陛下の尊稱を用ひさすることに取り極め、四月憲法を布き(一)エジプトは立憲君主政體をとり(二)首府をカイロに奠め、(三)國會は兩院制とし、(四)回教を以て國教と

し(五)普通教育を以て義務的なものと宣言した。

其の後、英國は尙ほエジプトの内政に關し様々干涉の手を加へんとしてエジプトとの間に屢々紛争を醸すに至つたものの憲法の大方針は嚴然損傷されること無くして今日に至つた。

實にエジプトが英國の束縛を離れて殆ど其の獨立を大成し、良がて民族的國家としての統制を完了せるに至れるは、彼のアイルランド自由國の創設に同じく、華々しき民族主義の勝利と謂ふべきであらう。

註

- (1) Charles D. Hazen : Fifty Years of Europe. p. 135.
- (2) " : " : " . p. 135.
- (3) " : " : " . pp. 198-199.
- (4) Review of Reviews, No. 385, p. 20, (Must Egypt be a second Ireland ?)
- (5) " : " : " , (")
- (6) " : " : " p. 21, (")
- (7) " : " : " p. 14.
- (8) " : " : " "

第六節 印度に於ける民族主義の昂進

印度は面積百八十萬餘方哩、人口三億を算し、所謂大英帝國の一大寶庫と呼ばれるだけあつて物質の豊饒他に多く其の比を見ぬ。尙ほ英國の經世家の理想とせる海上帝國 Meereich、即ち南亞・濠洲・印度を以て三箇の基脚とし、印度洋を以て其の内海とせる一大帝國の心臓部に當れるを以て、幾多英國の領土の中、特に重要視せらるる所以である。⁽¹⁾

斯くも英國にとつて甚だ重要な意義ある印度は、十七世紀より十八世紀にかけて逐次英國の侵略するところとなり、クライブ、ヘースチングス、ウェルズリー、將たダルフウジ等歴代諸總督の經營盡力に依り、完全に英の掌中に歸するに至つたのである。

勿論英國の施政は極めて漸進的であり、概して寛嚴其の宜しきを得、或る點に於ては印度の民衆をして舊來土王の虐政より、完全に離脱せしめ得た譯合であるので、是等民衆の感謝を得るに至つたのは勿論であるが、由來英印兩民族は其の人種に於て殊別があり、文化上にも逕庭の存するものがあり、容易に融合同化を得なかつたのみならず、動もすれば英國人の尊大なる、印度人を遇するに被征

服民を以てし、經濟的にも印度人は極めて悲慘なる境遇に置かれたのは言ふまでもない。例へば庶民の生活状態に就いて見るに一日の收入僅に五六十錢一ヶ月の夫れも僅に二十圓を出でぬといふ有様であるに係はらず、税金の苛重なること亦多く他に其の例を見ず、従て大部分の民衆は着るに衣無く、喰ふに食なしと云ふやうな有様である。

勿論印度人と雖も其の才能に應じて官吏たるを得るを規定されるれど、其の實下級官吏にのみ限らると云ふやうな有様であつた。世界大戦には約五十萬の印度兵が戦線に立たせられたに係はらず、中尉の官に進んだものは漸く數十名を算するに過ぎなかつたと言はれてゐる。

尙ほ産業の點に就いて見るに十九世紀の後半期本國マンチエスターの棉製品に課せられた五分の輸入税を三分半に引下げ、之に反して内地産の棉製品には三分半の消費税を課するがやうに取り定めた。實に斯くの如く考察し來れば、彼のヴィクトリア女皇の印度統治の宣言に「印度人は今後白人と區別せず平等に之を待遇せよ。」と言はれた、其の聲明は明かに空文に屬するやうになつたものと言はなければならぬ。

事情斯くの如くであるから、十九世紀の末葉から二十世紀の初頭にかけて、所謂排英的民族運動が猛烈と起り、殊に日露戦役の際の日本の活動に刺激を受けた青年客氣の輩の革命運動は熾烈を極むるも

のがあつた。

斯かる時代に現はれて所謂「印度人の印度」なる主義を唱へ、印度人の爲に眞の民族主義を主張したるものは彼れモハンダス・カラムチアンド・ガンディ Mohandus Karamchand Gandhi 其の人であつた。⁽²⁾

彼れガンディは一八六九年カティアワル Kathiawar なる印度教徒の子として生れ、其の母は印度教正教派の淑女であつて能く宗教的の戒律を守り、妻たり母たるの道をも充分履み行ふに至つたのである。

良がてガンディは印度に於ける正規の教養を受けたる後更に法學を學ばふとして、印度人の言ふ所の「黒き水」を涉つて遠く英國に留學しようと企て、其が許しを母なる人に求めた。ところが母なる人は呉れくも「肉、酒、婦人」(Flesh, Alcohol Women) を慎むべき旨堅き誓を立てさせ、切なる彼の願を認めたのであつた。

斯くてガンディは英京ロンドンの大學を出でて辯護士となり、其の後印度人の訴訟事務に關係して南亞のナタールに行き、彼の南亞戦役の際には奮進、約千名の印度人を集めて印度野戦病院隊を組織し、硝煙の間に博愛仁慈の爲に力を致せるものがあつた。其の後故國のボンベーに還つて親しく辯

護のことに勞せるものあつたが、或る訴訟を引受けたる際、依頼人の彼を詐るやうなことが出来た爲、向後斯かることの出来せる際は、何時にても引受けた訴訟事務を即座に謝絶し得るの條件を保留することと定めた。⁽³⁾

ガンディは生來體軀矮小、肉附亦豊かならず、のみならず、頭に白髪を交へて音聲低く、風采も亦何と無く上らざるものであつた。併し、其の人格の力は自づと之に接する人を感銘させなければ止まぬ。彼の世界大戦の際印度の本國に寄與したことは決して尠いものでは無く、彼の濠洲やカナダの夫れに比ぶるも決して劣れるやうなことが無かつた。即ちガンディ自らも此の際印度總督を助けて軍兵の徵發等に一方ならぬ奔勞を重ねたのは、遍ねく衆人の知る通である。こは要するに「英國政府の活動の總和は印度を大きな幸福に導くものである。」との深き／＼信念に立脚するものあるは、此の際特に疑ふ可くも無い。然るに其の後俄然としてガンディの心機一轉し、辛辣な印度獨立主義者になつたのは何故であらうか。

上述の如く世界大戦當時、印度の本國に捧げた功勞は決して尠少なものは無く、役に印度兵の召されたもの約五十萬を突破し、糜するところの軍費十數億圓を過ぐるものがあり、其の努力の報酬よりせば、優にカナダや濠洲の有する自治と同一のものを獲持せねばならぬ。

斯くて世界大戦方に終らんとせる比、所謂印度政府の裁可に係かる印度政治組織改革案なるものの發表を見るに至り、(一)諸州政府の行政院 The Council of State 議員は必ずや印度人並に英國人官吏の二元に分れ、共に英國王に依つて任命を受くる手續にし、(二)特に軍務財務の兩大臣のみは悉く英國人官吏より選ぶことに定め、(三)印度諸州政治の全體は、所謂印度政府の政治からして分離せらるる形態ではあるが、特に平和秩序の維持に關しては印度政府に完全な監督權を與ふることにする。云々と定めやうとした。

斯くて印度の大英國に對する從屬關係は愈々以て確立され、唯だ漸を逐ふて印度の内政に自治權を附與しようとしてたのである。

然かも斯かる手溫き改革案は却て印度の民心を激昂させ印度獨立の氣勢を彌々以て昂進させ、彼のベンガル州の如き頻々たる陰謀兇變の續出に惱まざるやうな有様であつた。されば英國政府は不取敢、最高民事裁判所の判事ローラット Rowlatt 外四名を以て委員會を編成させ、以て(一)刑罰法(二)豫防法を制定させ、前者は主として犯人の檢舉處罰の法を容易ならしめ、陪審官の如きは斷然之を廢止することにし、後者は主として陰謀反亂の傳播を極力阻害するやうに取り極めた。

斯かる政府の彈壓に對し彼れガンデイは猛然として奮起し、當時全歐に遍蔓せる如き民族自決主義

を振翳して英本國に反對し、以て革命獨立の氣勢を煽つた。併しガンデイの標榜せる革命主義は必しも民族主義其の者にのみ合致するやうな譯では無く、寧ろ人間最高の價值ある真理と正義の達成を以て重要な目的と信ずるのである。換言すれば彼の民族主義を唱ふるのは其の主義方針の己が懷抱せる真理の達成に合致するが爲である。

斯かる真理の主張 Satyagraha 將た之に合致せる民族主義を遂行せん爲め、彼れガンデイは消極的抵抗 Passive resistance 即ち暴力的ならぬ文化的抵抗を試むるやうになり、或は非協同的運動を以て只管西歐流の物質文明の排斥を企つることになつた。而も此の消極的抵抗こそはトルストイの無抵抗博愛主義から出で、其の所謂西歐物質文明の排除なるものも要するにトルストイの物質文明排斥の精神に出づるのである。

斯くて店舗閉鎖、英貨排斥、爵位勳章英國返還等所謂消極的抵抗が頻々で行はれ、英領印度政府の困惑は實に一方ならざるものがあつた。

次に物質文明の排斥即ち「自然に還へれ」の方法はガンデイの方針に基いて至るところに行はれ、ガンデイ自らも「必要以上に餘剰のものを蓄ふるは竊盜の行爲である」と唱へ、己れ夫妻は悉く其の私財を抛棄し、僅に其の着るところの衣裳を貯ふる一箇の「トランク」の外は何等有するところが無

い。日常の食物は粗食をとるを以て主義とし、最初は小麦、野菜等を用ふるに過ぎず、牛乳及び牛酪の如きは殆ど之を用ふるに至らなかつたが、後には營養の不良に困める結果、僅に野羊の乳と少量の鹽とを用ふるやうになつたと言はれてゐる。(4)

更に近代の交通機關の如きは成るべく之を用ひざるを主義とし、大抵は徒歩に依つて間に合せ、醫術の如きも之を“black magic”として排斥し、主として自然療法に依つて間に合せた。(5)

更に彼は「國産の誓」てふ自給自足主義を以て満足し、本國産なるマンチエスターの棉布を用ふることを戒め、「諸君の凡ては印度の手織物工業を復活させる爲、絲紡車を廻はせ、男も女も小兒も之を廻はすことにせば、彼等は眞の報酬として一ヶ年将た八ヶ月の間に所謂「印度人の印度」なるものを得るに至るであらう。」云々と高唱するに至つた。

かくて印度三億の民衆は“Mahatma”即ち聖者を以て彼に喚び懸け、ガンデイにあやかつて所謂「ガンデイの帽」なるものを着け Gandhi-Ki-Yi 即ち「ガンデイの勝」を禱るの聲は都鄙至るところに充ち滿つるに至つた。

事情斯くの如くであるからガンデイ一派の推稱せる眞の主張、民族主義の貫徹は愈々以て其の勢焰を昂め、是れが目的の遂行に必要な消極的抵抗は頻々として繰返された。

さて曩にも述べた印度政治組織改革案なるものが一九一九年を以て英本國の國會を通過し、向後十年間印度人に自治を許し、而も其の成績に依つて代議政體を印度の地に行はふとするに至つたから、英王ジョージ五世は是が新憲法の開始を宣せん爲め、親しくコンノート公 Duke of Connaught を印度の地に差遣はされたが、ガンデイ一派は飽まで之に反對し、公の到着に先んじて堂々たる黒旗行列を行ひ更に其の後一九二一年英國皇太子の親しく印度の地を見舞はれた時には民衆一般、同盟罷業を以て之に答へた。

斯くて英國政府も斷然此に懷柔政策を捨て、先づ印度に對して多大の同情を有し、而も印度の民衆を平和のオアシスに導くべき熱望に燃え立つ印度事務大臣モンタギュー Montagu を餞り、反つて保守的傾向に富めるピール卿 Lord Peel を以て其の後釜に据ゑ、一九二二年三月には斷然ガンデイを捕へて六ヶ月間の禁錮に處するに至つた。而かも眞理の主義の達成を目賭とせる彼れガンデイは毫も其の境遇を悲まず、端然として神に默禱を捧げ、飽まで其の主張に殉せんことを心に深く誓ふに至つた。

勿論ガンデイ一派の印度民衆の企圖するところは、換言すれば完全な民族主義「印度人の印度」なるものの遂行にあるのであるが、さりとて印度に完全なる自治的責任政治を施行し、更に進んで大英帝國內のカナダ、濠洲等の自治領と全く平等なる特權を附與するに至るとせば、印度民衆の不平も自

づと鎮靜に歸すべき譯合である。而かも保守固陋なる英國政治家の間に固く是等の方針に反抗するものがあり、一九三〇年の帝國會議 Imperial Conference に於ては他の自治領並の待遇を附與することを峻拒するに至つたのである。

さればこそ一九二八年以降ボンベイ、マドラス等印度各地に於ける争亂暴動は數ふるに遑無く、ガンデー一派の活躍と相俟つて英領印度の將來や寔に寒心すべきものがある。

而も輒今彼れ大英帝國が帝國主義的經濟政策の趨勢に駕し、突如日印通商條約を排棄し、獨り我が國産業者に多大の損傷を及ぼすに止まらず、印度幾億の民衆に對しても絶大の不利益を齎らさうと云ふ窮境に立至つてゐる。果して然らば印度離叛の趨勢は日を逐ふて益々甚しく、遂には恢復すべからざる悲惨事を惹起して、老大帝國の將來に容易ならざる重大事を醸成するやも計られねのである。

註

- (1) H. Schmidt = Breitung: Weltgeschichte der neuesten Zeit 1902-1918. s. 820.
- (2) Review of Reviews. No. 388. p. 369.
- (3) Ditto, No. 388. p. 369.
- (4) Ditto, No. 388. p. 70.

(5) Ditto, No. 388. p. 70

第七節 英佛獨諸邦の民族主義的對抗

民族主義が或る場合極端なる國家主義、さては軍國主義的帝國主義に推移するのは、寔に自然の順序ではあるが、大戰後に於けるドイツ賠償金問題さてはルール占領問題に就ての英佛獨諸邦對峙の關係に徴しても、表面上或は世界平和の爲と云ひ、或は諸國民の自由獨立を尊重する爲であると唱ふるも、其の實、各民族國家間の利權増進の目的に出づることは争ふべからざる事實であり、換言すれば民族主義の積極的活動の現はれとも見ることが出來やう。

實際のところ世界大戰は英國にとつて軍事上、經濟上恐るべき強敵を斃さふとする戦争であり、佛にとつては約五十年前の獨佛戰役の戰敗の耻辱を雪ぎ、良がてアルサス・ロレーヌの兩州を恢復しようとなふ戦争であつた。

斯く聯合側の大立物が何れも打揃ふてドイツの強大を抑へようといふやうな譯合であつたので、彼の一九一九年ヴェルサイユ講和條約でドイツに課せられた講和條件と云ふものは實に慘酷極まるもの

であつた。

即ち歐洲に於てはドイツ本國の面積の約十三パーセントに當れる土地を割取し、アルサス・ロレーヌ兩州を始め、ザール、上シレシア等所謂鐵・石炭の重要な産地を奪ひ、更に從來のドイツ植民地の殆ど全部を割取し尙ほ一六〇〇噸以上の船舶は悉く之を沒收する等、實際上殆どドイツを滅亡させるやうな態度を執つた。

加之斯くも莫大なる經濟的資源の殆ど全部を擧げて之を喪失するに至つた、此の憫むべきドイツに對し、一三二〇億金「マルク」といふ（ベルギーに於ける國債償却の爲の約六〇億金「マルク」を加へて一三八〇億金「マルク」に達する）實に法外なる巨額の賠償金を課するに至つたのである。

尤もヴェルサイユ條約締結の當時は單に賠償の原則のみを規定し、賠償金額査定のごとは、之を將來の決議に委ねたのであるが、一九二一年五月の倫敦會議で以て、確然たる金額を決議し、ドイツの支拂ふべき賠償總額を如上の一三二〇億金と定めたのである。(1)

さて此の巨額の賠償金を償還するに毎年二十億「マルク」の金貨とドイツ總輸出年額の約二割六分を支拂ひ、三十七ヶ年を経て償還する豫定であつた。尤も年賦金に若干宛の差額の存するは無論であるが、最高年額四十六億と云ふ巨額の金額を償還するやうな譯合になるので、假りに年百億の金がド

イツに入りにしても、之から四六億を引去れば、あと五四億だけが輸入資金として残存する譯合であり、漸次貿易の中止を見るの餘儀無きに至るであらう。更に「マルク」暴落の結果は原料の買入が彌々以て困難となり、製造工業も何時かは休止さるるやうな破目になるかも知れぬ。

斯くて一九二一年末、ドイツは早くも賠償金の支拂に窮して其の延期を求め、一九二二年七月には又もや支拂不能を理由として二箇年の一般的支拂猶豫を求むるに至つた。

是に於てドイツ賠償金の問題はゆくり無くも聯合國間の大問題となり、之に關連して聯合國間の戦時債務の帳消、さては其の軽減の問題さへも起り來つた。

併し同じ此の問題に關し、英佛兩國は大に其の歸趨を異にする。蓋し英國は通商貿易を以て其の生命となし、英國第一の顧客とせるドイツの工業が沉衰し、其の購買力が減退せる結果は、必然的に英國産業——例へば製鐵、羅紗原料の産出等が衰へ、不景氣の風が吹き荒んで社會的不安が濃厚に漂ふてゐるといふやうな状態であつた。

加ふるにドイツの海軍は最早全滅に歸し果てて、再び英國と覇を海上に争ふやうな恐は無く、英國としては飽までドイツに交を修むるが何の點から云ふても適當である。

事情斯くの如くであるので、出來得る限りドイツの賠償金を減少させ、以てドイツの工業を復活さ

するといふことは實に英國にとつての焦眉の急であると言はなければならぬ。

之に反してフランスは貿易を以て國是とする英國とは國家の方針自ら異なるものがある。従てドイツ工業の衰頽に依つて影響を蒙るの度合は至つて少ない。のみならず、佛はドイツと其の境を接し、ドイツの政治的、經濟的の復活を恐るること到底他國の比では無い。飽までもドイツを抑壓して其の再起の力を防止せねばならぬ。

其の上佛は賠償金の受入れを見越して獨軍侵入地帯の復舊事業に投資してゐる。斯くして今やフランスの輿論は絶對的に賠償金の輕減に反對し、英の立場とは自づと相納れざるものが存してゐたのである。

斯くて一九二二年一月早くも英佛米日伊の五國全權がフランスのカンヌ Cannes に會して歐洲復興策とドイツ賠償金問題とに就き協議を凝らし、更に同年四月から五月にかけてイタリア、ジェノアの列國會議となり、具に歐洲經濟の復興を議するに至つたのであるが、何れも豫期したやうな効果を擧ぐるには至らず、殊に後者に於てはロシア・サウエート聯邦共和國承認の問題から論議百出して散々な結果に終るに至つた。⁽²⁾

良がて一九二二年十二月英京倫敦に英佛伊白の代表者を網羅する所謂首相會議なるもの開かれた

が、ドイツ賠償金支拂猶豫に關して英佛兩大強の意見が全然立ち別れ、佛の首相ポアンカレ Poincaré は二箇年の猶豫を興ふることには異議なけれど、是れが保證の意味にてドイツの財政監督を施行する外、該國の經濟的寶庫とも云ふべきルール地方 Ruhrdistrikt の占領を行はねばならぬと主張し、英の首相ボナー・ロー Bonar Law は斷然斯かる意見に反對し、單に四ヶ年猶豫のことを許容すべきであるを力説し何れも自國本位の國權主義に終始してゐることがわかる。

事情斯くの如くであつてロンドンの首相會議は敢へ無くも流産の憂目を見るに至つたのであるが、更めて一九二三年の一月には、英佛伊白全權の所謂バリ會議の開催となり、賠償問題の前途に是非共確定的の解決を齎らそうと計つたのであるが、英國は依然四ヶ年猶豫説を力説し、猶ほ又、ルール地方の占領には絶對の反對を唱へて佛の主張と相合するところが無い。會議は又もや決裂の悲運を見るに至つた。

是に於てかフランスは新にベルギー、イタリアを誘ふて其の與國となし、以てドイツの石炭木材引渡不履行を論決し、此にヴェルサイユ條約の所定に基き、一九二三年の一月十一日早くもデュッセルドルフ Disseldorf 駐劄の軍隊から枝隊を出し、全然無抵抗の中にドイツのエッセン Essen を占領し、更にドルトムント Dortmund をも占領するに至つた。

抑も此のエツセン・ドルトムンドの地方は一括してルール地方と總稱され、ライン河畔に位する有名な鑛業地帯であつて、長さは六十哩幅員は三十哩を算し、人口は約四百萬を數へ、炭坑の數は約百七十五、多くは私人の經營に係かる。該地域に於ける一ヶ年の石炭産額は戦前に於て既に約一億二千萬噸内外にも達し、實に歐洲での最大炭坑地と稱揚せらるるに至つた。

大戰の結果フランスは既にロレーヌ地方を獲得して、從來の鐵産額は著しく増進し、良がて四千萬噸にも達するやうになり、茲に製鋼業や製鐵業を起さんには、是非共ルール地方の炭坑區を占有するの必要があり、さてこそ該地の占領は兼々フランス將來の發展に緊要不可缺の重大事と信ぜられたのである。

當時ドイツの窮迫は愈々甚しく一九二一年より一九二四年に涉り、現金で送り出された額、既に二十億金「マルク」に達し、勢ひ此に不換紙幣の濫發即ち「インフラチオン」の悲惨なる結果を醸致し、紙幣一兆「マルク」が一金「マルク」に該當するといふやうな前代未聞の奇現象を惹起し、斯かる紙幣價值の下落は必然的に物價の暴騰を促し、ドイツ中産階級に與へた損耗約五百億「マルク」に達すると云ふやうな經濟界未曾有の悲惨事を惹起するに至つた。

一九二三年五月ドイツは公然、英・佛・米・白・伊・日の諸邦に一箇の新案を提出し、「(一)ルール

の占領はヴェルサイユ條約の精神に背戻してゐる。(二)ドイツの賠償支拂を全體にて三百億金「マルク」に修正する。(三)聯合諸國にして該修正案に賛意を表せぬ場合、ドイツは米國の提案に基き、賠償の全部を擧げて之を公平なる國際委員會の決定に一任することにする。」云々斯くの如く聲明するに至つたのである。而かも親獨意見に傾く英國でさへ、斷然ドイツの提案を不完全なものと宣言した位であるから、平素ドイツの行動に疑を持つ白佛兩國の共同、反抗の態度を執るに至つたのも何等怪むを要せざる次第である。

斯くて賠償問題は殆ど行詰りの状態に陥つたので、是れを打開する方法上、關係列國の政治家が専門諸家に委嘱して、政治的見解を離れた一箇の解決案を造らしむることにし、一九二四年に至つて賠償問題専門委員會が組織され、該委員會の報告書を議題として列國政府間の會議がロンドンで開かれ、遂に如上専門家の案を採用すると云ふ意味のロンドン協定が結ばれた。そして該専門家案こそは其が委員長米人ドーズ Dawes, Charles G. の名に依つて名付けられた所謂ドーズ案 The Dawes Plan 其の者である。

該案に依れば⁽³⁾

第一年度支拂^{一九二四年}開始

十億金^{マルク}麻^ツ

第二年度支拂	十二億二千萬金麻
第三年度支拂	十二億金麻
第四年度支拂	十七億五千萬金麻
第五年度支拂（一九二八年九月—二九年度）	標準年金二十五億金麻

尙ほ其の以後はドイツの人口、貿易其の他諸種の統計を基礎とする繁榮指數に應じて、夫々將來の年金額を増加させやうといふのである。尙ほ一面ドイツの「ライヒスバンク」を改善し、從來の紙幣一兆麻を一金麻とし、以て通貨の安定を計り、更に賠償金は總て之を「ライヒスバンク」に拂込ませ聯合國の手に依つて之を送金せしむるやうに定められたのである。

さて此のドーゾ案は其の後極めて順調に實施され、四ヶ年支拂總額五十一億七千萬金麻を送了し、一九二八年九月から標準年度に入つて愈々年二十五億金麻づつを支拂ふこととなつたのである。

ところが當時に於けるドイツの狀勢から見て、ドーゾ案を長く實施して行くといふことは非常に困難な事情にある。そこで新に、英・佛・米・伊・白・日・獨の専門家をパリに集めて、一箇の賠償専門委員會を組織し、該委員會の報告に基いて、更に列國政府委員會議をオランダ、ヘーグに開催し、遂に一九三〇年一月二十日賠償新案の決定調印を見るに至つた。もとの所謂専門委員會報告が委員長米

入オーエン・ヤング Young, Owen の巧妙な統率に成つたものであるから新たな賠償法を稱してヤング案 The Young Plan の名である。

さて此のヤング案を見るといふと一九二九年から一九八八年に渉る五八年七ヶ月の間に於て賠償總額を年賦に依り、關係列國に完済すべしと云ふのであり、其の總額を三五八億千四百萬金麻と定められたのである。

元來最初の賠償金總額は一三二〇億金麻と云ふのであり、此からヤング案支拂開始の一九二九年九月一日までの既済金總額約七十一億金麻も控除するも尙ほ一二四九億金麻を残置するにも係はらず、今や此のヤング案に依つて三五八億餘と定められたのは大要八九一億の減少を得たる譯である。

斯くて一九二九年から一九三一年にかけヤング案所定の年賦支拂約三十億金麻弱の金がドイツから流出するに至つたが、産業不振の折柄斯かる莫大の金の奔流は到底長くドイツの堪ふところでは無い。猶ほドイツの經濟的沉衰が一轉して歐米財界の不況を胚胎するに至るの理も特に此に絮説するを要し無い。是に於て一九三二年七月九日所謂ローザンヌ Lausanne 經濟會議の決定に基き將來ドイツの支拂ふべき賠償總額を三十億金麻と定め、ヤング案の支拂殘額約三百二十億余金麻に比し著大なる輕減を得るに至つたのは今尙ほ吾人の記憶に新たなるところである。

とは言へ、既に沉滞の極に至れるドイツ財界は單に賠償輕減に依つてのみ、其の景氣を恢復するものとは思はれず。尙ほ斯かるドイツの賠償金額の減少は勢ひ該賠償受入國、例へば英佛兩國の如きをして正規の戦債支拂を米國になすの義務を躊躇せしめ、爲に世界の財界をして極度の沉衰萎靡に導くに至つたのである。

實にドイツの賠償支拂の問題こそは歐米列強の所謂自國本位の民族的抗争に纏綿して一段の複雑なる外交關係を現出し、禍根を將來に胎すの止む無きに至つたのである。

註

- (1) Raymond L. Buell, Europe, a History of Ten Years, p. 48
- (2) Raymond L. Buell, Europe, a History of Ten Years, p. 276.
- (3) 日獨文化講演集。大竹虎雄「對獨賠償問題に就て。」

第八節 近東に於けるギリシア、トルコ兩民族の衝突

聯合諸國とトルコ（獨逸側）との和約は一九二〇年八月十日所謂セーヴル *Sèvres* フランス、ヴェルサイユの東北東 講

和條約に依つて、其の完成を見るに至つたのであるが、該條約は事實上トルコの歐洲に於ける勢力を削減し、以て有色人種の國家を出來うるだけアジアの西岸に追ひ退けやうとしたのである。(1)

今試に該條約に定められた要項を摘録せんに、(一)歐洲でのトルコ領は之を君府と其の後方チャタルジア線に至る一帶猫額大の地域に限り、(二)該地域の西方なる東トラキア、西トラキアは全部之をギリシアに割譲し、(三)小アジアなるスミルナ Smyrna はトルコの主權の下にギリシアが管理することにする。(四)更にアルメニア Armenia とアラビアが獨立し、(五)パレスチナとメソポタミアとは共に英國に、シリアはフランスに夫々そが統治の全權が委任せられた。随つてアジア側で依然トルコの領内にあるのは、アナトリア Anatolia の大部位のものであつた。(六)尙ほ兩海峡の通過に就いては戦時、平時の區別無く、各國の軍艦商船に對して解放せらるべきことに定めた。

實にトルコは該條約に依つて殆ど在來の領土の三分の二以上を喪ひ、人口の如きも二千萬から激減して僅々八百萬を算せざるやうに成り下つた。

要するにセーヴル條約下のトルコは獨立の名、臚に存して、實際は既に其の存在を失ひしものと言ふことが出來やう。

之に反して世界大戰の結果、異常なる發展を獲得するに至つたものは、言ふまでも無くギリシアで

ある。

即ちギリシアは新に東西トラキア、西部アナトリア、將た又、トルコ領諸島を獲取し、其の人口の如きは戦前の約二倍以上に達し、トルコ領内の凡ゆるギリシア民族地帯を併有せんとする民族主義、換言すればギリシアの先覺者の懐くがやうなる大ギリシア的精神即ち「マグナ・グレーキア」の精神を遺憾無く表明するに至つたものと稱することが出来よう。

大戦の結果斯くも驚くべき異常なる發展膨脹をギリシアのなし得たることは、大戦に於けるギリシアの功績を餘りにも多く評價し過ぎた爲であるとの批評もある位であるが、一には大戦のさ中、ギリシアの首相として非凡なる外交的手腕を發揮せるヴェニゼロス M. Venizelos 是ては熱誠なる英國上下の推輓の効果の與かつて力ありしが爲である。

何が故に英國はギリシアの庇護保導に對し全力を致して惜むところが無かつたものであらうか。

由來英國は古代ギリシアの文明に對する熱烈な憧憬、さてはギリシアの基督教徒に對する深厚なる同情、將たトルコの野蕃を惡める猛烈なる敵愾心等々、種々なる關係を有してゐたことは無論であるが、一には英國特有の打算的な、功利的な考に基づきをることも輕視する譯には行かぬ。

即ち英國が大戦直後トルコに課せられた平和條約を強行するに、飽まで自國の陸軍に依ることは、

極めて不利益なる關係にあつたから、先づ以てギリシアの陸軍に依てトルコ國を壓迫し、然る後優秀なる英國獨自の海軍に依つてギリシアと共力、トルコ軍を屈し、良かて地中海の東邊隅々に至るまで、自國の通商貿易的利權を進展せしめんとの極めて狡猾な魂膽を有してゐた。

斯かる陰險な英國の策謀に載せられ、さては「マグナ・グレーキア」の壯大な慾望に猛進せる彼れ輕率なるギリシア陸軍は、逸速くも土領スミルナ Smyrna の攻略に従事し、餘りにも熱烈なるトルコの民族的精神を挑發せる結果は、却て毛を吹いて疵を求むるの最も腑甲斐なき失敗を招くに至つたのである。

是より先、國歩多難にして空前の窮境に陥れたトルコは必然的に國威挽回に焦慮せる國粹黨の奮起を促し、遂に一代の風雲兒ケマル・パシヤ Kemal pasha の統率下にアンゴラ Angora 政府の目覺ましき確立を見るに至つた。

此の一代の奇傑たるケマル・パシヤは果して何人か。ケマルはもとトルコ領内はサロニカの生れ、夙に身を軍伍に委ね、世界大戦に参加して、祖國の爲に奮闘盡碎し功に依つて元帥の稱を授けられた。一にトルコのビスマルクと稱せられ、ロシアのレーニン、印度のガンディと相並んで東方の三大偉人と稱せられる。

トルコが既に大敗を招きセーヴル條約方に締結せられんとして祖國の前途を憂ふるや切、遂に東方アナトリアに逃れ、トラキア、コンスタンチノープル、さてはスミルナ等各地の國粹黨を糾合して國民議會政府 (Government of the Grand National Assembly of Turkey.) —— アンゴラ政府 —— を組織し、一種の國粹的民主的國家を成立せしむるに至つた (一九二〇年四月)。

該政府は勿論在來のコンスタンチノープルの政府を認めず、一九二一年一月を以て新たな憲法を組織するに至つた。今その要項を挙げれば、(一)凡ゆる主權は人民に屬し、眞の國家の主權者は人民であり、實際、執務せる主權者は人民の雇人に過ぎ無い。畢竟舊君主制を否認して民主的政體を謳歌し而かも國粹精神の喚發に志してゐるのである。

(二)國家の主權は Grand national Assembly 即ち大國民議會に對して委任され、議員の任期は二ケ年であり、何れも人民の直接代表者を以て目せらる。別に内閣と稱すべきものは無いけれど、議會の中よりして若干名の行政委員 *Vekils* を推薦して行政事務を行はする。ケマル自らは決して獨裁主權者でも無く、大統領でも無く、唯だ國民議會の議長とし將た行政委員の首班として、一時最高執行權を得てゐる迄である。云々

云ふまでも無く、斯かる國粹的民主的アンゴラ政府はセーヴル條約に依つて實現された「大ギリシ

ア」即ち「マグナ・グレーキア」の成果に對しては全然反對である。尙ほ土領スミルナの實權をばギリシアに引渡すこと、東西トラキアをギリシアに與ふることについては全然不服である。

蓋しトラキアは一括して之を考察するにトルコ人五十三萬餘、ギリシア人四十七萬餘である。隨てトルコ人が多數であるから、昔し通りトルコに併せて置くのがケマル一派の唱ふる民族主義にも合致する譯合であるといふのがトルコ側の主張である。ところがギリシア側の主張では西トラキアは夙にギリシア領たるやう決定されたところであつて今更、問題とすべき所以^いは無い。尙ほ東トラキアに至つてはトルコ人二十五萬に對し、ギリシア人は四十萬を算してゐるから、民族主義の立て前から、當然ギリシアに併合するが至當であるとの意見であり、所謂ギリシア一流の民族主義に基いてゐることが了かる。

尙ほ土領スミルナは小アジア全部の必要なる海口であつて、ギリシア、トルコの何れもが其の領有を熱望するところであるが、ギリシアはスミルナ市の人口が三十七萬餘、内ギリシア人の人口二十萬を算してゐるから、民族主義の根據から當然ギリシアが之を得るが至當であると主張し、且つ此のスミルナは十五世紀以來久しくギリシア人の占有してゐたところであり、ギリシア文明にとつて寔に淺からぬ關係を有してゐるから、ギリシアが領有するのが至當であると唱へた。然るにトルコの言ひ前

では、成程スミルナの市街地ではギリシア人の方が多いかも知れぬが、スミルナ附近の地即ちスミルナの郊外地までを包括して考へたなら、ギリシア人三十萬に對し、トルコ人は百三十萬の多きを數へてゐる。單に市街地に於ける人口その者のみを以てスミルナ全區の所屬を決定すべき所以は無い。云々といふやうな主張であつた。矢張純然たる民族主義に立脚してゐることが了かる。

さればこそケマルの指導せるアンゴラ政府は斷然武力を以てセーヴル條約の決議を否定し、スミルナやトラキアに對するギリシアの主張を一掃して彼れの勢力を飽までバルカン以南に局限しやうと企てた。

事情此くの如くであつて近東方面の風雲兎角に穩かならずバルカン方面の擾亂よりして再び世界の大戦を醸發せねばならぬと云ふやうな形勢に見えた。

是に於てか一九二一年三月聯合諸國は更めて英京ロンドンで會商し、(一)スミルナ問題の妥協、(二)陸軍増加のトルコ要求の承認等はれを申出でたが、トルコは中々之に満足せぬ。

良がて一九二二年三月英佛伊三國の全權が又もやバリに近東會議を開き、(一)東トラキアの大部をトルコに還附し、(二)國際委員を設けて兩海峽管理の問題を決定する等申出でたが、トルコはトラキア全部に對する權利の恢復と兩海峽の支配權獲得を主張して止まず、交渉は一時中絶の姿となり、其

の間トルコとギリシアとの關係が激化し、アジアにバルカンに方に其火蓋を切らんとするに至つた。

當時ケマルの勢力の侮るべからざるものあつたのは、フランス、イタリアの兩大勢力が相並んで密にケマル軍を援け、武器彈藥を送つて其の軍威を煽揚するところがあつたからである。

蓋しギリシアと拮抗の地位にあるイタリアはギリシアが地中海東邊に勢力を展ばし、特にスミルナの海口を得て勢力をアジア西部に發展することに内心少なからず嫉妬の念を燃やし密かに武器を送つてトルコの軍威を援くるに力を致した。

さて又フランスはイギリスが大戦以來、近東方面に其の勢力を扶植し、或は「デオニスムス」を鼓吹してユダヤ國民運動の保護者を以て任じ、或はギリシア陸軍の援助に依つて英海軍の威力を地中海の東邊に張り、事毎にフランスの歴史的傳統を蹂躪して憚らざるものあるに含み、のみならず大戦後、ドイツに對する關係上英佛兩國の態度兎角に相和せざるものがある。是に於てか今やフランスの密にイギリスを出し抜いてトルコを援助するに至つたのも、固より歴史上當然の過程を辿れるのみと云ふて宜い。

形勢斯くの如くであつて見れば、此の際英が斷然武力に訴へてギリシアを援けやうとするのは政治上からも軍略上からも甚だしき不利益であり、若又強いて自己の武力に心安んじ、力に依つて回教の

トルコを威壓するの方針を執らんか、英領各地に於ける回教徒殊に英領印度の回教徒は一齊に奮起して英國に當るやうになるかも知れぬ。隨て英國のケマルに對して強壓の手を加ふることの出来なかつたのは、固より當然のことであると言はなければならぬ。

斯かる状態を利用せる彼れケマルは今や猛然として立つた。一九二二年八月ケマル軍進んで小アジアのギリシア軍を壓し、九月ギリシア軍を破つてスミルナを占領し、方に西方バルカンにも進出せんとする状態を示した。斯くて十月に至り、トルコ、ギリシアの兩國はムダニア アジア・トルコマルモラ海沿岸 Mudania に會して休戦を議し、十一月更にスウイスのローザンヌに英・佛・伊・日・希・土諸國全權相會して近東會議を開いたが、トラキア問題、兩海峽問題等に就て議決するところも無く、遂に一九二三年二月に至つて事實上決裂の止む無きに至り、四月再び會議を開きトラキア問題及其他に就いて議事を進め、之に就いては大要ギリシア側の意向を是認し、マリツア Maritza 河よりアルダ河 Arda に至るの線を以てトルコの西境を限らすことにし、而かもスミルナだけは全然之をトルコの管掌に委ねることに取極めたのである。

さて是より先、一九二二年九月ケマル軍のギリシア軍を破つて大勝を博するや、ケマルは機に乗じて政體の變革を斷行しようとし、十一月一日國民議會の名に依つて「皇帝」スルタン ムハメッド六世 Sultan

Mohammad VI. の廢止を宣言し、十一月五日ラフェット・バシア Rafet Pasha 將軍はアンゴラ政府に代つて皇帝政府の政權を引受け、回教元首即ち「カリフ」Caliph の尊稱のオスマンリ王家 Osmanli へのみ傳はることを議決した。このことたる寔に世界史上注目を要すべき事柄であつて、彼のナポレオン一世が一八〇六年を以て神聖羅馬帝國 Holy Roman Empire に止めの刃を加へたことにも比べられてゐる。

良がて一九二三年十月大國民議會 Grand national Assembly の決議に依り、アンゴラを以て首都と奠め、税關監理局の外總ての官省を悉く新首府に移し一九二四年四月二十日新に憲法を公布し、トルコを以て共和國とし、回教を以て國教に定め、トルコ語を以て國語とし、四年毎に國民議會の議員を選む。そして國民議會に依りて選ばれたる大統領 (President of the Republic) が行政事務を統轄し、更に大統領に依つて選ばれたる諸大臣の會議 (The Council of Ministers) が行政事務を分掌する。尙ほ大統領の權威は頗る重いものであつて拒否權 拒否權 をば議會に有し、之を解散することも出来る。現今ケマルが此の要職にあつて殆ど獨裁の權威を行使し熱心に歐洲文化を採用して國威の進展に努めつつある。(2)

曩に一九二二年九月ケマル軍の大勝を得た結果、ギリシアにも極めて寒心すべき波動を及ぼし、畢

竟ギリシアの企圖の失敗に終つたのはコンスタンチン王の無能に由來すとの非難が昂まり、遂には王の退位を見ざるを得ぬ状態となつた。

抑も王コンスタンチンは世界大戦中ドイツ側に對して多大な好意を表明した結果、聯合側の壓迫を蒙り、爲に一九一七年王位を退いて、スウイスに亡命し、次いで王位を履んだアレクサンドルは只管ヴェネゼロス首相の意向にのみ聞いて聯合側を擁護し、漸次そが援助に依てギリシア主義を達成しようとした折柄、圖らずも飼猿の爲に噛まれて突然崩御し、廢帝コンスタンチンが又もや故國に還つて、再び王位を履み、親聯合國派のヴェネゼロス首相は此に其の職を退かざるを得無くなつた。

今や二度目の王位を履んだコンスタンチンはヴェネゼロスの大ギリシア主義のみは之を受け繼いで、スミルナ問題に猛進し、とどの詰りは再び退位の悲運を見るに至り、茲に新王ジョルヂ二世の登極を見るに至つた。

良がてジョルヂ二世はスミルナ問題の責任者として前王の閣僚であつたグウナリス M. Gounaris 以下の人々を所刑し王室の信望急に衰へ、諸外國の輕視も歴然と加はり來つた。かくて一九二四年四月人民投票の結果王政の廢止を決議し、茲に共和制の時立を見るに至つた。

次に英國に於ても近東問題の波動は決して輕視し去るべき底のものでは無かつた。即ち英國の擁護

せるギリシア軍はむざむざトルコ軍の爲に壓服され、トルコに同情あるフランス・イタリア兩國よりは輕視を買ひ、近東に於ける同國の威信は蕩然として地を拂ふに至つた。

是に於て自由統一兩黨を踏臺とせるロイド・ジョージ Lloyd George も頽勢支ふるに由無くして遂に責を引いて挂冠しボナー・ロー Bonar Law が新に立つて統一黨内閣を造つた。實に一九二二年の十月である。「レヴィウ・オブ・レヴィウス」に當時の政變を評して、「一七八二年英國がアメリカ植民地を失ふに至つた大失敗に繼ぐの一大悲惨事である。」と言ふたのも、強ち所以無き言では無いのである。^③

要するにスミルナ、トラキア問題を中心とせる近東問題の真相はトルコ・ギリシア兩國の民族的抗争に端を發し、惹てイギリス、フランスさてはイタリア等の民族國家間に於ける利權爭奪に纏繞し、斯くして捲き起された最近の一大波瀾であり、其の結果歐洲諸國に間接直接多大の影響を推及ぼすに至つたのである。これにつけても大戦後民族主義の潮流の澎湃として捲き起されたのは今更乍ら驚異の眼を睜らざるを得ぬのである。

註

- (1) Raymond L. Buell: Europe, a history of ten years, p. 384
- (2) " " " " p. 385
- (3) Review of Reviews, No. 396, p. 572.
"Never since the loss of the American Colonies in 1782, has so terrible a blow been struck at the prestige of this country."

第九節 ハンガリアに於ける民族主義の勃興と小協商

ハンガリアは主として黄色人種たるマヂャール Magyars 民族の建國に係かり、民心卒直にして義に勇み、祖國を愛するの念我が國に髣髴たるものがある。

一八六七年以後、該ハンガリア國はオーストリア（主としてドイツ民族の勢力ある國）と相結んで奥匈二元帝國を形づくつてゐたのであるが、大戰後、オーストリアから離れて別に一箇の獨立國をなすに至り、此の點に於ては民族主義の精神を貫徹し得たる譯である。しかも一九二〇年六月四日聯合國とハンガリアの間に取り極められた所謂トリアノン條約 (Der Friedensschluss von Trianon) に於ては在來に比し、甚しくハンガリアの領土が削減され、其の人口も著しく減少せしめらるるに至つ

た。

即ち其の面積に就いて言へば舊來の一二五・六〇〇方哩よりして三五・八七五方哩に減じ、其の人口に就いて云ふならば二〇・九〇〇・〇〇〇人よりして八・〇〇〇・〇〇〇人の少きに減退し、而も此の八百萬の人口中生粹のマヂャール種は六百二十五萬を算するに過ぎずして其の餘は概ねドイツ人、ユダヤ人等の所謂少數民族より形成せられてゐると云ふ有様であり、結局領域よりして云はば戰前の夫れの約三分の二を失ひ、同じく戰前の人口の約五分の三を失ふた譯である。(1)

さればハンガリアの領土を削つて已が領域を肥やすに至つたチェッコスロヴァキア Czechoslovakia、ルーマニア Rumania 將た又、ユーゴスラヴィア Jugoslavia 等には可なりに多數のマヂャール種が何れも少數民族の名目下に包含せられてゐる譯であり、即ちルーマニア國には約一・五五〇・〇〇〇人、チェッコ・スロヴァキアには約九五五・〇〇〇人、ユーゴ・スラヴィアには約五六〇・〇〇〇人のマヂャールが何れも編入包容されるやうな次第であり、斯かる取り極めが大戦前後、殊に隆盛に赴き來つた民族自決の精神に自づと牴觸を免かれぬ不自然のものたりしことは争ふべくも無い事實であつた。

さ無きだに祖國愛の精神に富み、民族愛の精神に旺盛なるハンガリア人は猛然として奮ひ立ちトリ

アノン條約文のブダ・ペストの市街^{マチ}に報ぜられた折には黒梓附の印刷に附せられ、街路の辻々に貼られたポスターには「Nem, Nem, Soba」即ち「No, No, Never」の激越なる言葉が添へられ、「トリアノンの條約は決して最終的な決定的なもの a fait accompli ではない。」と高調するに至つた。⁽²⁾

余のブダ・ペスト旅館で得た宣傳ビラを見るにトリアノン條約で削ぎ取られた四圍の地域を黒色で表し、かかる屈辱こそ薪に臥し、膽を嘗めても打ち雪がでは止まざるの意氣を其の儘ドイツ文に認めてある。⁽³⁾

尤もハンガリアは戦敗國として大戦前後、多大の困難に遭遇せる結果は國民の一部に甚だしき自暴自棄の精神を喚起させ、のみならず戦時捕虜としてロシアに行き共産主義的傾向にかぶれた人々が戦後續々と本國に還り來つた爲、是が感化影響に依つて、「共産主義的赤色支配」(「Red」 Communist Rule)の傾向が刻々濃厚の度を加へつつあつた。

併し乍ら如上のトリアノン條約排棄の精神は中々に強く、是が爲には何うしても祖國愛・民族愛の精神に基づく、統制堅固の王國を峙立せねばならぬと考へ、ここに王制的白色運動が猛然と起り來つた。とは言へハプスブルグ王朝の支配には可なりに苦い經驗を嘗めてゐるので同王朝の再興は成るべく之を避けようとしたのは無論である。

斯くてハプスブルグ朝以外の何等かの王朝を擁立せんとの念願中々に固く、先づ夫れ迄の準備として王政主義のホルチイ Hortly (海軍大將)を進めて攝政 Regent となすに至つた。⁽⁴⁾

良がて攝政々治の第一着手として一九二〇年普通選挙に依る國民議會を召集したが、勿論其の多數を制したのは王政黨であつたのである。さればこそ該選挙の終れる直後、猛然たる王制的白色運動が擡頭し、赤色共産主義者は容赫無く壓迫され、共産主義に同情をもつユダヤ人の如きも慘忍なる抑壓に困むに至つた。所謂ハンガリアに名高い「白色の恐嚇時代」(White Terror)とは之を云ふのである。

斯かるハンガリアの民族的白色運動に對しては、他列強の間にも可なりの同情を之に向つて傾注するものがある。就中ムッソリニ Mussolini 配下のイタリアの如き大戦終末に豫期の國家的目的を達するに至らなかつたのを惜むものは、同じくトリアノン條約に悲惨の運命を體驗するに至つたハンガリアに同情を表し、共に力を併せて、同様敗戦の屈辱に泣くドイツ、オーストリア兩國をも併せ、丁度以前の三國同盟の如きを今日に再現し、勝利に驕るフランスやルーマニアさてはチェッコ・スロヴァキア等に一泡噴かせんと策したのは固より當然の處置であると言はなければならぬ。

斯くてハンガリア一派の策動に衷心尠なからぬ疑惧の念を感じたのはチェッコ・スロヴァキア、ル

ーマニアさてはユーゴスラヴィア等世界大戦に思はぬ獨立の成果を齎らすに至つた小國共である。何となればハンガリア等、中歐諸國の擡頭は彼等諸小國の地位を脅かして折角得たる無上の榮冠を瞬時に失ふ危険があるからである。

さればこそ機智才辯を以て鳴るチエッコ・スロヴァキアの外相エヅアルト・ベネシュ Eduard Beneš が肝煎となり、先づ以て自國を始めルーマニア、ユーゴスラヴィアの所謂三國「小協商」the Little Entente なるものを結成し、隱然防禦同盟の組織を以てハンガリア等中歐諸國の擡頭に備ふるところあらうとしたのである。固より同じ中歐諸國の興起を恐るるフランスが陰微の間に術策を弄して小協商の、成立に多大の助力を與へたのは蓋し想像に餘あるであらう。⁽⁵⁾

斯くて一九二〇年より一九二一年にかけ如上三國の間に「小協商」が成立し、「是等三國は極力トリアノン條約の維持に努力し、若しもハンガリアが三國の一に對して率先攻撃を加ふるやうな場合、該三國は軍事協定の規定するところに従ひ、互に援助を與ふる。又同盟三國中の或る一國が他の盟邦に豫告を與ふること無く、突如盟邦外の一國と同盟を締結するやうなことは許され無い。」云々と約したのである。

斯く小協商對ハンガリア一派の中歐諸國の對抗は、動もすれば歐洲の中原に恐るべき危機を胚胎せ

んとしたのであるが、其の後ハンガリアも小協商諸國同様、國際聯盟に賛加するに至つたので、平和の維持も漸次具體化し來らんとするやうになつた。

とは云へ一面ハンガリアの復興的熱望は中々に鋭く、飽まで民族精神の昂張を以てトリアノン條約の是正を計らうと企ててゐる。されば一九二八年には陰かにイタリアのムッソリニより兵器輸入の援助を仰がうとしたやうな事もあり、計らずも「小協商」側から激烈な反抗を買ふに至つたのは今尙ほ吾人の記憶に新たなるところである。

兎に角上來述ぶるがやうな次第であつて、ハンガリアに於ける民族精神の興隆が今後歐洲の歴史に如何なる波紋を投ずるや、容易に窺ひ知るべからざるものがあるのである。

註

- (1) Raymond Buell: Europe, a history of ten years, p. 305.
- (2) Ditto, p. 305.
- (3) 拙著 歐洲史蹟觀 三一四頁
- (4) Raymond Buell, p. 309.
- (5) Ditto, p. 332.
- (6) Ditto, p. 307.

第十節 イタリアのファシスチと民族的國家主義

一九一八年同盟側との休戦條約成立すると同時に、政治的、經濟的將た社會的の混亂は早くもイタリアの全土を見舞ふた。政治上にはアドリア海の問題未だ解決を告げざるに、經濟上に於ては戰時中急激なる發展を遂げたる諸工業が一時に休止し、幾萬の労働者は次第に解職の悲運に泣き、辛ふじて残留せる労働者と雖も勞銀は思ふが如く上らざるに戰時中に暴騰せる物價は思ふがやうに下らず、而も一面には敵國から解放された數十萬の俘虜一時に歸還し、惹いては失業者の續出となり、經濟上寔に容易ならざる暗影を投ぐるに至つた。

加ふるに所謂、戰爭成金といふやうなものが、肩で風を切りつつ街頭を練り、自づと階級闘争の素因を蒔き散らすやうな有様であつた。茲に於てかロシアの過激主義は恰も天來の妙音の如く受け取られ、レーニンやトロツキーの寫影が至るところに掲げられ、イタリアに於ける社會黨、共和黨の勢力が一時に増進せるやうな有様であつた。

斯くて、一九一九年十一月に行はれた總選舉の結果は社會黨の躍進的增加となり、在來の約二倍

即ち總數一七〇名に達し、憲政黨一八九名に次ぐ尪然たる一大勢力となつた。

然るに是れが總選舉の際、社會の改良進歩を目的とする人民黨約百名なる一團が忽焉として爲政の壇場に現れた。是に於て慧敏なる政治家ニッチ *Nitti* は、オランダ *Orlando* に代り、是等新興の人民黨を味方として新に内閣を組織するに至つた。とは云へニッチは外交上の試練に乏しく、遂にアドリア海問題の鞅掌に失敗して挂冠し^{一九二〇年} ジョリッチ・ジョヴァンニ *Giolitti Giovanni* 奮然立つて内閣を組織し、人民黨も社會黨も安々と其が掌中に收め、差迫つた國民生活の安定も近きありと信ぜられた。而も事實是れが豫望は中々實現さるべき状態でも無く、不平に充ち満ちた労働者及失業者は縦にロシアの過激思想を謳歌し、遂には直接行動の暴力に依つて己が地位の改善を計らうと企つるに至つた。斯くて労働者は資本家に従はず、使用人は雇主の言を用ひず、農夫は地主に楯附くといふ有様であり、更に進んでは職工が工場を占領し、共有財産として是れを管理すべしと云ひ、地主の有地も意の儘に農民に依つて占據せらるるといふ状態に立至つた。

此の際ジョリッチ内閣は聯合労働組合の多數が革命行動に反對なのを探知し、之と相結んで社會過激黨を壓迫し、無事此の難關を切り開くことが出来たが、如何にせん社會の根本的改善に至つては何等適切の手段を講ずるに至らず、爲に一九二一年の選舉には社會黨の勢力忽に盛り返へし、流石のジ

オリッチ内閣も頹勢支ふるに由無くして遂に瓦解し、イヴァンオエ・ボノミ Ivanhoe Bonomi 後を襲ひ、革新社會黨、社會民主黨等の後援を得て内閣を組織するに至つたが、財政々策の鞅掌に失敗して挂冠の止む無きに至り、茲に社會黨以外の各政黨を網羅してファクタ内閣の成立を見るに至つた
一九二二年
二月

此のファクタ内閣成立前後、内閣の更迭頻次にして社會民心の動搖甚しき折、「ファスシスチ」の運動の突如として起り來つたことは、特に注目を要するものがある。

抑もファスシスチ Fascismo は伊太利語のファスシオ Fascio 即ち黨派なる言葉に出で、黨人なる意味を有する。尙ほ Fascista は複数を現はす語であつて其の單數形は Fascista である。

さて此のファスシスチの運動こそは世界大戰の反動として起れる社會主義的思想、その又反動であると稱することが出來、積極的、武斷的直接行動に依つて民族的國家主義若くは帝國主義を實現せんとするのである。

勿論斯かる思想の淵源するところは可なりに古いものであつて、彼のイタリア統一の三傑の一、ガリバルヂあたりの積極的武斷的民族主義に由來するものがあると言はれてゐる。

さて其の後、世界大戰當時、軍に従ふたイタリア兵が折々戰友團 Fascio di Combattimento なる

會合を組織し、民族國粹主義を謳歌して互に交情を厚ふし、良がて彼の愛國の志士ダマンチオ D'Annunzio の獎勵庇護の下に愈々其の結合を固ふし、ダマンチオのフィウメ占領に向ふた折の義勇兵の大半も總て此の戰友團に屬するものであつたと言はれてゐる。⁽¹⁾

しかも當時に於ける此の團隊は何等組織的のもので無かつたが、一代の奇傑彼れムッソリニの輔導に依り、黨派として實に完全なる發達を遂げ、一九一九年三月には最初の結黨式が擧げられ、一九二一年には團員の數一躍して三十二萬に達し、超えて一九二三年には其の數、四五十萬の多きを算するやうになつた。

抑もムッソリニは一八八五年北イタリアの片田舎に生れ、初め青年教育家として小學校に教鞭を執つてゐたが、元來が直情徑行の熱情家であつて、當初マルクスの學說に親んで社會黨の黨人となり、彼のマルクス流の階級闘争論より出發して、政治的、社會的、經濟的少數特權階級への反抗と暴力とを敢へてする所謂サンデカリスト Syndicalist の傑物となつたが、其の後ダマンチオの參戰論を謳歌した爲、社會黨本部よりして除名處分を受け、茲に翻然心境に一轉化を齎らし、熱烈な愛國主義、將た民族的國家主義を唱導し、遂に一九一九年三月には所謂「ファスシスチ」黨の成立を見るに至つたのである。

さて該「ファシスチ」の綱領としては(一)飽まで國家に忠實なること、(二)革命の手段を避くること、(三)民衆力を一にして其力を惜まざるべきこと、(四)個人的能力とそが努力に制限を加へざるべきこと。大凡斯くの如きものであつてコスモポリタニズムの傾向を帶ぶる社會主義的傾向とは其の歸趨自ら異なるところがある。即ち世界的社會の建設を排して、飽まで民族的國家の進展を期せんが爲め、斷乎積極的の直接行動に出ようとする。其の全體主義非個人主義をとつて資本主義にも拘束を加へんとするが如きは、可なり社會主義に類する如く思はるれど、其の階級闘争を否定し國際主義を排除せんとするが如きは著しく之に異なるところのものがある。

さて當初ファシスチの傘下に集れるものは軍人學生等を主とし中には婦人をさへ加へ、其の數凡そ數十萬、何れも黒い毛織の上衣を着、又公用服の下に黒襯衣を着け、黒房の帽を戴き手には一箇の棍棒を携へてゐる。所謂彼のガリバルヂの率ゐた赤襯衣隊 (Red Shirts) に比して黒襯衣隊 (Black Shirts) とも稱すべきものである。尙ほ此の黒襯衣隊特にファシスチ民兵 Fascist Militia と稱するものに至つては純然たる軍隊組織の下に編入され司令官としてのムッソリニの配下に隸し、同じく彼の司配に立つ一般の軍隊と共に國家の防衛、秩序の維持に當つてゐる。

尙ほ此の黒襯衣隊即ちファシスチ團の訓育法に至つては一九二六年後完全に一定され、スバルタ

流の教育法やジュエスイット派教團の訓育法を今日に髣髴たらしむるものがある。

即ちファシスチの團員たるには、其の少時に於てバリラ Balilla と稱する教育機關か將又、衛兵豫備校 Advance Guard なる教育機關を卒業せねばならぬ、前者は八歳から十四歳までの少年、後者は十四歳から十八歳までの少年を收容し、飽まで國家に忠誠なるべきこと、君王に背かざるべきこと、ファシスチの爲に全力を致し、時には是が爲に身命をも抛つべきを誓はせ、少年義勇兵流ボイスカウトに一定の制服を着け、ファシスト民軍將校の指揮の下に嚴峻なる武的教育を施さしめてゐる。⁽²⁾

彼のジョリツチ内閣以來、社會の不安が著しく加はり、共產主義的社會黨の横暴其の極に達し、同盟罷業ストライキは至るところの工場に行はれ、工場の占領財貨の掠奪は公然と行はれ世を擧げて勞働者の天下たらんとし、良がてはロシアに類する共產社會主義の國家が出現し、所謂「赤の恐嚇時代」Red Terror³ が出現するやうな形勢に見えた。

此の時に當つて彼れムッソリニの率ゐる黒襯衣隊及びその民兵は所謂反社會主義的の主張に立つて猛然たる活動を開始し、ロマニア Romagna の如きところに於ては所謂積極的實力に依つて是等共產主義者を壓迫し、私有財産を擁護し有産階級に安定を與へた。然るに其の後又もイタリア各地に極めて大規模なる鐵道同盟罷業が起つた。勿論こは共產主義者の煽動に依つて起つたのであるが、此の

際、黒襯衣隊所屬の青年團員は武力に依つて停車場を占領し、罷業を行ふた工夫を射殺し、以て列車の運轉を忽ちの中に可能ならしむるに至つた。⁽³⁾

かくて有産階級なる地主・資本家の類は面のあたり共産主義運動の危険なことを體驗したことから、黒襯衣隊員に資金の供給を始めて、己が地位の安全を保たうとし「ファススチ」の勢力は茲に一段と高調され、社會共産主義者は危険の身に及ぶを恐れて、多くは國外に逃走し、所謂「黑色恐怖時代」(Black Terror)は遺憾無く此に達成されやうとするに至つた。

良がて一九二二年十月「ファクタ」内閣は「ファススチ」と社會共産黨との争に適當な處置を執り得ずして失脚し、結局ファススチのムッソリニが大命を拜して内閣を組織し、自黨と人民黨との上に自己の政權を時立するに至つた^{十月三十一日}。

さてムッソリニの大命を拜してローマに乗込んだ時は宛然一八七〇年九月に伊太利王の盛大な入都式を行ふた時同様、寔に壯觀其のもの如くであつて、市内幾萬の黒襯衣隊は堂々沿道に行列を整へ、花の雨降り濺ぐ中にムッソリニの車が肅々と練り進んだと言はれてゐる。⁽⁴⁾

ムッソリニの方針が極端な民族國家主義に出づるは無論であるが、一面全體主義、非個人主義を唱へ資本主義にも若干の拘束を加へんとするのであるから、斯かる方針に出でたる刷新も尠く無い。例

へば私營的工業に對する管理を嚴にし、決して資本家の横暴を認めず、又労働裁判所を設けて労働争議を判決し、時には之をして勞銀の標準額を指定せしむるやうなことがある。八時間労働の勵行の如きも要するにまた資本家の専恣を控制せんとするにある。⁽⁵⁾

とは云へムッソリニの方針は一面階級闘争の革命的手段を避け、勞資協調して國家の労働能力を進めんとするのであるから如上の労働裁判所に於て労働者の利益を保護せしむると同時に資本家の権利をも擁護する仕組にしてある。同じ方針から労働者をして自家の權益を擁護する爲、七ヶの労働組合を公認すると同時に資本家自體の權利を保護する爲六ヶの資本家組合を認許してゐる。⁽⁶⁾

尙ほムッソリニの主なる方針は、所謂民族國家主義の勵行にあるのであつて、民族國家の利權を確立せん爲、國權即ち政府の力を充分に牢固たるものにせねばならぬ。此の點に於てマキアヴェルリ Machiavelli の感化を受けたムッソリニの面目が躍如としてゐる。⁽⁷⁾

即ちムッソリニの信ずるところに依れば、「政府の第一の義務は強くなると云ふことにある。政府には最高至上の權利が附隨せねばならぬ。國家をして強力ならしめん爲、自由が犠牲に供せらるるなら自由は喜んで之を抛棄せねばならぬ。要するに個人は國家に對して自己を犠牲にするの義務があるものである。」

ムッソリニは斯る信念に基づき國權に依り着々諸般の改革を行ひ、如上の勞働監理は無論のこと、行政上贅費を省き必要を起し、實利を擧ぐるに力を用ひた。例へば餘りにも多かりし鐵道従業員を整理し、無賃乗車券の發行を少くし、之に反して必要なるべき鐵道を敷設し、水力電氣を増設し、港灣を修築し、實利の向上寔に見るべきものがあつた。かくてファシスチ政治の出現前一九二一年より二二年に渉る豫算年度には約一六、〇〇〇、〇〇〇「リラ」の缺損があつたに係はらず、ムッソリニの爲政の局に當つてから、忽ちに之を償却して優に餘剰を生ずるにも至つた。⁽⁸⁾

何事も國權を以て整然たる統制を國家の上に齎らし、良がて民族的國家の利益を充實させやうと云ふのであるから、人口問題の處理に於ても全然此の轍を出でざるものがある。

抑もイタリヤは近年に於て人口の増殖特に著しきものがあり、例へば一八七〇年より一九一四年までに人口二千五百萬から三千五百萬に増加し、更に一九二〇年代には四千五十萬の多數となり、一九二六年には新に四十二萬九千を加へて總計四十九十二萬五千人に達した。

人口の増加斯くの如く激甚なるに、一面イタリヤは人も知る其の國內に鐵、石炭といふやうな工業原料が殆ど皆無であるので、工業方面に斯る過剰の人口を引き着けるといふ餘裕は殆ど無い。是に於てか海外移民と云ふことに依つて失職者の調節を計ることが必要であり既に一八七六年から一九〇五

年に渉る公の統計の示すところを見ても約八百萬以上の人が海外に移住し、更に一九一〇年から一九一四年に渉る統計では三百二十四萬九千と云ふ多數が矢張海外に移住を了してゐる。⁽⁹⁾

事情斯くの如くであるから、イタリヤもフランスやドイツ同様産兒の制限を行ふべきかと云ふに、ムッソリニは斷然斯る方針に反對してゐる。彼れの信ずるところ、「若しイタリヤにして偉大ならんとせば二十世紀の末葉までに少くも六千萬の人口を保有せねばならぬ。其の時までに六千萬の人口を持たねば吾人の豫期する民族的帝國エンパイアを造る譯には行かぬ。畢竟人口の減退は一國の武力の衰退國威の失墜を意味するからである。」云々と考へた。さればこそムッソリニは産兒制限を行はぬ許か却て人口の増加を奨励し、獨身者には特別に懲罰的の税金を賦課するやうな手段をとつた。宛として十七世紀に於ける佛の Colbert の方針を聯想させるものがある。⁽¹⁰⁾

尙ほムッソリニはイタリヤ人口問題の解決には、従前通り、移民と云ふことも必要であらうと考へたのであるが、さりとて之をフランス、アメリカ等文明諸國の間に行はんか、移民をして直ちに本國の習風を忘れ、其等文明諸國の文化に没入し去るの憾あらしむる。さればこそムッソリニは同じ移民を奨励するにせよ、佛米方面よりは寧ろ北アフリカ、シリア、パレスチナ等文明程度の劣れるところを推奨し、飽まで移民をして其の独自の國風を忘れず本國共々、民族的帝國の建設に向はせようと云

ふのである。(11)

換言せばムッソリニの方針は始終一貫して國家本位の政策に依據し、良がて民族的國家の利權の進展を促さうといふのである。

然らばムッソリニのファシズムには何等缺點や非難の存すべきものは無かつたかと云ふに必しも左様では無い。人事の凡ゆるものに利弊兩つながら共存する如く、ファシズムに於ても非難もあれば弊害も存するやうに思はれる。

固よりファシズムの中心を形づくれるものは國權中心主義——政府中心主義であるから、民主主義の核心たるべき議會制度には自づと排反の行動に出でざるべからざる所以である。

ムッソリニの天命を拜せる後間も無く、一九二三年十二月新に選舉法を公布し「總選舉の際、最大の投票數を得たる黨派は代議院議員總數の三分の二を獲得せねばならぬ。」と、定めやうとした。そこでファシズムに反對な政黨の代議士は、昔しローマ共和時代に平民共の聖山に退いて貴族一派に反抗の意を表明した夫れの如く、ローマなるアヴェンチノ丘 *Aventine Hill* に退いて抗争の意を表明し、ムッソリニの脅迫に係はらず、暫しが程は動搖の氣色も無く、ムッソリニをして止む無く自黨議員のみで立法の事に當らしめた。良がて一九二五年の十一月には斷然強力を以て議會を閉鎖し、總理

大臣即ムッソリニのみをして國王に責任を負はせ、更に國王をして總理大臣に對し法令と同一價值を持つ命令を發布するの權能を與へさすことにした。(12)

斯くてムッソリニは極めて嚴峻なる出版條令を發布し、新聞雜誌の檢閲を嚴にし、公認の新聞記者は何れも之をファシストに登録させ、新聞記載事項に就ては一々政府の命令を受けさすことにし、次いで國土防禦令を發し、ファシズムに反對の意向を有する各政黨、各労働組合、各秘密結社に解散を命じた一九二六年十一月。(13)

超えて一九二八年二月の條令に於ては、ファシズム大會の決議に基き、「議會は再開するもファシズムに反對な各政黨を排斥して議員たらしむることは無い。」と命ずるに至つた。

此くの如くして、殆どファシズム専制の時代となつたイタリアには、時として心ある人の指彈を免がれざるやうなことも出来る。其の一例は吾人之をマテオッチ *Matteotti* 暗殺問題に於て見る事が出来る。

時は一九二四年六月ファシズムに心善からざるマテオッチなるものファシズムの錚々たる代表で時の内務大臣たりし人の非行を彈劾した爲、何者かの爲に遂に暗殺の危禍を買ふに至つた。而も審問の結果はムッソリニ内閣の關連せるものたることが明らかとなり、世論は轟々として沸騰した。如

何に主義の徹底を計る爲なりとは言へ、暗殺の蕃行までを行ふとは是認する譯に行かぬ。殊に事件の前ムッソリニ自ら、イタリアに於ける凡ゆる事件が自己の公然たる命令に基かざるものは無いと公言した事實がある。さすればムッソリニはマテオッチの暗殺をも命令するに至りたるか。」と批難の聲は刻々昂まり来るやうな状態であつた。⁽¹⁴⁾

而も一九二六年三月の審問の際は特にファシスト團員の熱心な辯護の結果、所謂暗殺の當事者と目せられたファシスト團員に極めて輕微なる所刑を加へて、事の真相を殆ど曖昧の裡に葬り去り、輿論の反感も少なからず昂めらるるに至つた。

ファシスチの諸政黨を無視せる如上の專行は、勿論社會一般の頹廢將た諸政黨の墮落等に其の起因を有する譯ではあるが、其のなすところ餘りにも專斷に傾き其の結果圖らざる缺陷を曝露し遂にマテオッチ問題の如きを惹起するに至つては輿論の反感も必しも無下に之を排し去るべきでは無い。ムッソリニの在世中は兎に角として彼れ亡き後のイタリアに彼程強き力を以て獨裁的の政權を持続し得るものが他にあるであらうか。若し果して將來に對する斯かる疑懼の念の存するものがありとせば、今日のイタリアのファシズムにも大いに反省の必要の存するものがあるのではあるまいか。

最後にイタリアのファシズムの缺陷とも認むべきは、其の餘りにも民族國家主義に猛進せる爲に

時として對外的に事端を繁くし良々もすればイタリアをして國際上困難の地位に陥らしめんとするに至ることである。

此の點に於て第一に注意せねばならぬことはフランスのイタリアに對する嫌隙である。

前にも述べた如く、イタリアは増加率の多い人口を調節する爲め、勢ひ海外移民を奨励せねばならぬ事情にある。

さればこそ既に世界大戰の眞最中、一九一五年四月二十六日イタリアは英佛兩國とロンドン祕密條約を結び「大戰の結果、英佛二國にして若しドイツを犠牲としてアフリカに發展し得るやうな場合、是等兩國は之が代償たる意味合上、イタリアに對しアフリカのエリトリア、Eritrea ソマリランド、Somaliland 及びリビア Libya 方面での發展を許容することにする。」云々と約したのである。⁽¹⁵⁾

斯くて大戰後、英佛二國のアフリカ方面への發展と同時にイタリアに對しても該方面への擴張を許さねばならぬ。かくて一九一九年フランスはイタリア領リビアに對し、佛領リビア方面での若干を割譲し、一九二四年イギリスはイタリアに對し、己が管理せるジューバランド Jubaland の一部を割き之を伊國領ソマリランドに併合させることにした。とは云へ斯かる微細な割譲は到底イタリアの慾望を満足さすべき所以は無い。殊にムッソリニの方針として同じ移民をするにせよ、國風保存の必要から文

化程度の低いアフリカ方面を熱望してゐるのであるから、特に佛領リビアでの尙ほ廣大なる地域、例へばチベスチ Tibesti、ボルク Borku の方面を得て移民の便宜を加へようと計つたのは寔に當然の處置であると言はなければならぬ。

ところが戦勝の意氣に驕れるフランスは頑として之に應ぜぬ。かくてイタリア、フランスの嫌隙は日増に昂まり、茲にムッソリニの民族國家主義は一段と高潮し、一九二六年にはイスパニアと中立條約を結び、「若しイタリアにしてフランスと相戦ふやうの場合、イスパニアは中立の態度を執らねばならぬであらう。」と約束し、著しくフランスの疑惑を高むるに至つた。⁽¹⁶⁾

加之更に兩國の嫌隙を昂むるに至つたのは、彼のガリバルデ問題 the Garibaldi question である。當時イタリア、フラスシスチの壓迫を脱れてフランス方面に亡命する政客も少なからず、中にはフランスで準備を整へ再びイタリアに潜入して、ムッソリニの身邊を窺ふといふやうなものもあり、イタリアのフランスに對する憤激が大に昂まつた。此の折矢張フラスシズムに反感を懷いて亡命し來つたと云ふガリバルデなるイタリア人が突然フランスに現はれた。そこでフランス側で取り調べて見ると、意外にも此のイタリア人はムッソリニの内命を含んで佛の國情偵察に來たものであるとのことあり、さなきだに緊張し切つた兩國の關係は愈々以て危急を訴ふるに至つた。其の後一九二八年頃に

はムッソリニの態度も漸次妥協的に變つたので、緊張の度も幾分和らぎ來つたやうにも思はるのであるが、彼れの積極的的民族國家主義には依然として變り無く、良々もすればドイツ、オーストリアさてはハンガリア等の中歐諸國に結び、飽までフランスを抑壓し去らんとする様子も見え、佛の伊に對する嫌隙も容易に一掃されざるやうな有様にある。⁽¹⁷⁾

尙ほムッソリニのフランスに對する不満は、遂に彼を驅つて同じく大戰の結果に憤懣を感じるハンガリアを誘ひ、一九二七年遂にハンガリア、イタリア間の友好仲裁條約の成立を見るに至つた。かくてムッソリニは陽にはトリアノン條約の廢棄に賛意を表して大にハンガリア人の同情を博し、更に密に武器を送つてハンガリアを援助せんとするの氣勢を示し、歐洲列強の間に大なる「センチション」を起さしめたのは今尙ほ吾人の記憶に新たなるところである。

斯くの如き中歐諸國の聯盟に對して大なる不安を感じるのはフランスであり、更にフランス等の援助に依つて大戰後漸く民族的獨立の企望を達するに至つたユーゴスラヴィア、チェッコスロヴァキアさてはルーマニア等所謂小協商參加の諸小國共である。隨て武器輸送等ムッソリニの積極的態度に對しては獨りフランスのみならず、小協商の諸國まで極めて強硬なる反對を唱へ、事件が頗る複雑し、イタリアに對する歐洲列國の反感が猛然と昂めらるるに至つたのである。

- 註
- (1) Review of Reviews, No. 386, p. 127.
 - (2) Raymond Buell: Europe, a History of Ten years, p. 343.
 - (3) Review of Reviews, No. 395, p. 465.
 - (4) Ditto, No. 395, p. 465.
 - (5) Raymond Buell: Europe, a history of ten years, p. 351.
 - (6) Ditto.
p. 345-346
 - (7) Ditto, p. 342.
 - (8) Ditto, p. 350.
 - (9) Ditto, p. 352.
 - (10) Ditto, p. 353-354.
 - (11) Ditto, p. 354.
 - (12) Ditto, p. 339.
 - (13) Ditto, p. 339.
 - (14) Ditto, p. 340.
 - (15) Foreign affairs, Vol. 9, Louis Aubert: France and Italy.

- (16) Raymond Buell, p. 356.
- (17) Ditto, p. 356.

第十一節 ドイツに於ける民族社會主義の勃興

世界大戦の末期、ドイツ帝政の崩壊を見るに及び、一九一九年二月ワイマルに召集せられた國民議會で取りあへず、臨時政府組織の事を決議し、社會黨の領袖フリードリヒ・エーベルト Friedrich Ebert を選んで臨時大統領となし、尋いでヴェルサイユ平和條約を承認し、一九一九年七月を以て新憲法を制定公布するに至つた。

該憲法に依つてドイツは聯邦共和政を執ることとなり、大統領を選んで行政の首班に置き、任期を定めて七年となし立法府を分つて共和國參議院 Reichsrat 並に共和國衆議院 Reichstag となし、前者は一定の割合に基いて選出せられた聯邦各國の代表者を以て之を組織し、後者は普通選挙に依つて選舉せられたドイツ人民の代表者を以て之を組成する。さて臨時大統領エーベルトが一九二二年を以て正式に第一回大統領に任じ、朝野の信望を一身に鍾めて未曾有の難局に當つたのであるが一九二五

年二月不幸病を得て歿し、同年四月タンネンベルヒ Tannenbergh の勇將、祖國救済の英傑として、國民崇敬の的たりしフォン・ヒンデンブルグ元帥が、老軀を提げ國民多數の推戴を得て第二回大統領に就任し、複雑多事の難局を處理することとなつた。

當時、内には戰敗後の人心安からず、諸事尙未だ緒に就かず、而かも外に對しては條約に規定する巨額の償金を支拂ひ、幾多不平等なる待遇に甘んぜねばならぬ有様であつた。

此の間徒らに焦慮憤懣に驅られて、國家を危殆に陥るが如きは、眞に經世の才ある政治家の執るべき手段では無い。眞に獨佛戰後に於ける佛の老政治家チエール其の人の如き深謀遠慮に出でねばならぬのである。

此の間幸にも一代の信望を博せるエーベルト大統領やフォン・ヒンデンブルグ大統領を援くるに細心周密にして機宜を誤まらざる少壯政治家ストレーゼマン博士 Dr. Stresemann を以てするに至つたのは多難のドイツ國に對し、寔に幸運のことであつたと言はなければならぬ。

ストレーゼマン博士の生れたのは一八七八年であるから、一九二三年彼れのエーベルト大統領配下に聯立内閣の首班に列したのは年齒方に四十五歳の壯齡時であつた。其の後一九二四年より一九三〇年に至るまで常に専任外相をして縦横の策略を弄した。元より彼は人民黨（ブルジョア黨）の領袖と

して首相また外相の重任に當り、徒に悲憤慷慨に驅られて佛國を仇敵視すること無く、成るべく國家主義を捨てて、國際協調主義をとるところあつた。

さればこそ彼れはかの一時歐洲の政界に雷ならぬ波紋を印したルール占領問題に就いても成るべく之を國際裁判の方法に依つて解決し去らうとし、又ルール地方の代りに何等かの他の保證をフランスに與へて事を平和の裡に解決しようと試みたのであるが、只管帝國主義に猛進せる佛相ポアンカレ Poincaré の阻むところとなつて其の目的を達するに至らなかつた。

とは云へストレーゼマンの主張せる斯かる國際協調主義は大に歐米列強の同情を博し、爲に彼のドイッにとつての癌とも稱せられた賠償問題も比較的、順調に進展させられ、ドーズ案に次いでヤング案が成立し、大いに祖國の苦境を和ぐるに至つたのは既に前にも述べた通りである。

尙ほ此の間ロカルノ Locarno（シュワイツ）安全保障條約が成立し^{一九二五年}、ドイツ自らの國際聯盟に加入せるため、大にフランスあたりの感情を和らげ、ライン地方に於ける佛白兩國の占領軍も一九三〇年六月末日を以て悉く其の撤退を完了することとなつた。

さて一九三〇年三月に成立したブリュニニン博士（Dr. Brüning）の内閣は當初出來うるだけ國際協調主義に依つて財政上の難關を打破し、對外的の交渉を圓滑ならしめやうと計つたが、國民社會

主義の擡頭の爲め未曾有の難局に逢遭するの止む無きに立至つた。

抑もブリュネーニグは矢張、ブルジョア右黨とも云ふべき中央黨(The Central Party)の領袖であつて、己が率ゆる中央黨は勿論、社會民主黨其他を併せて極めて穩健なる内閣を組織し、銳意難局の打破に向つて力を用ふるに至つた。ブリュネーニグ組閣後、間もなくフランスのライン撤兵も完了し、組閣前に行はれたヤング案の成立と相俟つてドイツの國狀は何と無く明朝の感を呈するに至つたが、彼れブリュネーニグは機に乗じて國內の統制を固むるの必要を感知し、漸次彈壓的態度を以て社會黨將た共產黨に莅まんとするに至つた。是に於てか是等社會、共產兩黨の反擊物凄く、次第に左右兩黨の尖銳的對立となり其の極豫算案の通過に關し、幾多の波瀾を生ずるに至つた。⁽¹⁾

即ち一九三〇年の四月一日を以て三〇年の舊豫算が終はり、直ちに三一年度の新豫算期に入らんとしたのであるが、其の四月に程近きに係はず今尙ほ新豫算の編成を見るには至らぬ。そは何故かと云ふに、當時ドイツに於ける一般産業界の窮迫は豫想の外であつて、失業者の數は日増しに増加し、一九三〇年の初頭早くも二百七十余萬に達する有様であり、更に失業保險の支拂の爲め、將又一般貧民救濟の爲、多大の失費を生ずるに至り、加ふるに没落に瀕せる私營的事業にも尠なからず政府の補助を要するやうな次第であり既に一九三〇年舊豫算年度の缺損は約三億一千萬「マルク」の巨額に

上り、新豫算年度の赤字も亦四億五千萬「マルク」と云ふ、法外なる總額に達せんとする状態であつて、是れが莫大なる缺損に對し、果して如何なる方法を講ずべきやは實にブリュネーニグ内閣の運命の岐るる試金石そのものであつたのである。⁽²⁾

當時ブリュネーニグの施行せんとするところ、依然ブルジョア一派の利權を侵害せざるを程度として、一般民衆に對する負擔を昂めやうといふのであるから、議會に侮る可らざる勢力を有する社會黨、共產黨は斷然之に服せぬ。

是等左黨の人々の對案として有せるは(一)商業に對する課税と(二)不動産に對する増率課税が即ち夫れであつて、勿論有産階級に對する負擔を重からしめやうといふのである。

隨つて政府要路の面々は勿論斯かる案には服せぬ。飽まで己が成案を具して斷然議會の協賛を求むることになつた。時に一九三〇年七月のことである。

ところが左黨一派の反對は中々に激烈であつて容易に承服を肯んずべき様子も無い。そこでブリュネーニグは堂々たる宣言を發し「若し夫れ議院の多數にして政府案を認めざらんか、政府は憲法の認むるところに依り、全力を擧げて必要なる財政的法案の通過に努むるであらう。」云々と揚言するに至つた。

かかる宣言は勿論、社会黨議員の非難する如く、「必要の場合大統領并に總理大臣に附與せられた絶對權を行使せんとするものであつて、議會の承認なしに緊要適切なる方策を講ぜんとする。」ものであつた。

さればこそ今や政府の恫喝に對する左黨諸派の反抗的氣分が猛然と昂まり、遂に政府の提案に係がる豫算案全部を一擧に葬り去ることとなつた^{七月十六日}。

此に於て政府は兼ての宣言に基き絶對權を行使するに決し、遂に議會を解散して政府の提案に若干の修正を加へ、直に之を施行するに至つた。今や左黨の面々特に社会黨の一派は憤懣の念抑ゆるに由無く、「ヒンデンブルグを倒せ、フアスシズムを葬れ。」の叫びを以て盛に政府の反動的處置を痛撃するに至つた。

良がて總選舉の結果、社会民主黨は第一位に、ヒットラー Hitler の率ゐる國粹社会黨 (National Socialists, National-Sozialisten) は一躍第二位に、極左黨たる共產黨は第三位に進んだので、ブリュナー内閣は社会民主黨は兎に角として、國粹社会黨并に共產黨の同情を得ることは極めて難しいと考へ、のみならず當時軍部首腦者の政治に容喙することも段々甚しくなつたので遂に一九三二年五月三十日を以て辭任し、軍閥出身の極右黨フランツ・フォン・パーペン (Franz v. Papen) 内閣を組織

し、軍閥の巨頭シュライヘル Schleicher 將軍また國防相として新に入閣し其の他貴族的財閥の一派も閣僚として夫々應分の助力を致すことになつた。さればパーペンの標榜するところ穩健中正の施政にありとは言へ、實際上反動的右翼の傾向に準據するのは云ふまでも無く、結局組閣後幾もなくして瓦解し、シュライヘル將軍獨力を以て新たに内閣を組織したが、施設するところ悉く輿論の同情を失して一九三三年一月二十八日遂に辭職し、茲にアドルフ・ヒットラー Adolf Hitler 新進氣鋭の意氣を以て其の統率せる國粹社会黨を率ゐ更にフォン・パーペンの助力を得て新に内閣を組織するに至り、俄然としてドイツに於けるフアスシズム的内閣の出現を見るに至つた。

褒貶固より様々なるにせよ尠くとも現代の雄傑たる彼れアドルフ・ヒットラーとはそも如何なる人物であらうか。

ヒットラーはもとオーストリア系のドイツ人であつて其の生れたのは一八八九年であるから年齒方に四十四歳、意氣の旺盛なる固より其の處なりと言ふ可きである。

ヒットラー、幼にして其の父母を失ひ、十五歳にして孤となり具に人生の慘苦を味ふに至つた。夙に美術家となつて身を立てんと志したが、或る人の勧めに依つて建築家たらんことを志し、一時徒弟生活に入つて實務を練磨するところあつたが、其の比カール・マルクスの所説を讀んで頗る得るところ

ろがあり、更に諸種のドイツ史を讀んで民族的國粹精神を喚發せられたことが少く無く、後に國粹的社會主義を唱導してドイツの政界に活躍し、イタリアのムッソリニと相並んで所謂ファシズムの雙壁と稱へらるるに至つたのも、決して偶然なことでは無い。

大戰の起るやヒットラーは自ら軍卒として戰に参加し、後に郷國オーストリアを出でてドイツ・バイエルンの首都ミュンヘンに至り、茲に政界の傑物として國粹社會主義の大成に従事することになつた。ヒットラー生れながらにして辯才に長じ殊に青年の士氣を鼓舞するに妙を得、加ふるに非凡の組織的能力を有することは彼れに大成を齎らすに至つた唯一の原因とも云はれてゐる。⁽³⁾ 是より先一九一八年のドイツ革命に引續いて、共產主義者の暴動が各地に起り、バイエルンの地も亦、混亂騷擾の巷となつた。

此の折斯かる無秩序の状態に對し、武装自衛を目的として民族的社會黨將た國粹的社會黨なるものが生れた。所謂國際主義と階級闘争とを否定すれども民族主義と反個人主義との基礎の上に立つて大に其の聲價を昂め、一九二四年には彼の大戰當時の勇將として其名中外に轟くルーデンドルフ將軍 Ludendorff, General を總帥に推し、將軍歿落後、アドルフ・ヒットラー代つて總帥に任じ愈々其の組織を整へ、盛に示威運動を行ふて氣勢を昂め、共產的社會主義者に對しては陰然たる一敵國を形成

するに至つた。(勿論此の當時ヒットラーはドイツ側の公民權を得てゐる。)

此の國粹社會黨 (National-Sozialisten) (之を約して Nazis と云ふ) はイタリアのファシスチの黒襯衣を用ふるに對し、鳶色の襯衣を用ふるを以て一に鳶色襯衣團とも呼ばれてゐる。其の標榜するところ、飽まで民族的・國粹的であつてヴェルサイユ條約の廢棄を主張し、賠償金の拋棄、領土及び植民地の回收、陸海軍備の平等を主張し、更に反個人主義的なるよりして社會主義的政策の實現を其の重要な目的となしてゐる。⁽⁴⁾

さて當時の國粹社會黨の綱領とするところは既に一九二〇年二月二十四日に起草され、翌二十五日にミュンヘンなる王廷醸造處 Hofbräuhaus で宣明されたところのものに等しく、今その大要を記せば次の通りである。⁽⁵⁾

- (一) 吾人は大ドイツ的民族自決の精神に基き凡ゆるドイツ民族の統合を要望する。
- (二) 吾人はドイツ國民の他國民との平等を要求する。そしてかかる意味合からヴェルサイユ條約聯合側とドイツとの平和條約は勿論セン・ジェルメン條約聯合側とオーストリア側との平和條約の廢棄を主張する。
- (三) 吾人はドイツ國民を養ふに足るべき土地領域植民地を含むを要望する。そして尙ほ過剩國民を移住さすべき機會をも與へらるるを要求する。

(四) ドイツの公民権は單にドイツ生れのドイツ人(オーストリアのドイッ人も含む)にのみ附與せらる。そして勿論、宗教の異同は問ふところで無い。故にユダヤ人の如きは公民権を與へられざる譯である。

(五) 公民権なきものはドイツ國內に於て單なる外人として生活せねばならぬ。

(六) 國家に於ける選舉權は單にドイツの公民に依つて行使さるべきものである。

(七) 吾人は國家が主として其市民の物質的安寧に對し責任を負ふべきものたるを要求する。

(八) 非ドイツ的要素たる人民の今日以上ドイツに移住すべきことは差留らるべきものと信ずる。更に吾人は一九一四年八月二日以降ドイツに入り來れる凡ゆる非ドイツ人の、直ぐ様ドイツ國籍より追放さるべきものたることを要望する。

(九) ドイツの凡ゆる公民は平等の權利義務を有せねばならぬ。

(十) 各公民は精神的若くは肉體的勞作をなすべきものと信ずる。

(十一) 不勞所得は廢止さるべきものである。

(十二) 各々の戰爭は人民の血と財とを費さしむるものであると云ふことを顧み、戰時利得の如きは國民に對する罪惡なりと知るべきである。

(十三) 國家は凡ゆる社會的商會を所有すべきものである。

(十四) 大會社の利益は平等に分つべきものである。

(十五) 養老保護の事業は擴張すべきものである。

(十六) 健全なる中産階級を創り出すことに努力する。云々

今上來記すところを通觀するに、所謂非個人主義全體主義を立て前とするところから社會主義的傾向を帶ぶるところが少なく無く、凡ゆる公民は何れも勞働の義務ありと主張し、不勞所得、戰時利得の如き資本主義的通弊を打破し、會社利得の平等分配を主張するが如きは、何れも此の精神に出づるものと稱することが出來よう。

若夫れ民族的國粹的精神に至つては歴々として之を指點するに足るべく、例へば大ドイツ的民族統合を主張し、非ドイツ人殊にユダヤ人を排斥し、更にヴェルサイユ、セン・ジェルメン兩條約を否定し諸國民間の軍事的經濟的平等を主張する如き、何れも此の間の消息を傳へて餘蘊なきものであらう。

彼れヒットラーは實に斯くの如き方針に基づいて鸞色襯衣團(國粹社會黨)を指導し、一九三〇年ブリュンネン内閣の手に依つて議會總選舉の行はるるや、國粹社會黨は一躍して社會民主黨に次ぐ

第二政黨となり、ドイツの政界に確乎拔くべからざる勢力を扶植し一九三三年シュライヘル内閣の瓦解と同時に、ヒットラー自ら首班に列して國粹社會黨を中心とする新内閣を組織し所謂ドイツに於けるファシズム思想の大成を見んとするに至つた。

ヒットラー一度權を得るに至つては、ムッソリニの方針に倣ひて積極的に民族的社會主義を勵行せんとし、自ら政治上に獨裁者となり、經濟上に獨裁者となり、また學問思想上に獨裁者となり、斷乎自家の主義方針を勵行して毫も憚るところは無い。斯くの如くにして、一九一八年ワイマール憲法に依つて生れたドイツ共和制は滅亡し終らんとする形勢に立至つた。

而かもヒットラーの率ゐる國粹社會黨、即ちナチスの活動の中心目的は、何と云ふても其の國粹的民族的なるところに於て存在する。

輒今傳ふるところのユダヤ人排斥の如きはナチスの綱領に宣言する民族主義を着々實現せるものであり、彼の反國家的著書の燒棄を企て秦皇の故智に學べるが如きも要は民族統合を要望するナチスの綱領に合致してをり、共に民族的な國粹的なところを遺憾無く表明してゐる。しかも最も民族的國粹的な表現は何と云ふても彼の屈辱極まる、換言すればドイツ人を奴隷の境遇に置いたヴェルサイユ條約等を廢棄するにある。斯かる條約破棄のスローガンこそナチスが今日の勢力を得るに至つた唯一の

原因とも稱することが出來よう。

さてヴェルサイユ條約を全面的に廢棄しようとする云ふことは國際道徳にも多大なる關係があり、然かく早急に實現すべくもあらず、唯だ條約中特にナチスの廢棄を熱望するところのものは、賠償金これはザンヌ條約で頗る輕減せられたのは前にも述べた通である。に關する規定と領土割讓に關する規定とである。とは云へ是が兩個の目的を達成するには、何を措いてもドイツ陸海軍備の制限に關する條項を撤廢し軍備平等を達成することが必要である。

最近ウィルヘルム・グレーネル將軍 General Wilhelm Groener の Foreign Affairs に述ぶるところはナチスの要望を遺憾なく表明してゐるやうに思はるのであるが、之を要約すると次のやうな意見である。

即ち「ヴェルサイユ條約の際彼の米國大統領ウィルソンの考は眞の世界的武裝撤廢を達成せんと云ふのであつたが、英のロイド・ジョージや佛のクレマンソーの偏頗な考慮から極めて片手落の軍備制限を規定するに至つた。試に見よ、佛は大戦後、直ちにフォッシェ元帥の立案に基いて十萬の陸軍と多數の飛行機を新造し、引續いて六萬の陸軍と多數の重砲とを増加し、尙ほドイツ方面の國境、ストラスブルグ Strasbourg、ルクセンブルグ Luxembourg 間には近代の新智を蒐めた堅牢無比の要塞設

備を構成し、更に將來ドイツと同盟の惧あるイタリア方面の國境にも一連の堅固なる防塞を構築してゐる。のみならず尙ほフランスはドイツ及びそが盟邦の東側面を脅かさん爲、ポーランドは勿論所謂小協商國チエッコ・スロヴァキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィアの諸國と提携して將來の危機に備へやうとしてゐる。斯くの如き、尨大なる軍備はヴェルサイユ條約に於て陸兵を十萬に限られ、徴兵制は廢されて十二年間勤務の職業的軍役に革められ、野砲機關銃は著しく其の數を減じ、防塞設備は全然不完全に放任され、海軍の如きは殆ど絶滅に瀕せしめられたドイツに對し、果して防禦のみを意味するものと稱することが出来るであらうか。否な歴然たる攻撃的の軍備であると斷言せねばならぬ。尙ほフランス側では輒今ドイツに勃興せる鐵兜隊 *Stahlhelm* とか國旗隊 *Reichsbanner* とかの私兵を目して陰然たる軍備の擴張と稱し、己が巨大なる軍備の止むべからざるを論じてゐる向もあるが、以上の私兵の如きは内紛をこそ助長すれ決して國防に用ひ得るにはあらず。若しもフランス側に於て將來斯くの如き態度を革めざる限り、ドイツ國民の敵愾心の迸りは果して那邊に其の影響を及ぼすや斷言の限りでない。されば雙方共に絶對的に軍備撤廢を行ふか將又絶對平等を保持するか其の何れかに出でずんば將來の平和を維持する譯には行かぬ。云々と云ふやうな意見であつてフランス側に可なりに痛烈な警告を與へてゐるのである。(4)

而かもナチス一派の唱ふる斯かる警告こそ、其の實ヴェルサイユ條約の全面的否定の伏線をも認め得べきものであつて、フランスとしては頗る警戒を怠るべからざる點である。のみならず輒今ドイツ、イタリアの兩ファシズム國家の提携連絡の策せらるるあり、中歐ファシズム兩國併に之と密接の關係を有するオーストリア、ハンガリアを一團とせる經濟ブロックの建設の喧傳せらるるものがあり、フランスとしては容易に之に晏如たる譯には行かぬ。過般成立するに至つた英佛獨伊四國協定の如きは當初の目的たる軍備均等權の確立の如きを殆ど骨抜き同様になし果てたやうな有様であるから、之に全般の信頼をかけて平和の達成を夢むべきでは無い。

かくて中歐諸國の經濟的連繫の如きが成立せば政治的軍事的同盟の危險が生ぜぬとも限らぬ。此のことたる、一面に於てはフランスに對する多大の脅威であり、他方面にありてはポーランド、サウエーデン、ロシア、トルコさては小協商國たるチエッコ・スロヴァキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィア諸小國に對する威迫である。是に於てか最近傳ふる如くロシア、ポーランド、トルコ、ルーマニアの所謂四國安全保障條約となり、小協商關係のチエッコ・スロヴァキア、ユーゴスラヴィアまた之に参加せんとし、更に是等の聯盟が西の方フランスと相結んで中歐を瞰制せんとするの勢を示すに至つた。更に所謂小協商三國、ポーランド、フランスを一體とせる經濟ブロックの形成の喧傳せらるる

如きは斯かる状態の半面を明瞭に表示するものではあるまいか。

註

- (1) Foreign Affairs, Vol. IX, No. 2 (1930, Oct.), C. F. Friedrich: Dictatorship in Germany.
- (2) Ditto.
- (3) Current History, March, 1933, p. 741.
- (4) Ditto.
- (5) Current History, May, 1932.
- (6) Foreign Affairs, April 1933, General Wilhelm Groener: German Military power since Versailles.

第十二節 アメリカ合衆國と經濟的國家主義

一八二三年、アメリカ合衆國第五代大統領ジェームス・モンロー Monroe, James. は彼の有名な、モンロー主義を出し、「吾人は從來歐洲諸國の戦争、將た其の各國の所有する植民地及び屬地に對して干渉したことが無かつた。尙ほ今後も決して斯かることをせぬ。從て向後南北アメリカに存する獨立國の進運を妨ぐる目的で干渉を試むるものがあるならば、吾人は極力之に反抗せざる譯には行かぬ。」と斷乎たる聲明をなすに至つた。

斯かる消極的政策を固守して國內統制の完美に努めたのは、まこと時勢の必要に應ずるところがあつたのである。

併し十九世紀に入り、列強の何れもが世界政策をとつて海外に勢力を發展させようとするに及んで、獨り合衆國のみが、斯かる消極的のモンロー主義に安んずる譯には行かぬ。結局合衆國も亦世界政策の方針に依つて着々領土の伸張を計り、先づハワイを奪ひ、次にイスパニアとの戦争の結果其の領土フィリッピン諸島を割取し、更にパナマ運河築設經營の全權を買收した。

元來パナマはコロンビアの屬地であつたが、アメリカ合衆國はパナマに勸めて其の支配から脱し、パナマ共和國を立てさせ、之と條約を結んで運河を造る權利を買收して了つた。實に一九〇三年のことである。

斯くて運河開鑿の事業が駁々たる進捗を遂げ、世界大戰の開始された一九一四年から遂に開通の運びを見るに至つた。

此のパナマ運河は種々なる意味に於て合衆國に大いなる利益を與へた。即ち米艦隊は同運河を利用して太平、太西兩洋方面に自由に活躍し得ることとなり、大西洋上ではイギリス、フランス等諸國と

其の勢力を競ひ、太平洋上では日本、英國等と互に相角逐するやうなことになり、國際間に興味ある太平洋問題を供給するに立至つた。

良がて世界大戰の折一九一七年にはドイツ側潜航艇の跋扈跳梁甚だしく、米人の遭難が頻々と起つた故、合衆國も止むなく茲にモンロー主義の精神に基き奮然立つて聯合側に與し、ドイツに對して宣戰を布告し、或は出兵に或は經濟的融通に多大の援助を聯合側に供給し而も直接間接に多大の利益を自らに得るに至つたのである。

而かもヴェルサイユ條約締結後は主としてモンロー主義の舊態に逆戻りし、單に自國に都合惡き場合にのみ、積極的干涉を敢へて他に構へんとする場合も再々であつた。

即ちヴェルサイユ條約當時に定められ、而もアメリカ大統領ウィルソンの尠なからざる努力に依つて成立せる國際聯盟 (League of Nations) に對し斷乎不賛加を表明し、ヴェルサイユ條約其の者に對してさへ批准を許さず、宛然モンロー主義に復歸する如き狀勢を示したが、一旦該條約の規定に依り日本に對し委任統治を決定せられたヤップ島 *Yap* に關しては抗議を提出し、同島に於ける無線電信に關する通信權、同島自由出入權等を日本と共同に所有せんことを要望し、大要其の目的を到達し、又もや此に積極的干涉の實證を示すに至つた。其の後合衆國は頻りと世界平和の達成を高調し、

國際聯盟から離れて軍備縮小問題と太平洋將た極東問題を討議する爲、一九二一年日本を始め英・佛・伊・白・蘭・葡、支八國の代表者をワシントン市に召集して所謂華府會議なるものを開き、若干の成果を收め、更に一九二七年フランス外相ブリアン *Briand* が米佛兩國間に永久平和の條約を締結せんと提議し合衆國々務卿ケロッグ *Kellogg* は寧ろ世界的多邊的條約となすの勝れるに如かずと提案し、茲に同年八月二十七日所謂、英・佛・米・日・獨・伊等十一國不戰條約 (*Kellogg-Briand Peace Act*) の調印を見るに至つたのも、同じく合衆國の積極的行動を表明せるに非ずして何ぞやである。上に述べ來れる如く、モンロー主義と云ひ、將た又、積極的國家政策と云ひ何れも自己國家、自己民族の利權を擁護し、且つ之を向上促進せしめんとする目的を有するものであつて、廣義に解せる民族主義の一つの表現と稱することが出來よう。

今年六月十二日より世界全般に涉る經濟不況を打破せん爲め、六十七箇國代表六百名の人々が英京ロンドンに會して所謂國際經濟會議なるものを開催するに至つたが、爲替安定問題に就いてアメリカ側の金離脱國對フランス側金本位國との意見が衝突し、事實、列國の望をかけた經濟會議も不幸決裂の姿を呈し、其の結果、オッタワ會議 (*The Imperial Conference at Ottawa*) (一九三二年七月—八月) の英帝國領内特惠關稅取極に刺激を受けた經濟的ブロック主義が急激に尖鋭化し、あるは海外に屬

領植民地を有するものは之を一團として集結組織を大成し、あるは地理的政治的文化的に密接不離の關係あるものを連ねて同じく集團組織を完成し、以て何れの場合經濟的國家主義の共同目的に向つて其の歩を進めんとするに至つた。そして各集團的ブロックの何れもが、經濟上自己民族の向上發展を策し、或は種々なる原因から自己民族に親しい他民族の利權をも併せて進捗發展せしめようと云ふのであつて、是れ亦民族主義の特殊なる一つの現れとも見ることが出來よう。輒今新聞紙の傳ふる六經濟ブロック、即ち⁽²⁾

- 一、英帝國ブロック（英本國及各自治領、植民地等）
- 二、南北兩米ブロック
- 三、フランス、ブロック、（佛本國、諸植民地、佛に親しきポロランド、小協商三國等）
- 四、ファッスシヨ、ブロック（ドイツ、イタリア、オーストリア、ハンガリア）
- 五、日滿ブロック
- 六、サウエート聯邦

について見れば大要這般の消息を明かにすることが出來るのである。

註

- (1) 外交時報六百十六號論文高村經德氏、米國傳統外交策の進展
- (2) 大阪朝日新聞昭和八年七月五日記載

第四章 大戦後に於ける民主思想の推移

第一節 民主思想の確立

民主思想 (Democracy) 即ち民衆的の傾向なるものは、民衆の力に對する深き信念、其の團體意志に對する充分な尊重即ち是れであるが、斯くの如きは夙に古代ギリシアに於て遺憾無く表現せられたるところの歴史を有する。併し乍ら、斯かる民衆的傾向は取も直さず國家的なるものであつて、國力の増進、國權の發揚それらを目的とする所謂國民的民主思想即ち National Democracy と名付くべきものであつた。

然るに一面古代ギリシア、ローマの歴史を按ずるに、之れとは自ら其の歸趨を別にする民主主義の行はれるたことを知ることが出來よう。即ちギリシアに起り後にローマに傳はつたストア哲學 *Stoic Philosophy* の主張は即ち是れである。

其の主張の一は自然的に人類の平等なこと、人權の同一なことから出發して、明かに四海同胞的な統合を唱ふる。畢竟前の國民的民主思想に對立して四海同胞的或は世界的民主思想 *Cosmopolitan Democracy* と稱することが出來よう。

さて此のストア哲學に出た世界的民主思想なるものは基督教の世界的なることと相並んで隆盛を極め、中世時代に至つては羅馬法王も神聖羅馬皇帝も、等しくこの四海同胞的精神(主として基督教的)に基いて宇内の統合を計るに至つたことは殊更ら此に取立てて言ふまでも無い。

さて中世時代に於て宗教熱の高潮せる結果は、文藝、科學其他百般の精神的活動が悉く信仰の爲に束縛され、個人價値の如きは誰人と雖も之を認むるもの無く、隨て民衆の力其の者の如きも何等顧みられずに抛擲されやうといふ状態になつた。然るに十三世紀以降十六世紀にかけての文藝復興期ルネッサンスに於ては宗教の束縛より個性を解放し、其の局個性の自覺、個性の尊重となり、一轉して民衆の力の發現とはなつた。

斯かる趨勢は十七八世紀の近代に至つて愈々益々盛に、啓蒙思潮 *Aufklärung* 即ち革新思潮に於ては斯かる傾向が歴然と現はれて居り、其の經驗的功利的なることは勢ひ個人の尊重を説き民衆多數の幸福を庶幾せしむるやうになつた。尙ほ十九世紀に於ての尙古主義クラシシズム (*Klassicismus*) の運動に於ても合理的なるを重んぜざる結果は、自づと個性を尊重し、世界的なるを推奨せんとする風を馴致するに至

つたのである。

斯くの如く「ルネッサンス」に始まつて、啓蒙尙古兩思潮の勃興せるに至る間の主なる思想の流は、常に個人や民衆に重きを置き、此に鬱然たる後代の民主的傾向を喚起するに至つたのである。

さて大革命時代のフランスの思想は全然四海同胞的精神ゴスモポリタンに依據せるものであり、自由、平等、友愛の大旗を翻へし以て特権階級の制壓に困む下層民衆を救済せんことを企つるに至つた。彼のナポレオン一世の如きも表面上、或は歐洲諸國民の自由を壓し、諸民族を困むる如き態度を示すの止む無きに立至つたが、其の實、諸國家、諸民族を滅して四海同胞的國家を創立し、良がて世界各個人に平等の仁政を布かんと企てたがやうである。

次に十八九世紀を風靡せる産業革命に於て、工場工業が盛となり、其の極資本家は愈々富み労働者は愈々貧しく、遂に當代に盛となつた自由平等說換言すれば自由運動 (Liberale Bewegung) (一般各個人に自由平等を附與せんとする) に動かされて猛然たる運動を開始し、更に一轉しては一般民衆の上層階級に對する反撃抗争ともなつたのである。

さて十九世紀前半紀に於ける工場労働者保護に關する運動は未だ以て政治的に組織立てられたものでは無く、單なる自由運動の一部に過ぎざるやうな有様であり、單なる道德的法則に依つて工場労働

者の不幸が除却されねばならぬと云ふやうな譯合であつたが、同世紀の半ばに至つては在來の労働運動にも自づと一箇の注意すべき變革が齎らざるに至つた。即ち労働者の保護は労働者保護法に依つて、資本家と労働者との利益の調和が行はるるところに存在せねばならぬと云ふ意見が労働問題の新過程として提供さるるに至つた。(1)

しかも元來大工業經營は自づと労働者をして絶對屈從の地位に置かんとするに至つたので、資本家労働者の對立關係が、自づと劃然たる表現を見るに至り、斯かる對立せる兩者の利害關係は容易に一致すべくもなかつたのである。

良がては又斯かる労働保護の問題が労働者をして一箇独自の組織に向つて統合せしむるの端を開き、労働者は其れ自體一箇の階級的黨派 Klassenpartei 即ちプロレタリア階級を形成し、凡ゆる他の有産的階級の黨派に抗争を續けんとするに至つた。

此のプロレタリア黨換言すれば共産的プロレタリア黨 (Proletarische=od.=Kommunistische Partei.) は國家以上の權力を自家の掌中に把握し、普通投票權を熱望する自由左黨 (Linksliberale Partei) と相提携して共同戦線を構成し、飽まで労働者の利權を達成するに力を致した。

換言すればプロレタリアは社會民衆の多數をば共同目的の或る一點に結合し、以て資本家階級換言

すれば大反動的團衆の没落を將來に庶幾せんと企つるに至つたのである。

而して如上述べ來れるプロレタリアの綱領が一箇の共產主義的宣言の中に網羅せられたのは實に一八四七年のことであつて、而かも此の事たるドイツのカール・マルクス (Karl Marx 1818-83) 並に其の同人の斡旋努力に俟つものが極めて甚大であつたのは今、更めて此に縷述するまでも無し。而も當時の運動の前人の夫れに比して著しく目新らしく感ぜらるるところは次の一點に歸すべきものの如く思はれる。

即ち當時に於けるプロレタリア的運動、即ち社會主義的運動は國民政治的制限 *Nationalpolitische Beschränkung* を離脱して、一舉世界的に猛進せんことを企て、世界は諸國家に分たるべきものに非ずして經濟的諸階級 *Wirtschaftliche Klassen* に分割すべきものたるを高唱し、尙ほ己が階級の勝利こそは己が國土の將來より、もつと／＼重要のものである、と唱ふるに至つた。

斯くして此の方針に猛進せる一派は「凡ゆる國土のプロレタリアよ汝等を結び合せよ。」(「*Proletarier aller Länder, vereinigt euch!*」)と絶叫するに至つた。(2)

實に斯かる宣言にこそ共產主義的聲明の眞意が最も明瞭に表白せられたるものであつて、此の新運動にこそ國際的即ち *International* の意義が最も顯然と表明されざるを看取すべきである。

事實また該運動の前後に於てこそ國際的労働組合の創立が最も頻々と見らるるに至り、彼の一八六四年英京ロンドンに興れる「國際労働者組合」の如きはその最も代表的のものである。

とは云へ斯かる國際的労働組合は必ずしも大なる實際的意義を將來せるものでは無く、事實社會主義的運動に對し大なる成果を齎らし得るに至つたのは個々の國家に於ける夫々の社會黨の活躍に由來するものが少なく無い。

十九世紀より二十世紀にかけて世界政策の盛であつた時代、斯かる社會黨の面々の夫々の活躍に至つては、余りに吾人の耳目に知れ涉つた事柄であるから今は暫らく之を省略に附し、本題の意義に添うべく大戦前後の社會黨の活躍を考察するに止むる。

註

(1) Eduard Fueter: Weltgeschichte der letzten 100 Jahre 1815-1920, V. Buch, 5 Kapitel.

(2) Ditto.

第二節 大戦後新興諸小國其他に行はれたる社會政策

上來述べ來つたやうに世界大戰前、歐洲諸國に於ては社會主義的傾向、可なりに隆盛なものがあつたが、彼の大戦其のもの起つたのも、要は資本主義的帝國主義的諸國家間の抗争軋轢に由來するものであつて、其の結果彼れが如き殆ど前古未曾有と云ふてよい幾多の悲惨、苦痛を残すに至つたのであるから、戦後に於ける其れが反動として社會主義的傾向が猛然と擡頭して來たのも寔に止むを得ざる次第である。

此の時に當つて彼のロシアの如く率先、共產的革命を完成し更に其の主義に依つて世界を壅蔽し、一舉、國際的共產組織を大成させようと企てた國家は之を別とし、ポーランド、チェッコ・スロヴァキア、の如き新興諸小國さてはルーマニア、ブルガリアの如き下流諸國家に於ては少くも世界に大なる勢力を得來つた社會主義的傾向を參酌して特殊の新社會政策を行ひ、良々もすれば國威沈衰の苦境に墜ちんとする其の邦家に、何等か救済の方途を持ち來たさんと考ふるに至つた。今逐次是等諸邦に行はれた如上の社會政策の一斑を敘し最後にロシア大革命の經過に就て一瞥を投ずることとする。

(イ) ポーランドに於ける社會政策

抑もポーランド Poland は古へより民族的精神、中々隆んに愛國の心情他に匹儔を見ざるものあつ

たが、幾多民族的の禍害と稱すべきものも決して尠くは無く、是れが爲め國土分割の悲運に會して、あはれ歐洲の中央より其の影を潜むるに至つたのである。が、大戰後に勃興せる民族自決の精神と、國民復興の熱烈なる希望と兩々相俟つて、又もや此にポーランド共和國の成立を見るに至つた。

新國家の形態が共和國であり、加之東サウエート・ロシアの如き共產的大國家、西ドイツの如き民主的大國家に其の境を接する關係上勢ひ此に民主的、平和的な政策を執るの止む無きに立ち至つた。斯くて一九二一年三月に成立せる新憲法に依れば、男女二十一歳以上に達する場合、何れも選舉權を有することが出來ると云ふ所謂普通選舉の制度を行ひ、尙ほ議會は之を分つて元老院と下院となし、下院議員の中には如上の選舉法の結果として、可なりに多數の社會黨や農民黨を包含するに至つた。

良がて是等農民黨及び社會黨は双互相提携して、社會主義的土地分配制度を設け、大農の土地を奪つて之を小農に分配するの規定を起し、そして大農の所有し得る最高面積を一四八エーカー乃至四四四エーカーと定め全くの無産農民には三四エーカー宛の土地を附與することに定めた。(1)

とは言へ傳來の大地主は依然として傳統的勢力を保持し、百方策を講じて新法令の施行を阻止せんとするに至り、其の効果若干見るべきものがあつたやうに云はれてゐる。

更にポーランドに於ける一つの社會政策の現はれとして、一定資格の私人に對し若くは斯かる組合に對して、政府より土地を貸與し且つ輕便に之を小作せしむる制度がある。また模範農園、農學校等を改良整備して一般農業の進展に力を注げるものも多大である。

さて如上、諸種の農業的刷新を監理する爲め、土地管理局 Land administration Department なるものを設くるに至つたが、上述の如き土地の回收分配には、幾多困難の伴ふものあるやうに言はれてゐる。

即ち既述の大地主の妨害運動の甚しきは言ふまでも無く、地主より土地を沒收する際委員會を開いて土地建物等に對する辨償額を決定し、地主にして不服あらば三十日以内に控訴することが出來ると云ふ規定になつてゐるので土地管理局では是等の解決に少なからず頭を悩ましてゐる。

事情斯くの如くであつて土地回收法に就ては地主側の不服不満の多いのは勿論のこと、純然たる共產主義者から見ると斯かる方法は極めて徹底せぬ曖昧のものたるに過ぎず、何故全部の土地の國有を斷行せざるやと論難するものも起るに至つた。

次にポーランドの勞働法も新たに構成され、資本家、勞働者の兩者相會して賃金率を定め、更に勞働八時間制、小兒、妊婦、産婦勞働禁止を勵行する等取り定め、若し傭主にして斯かる制度に違反す

る場合、「ストライキ」も亦止むを得ざるものなりといふやうに定めた。

(ロ) チェッコ・スロヴァキアに於ける社會政策

チェッコ・スロヴァキアも亦建國以來、民主的、平和的な社會政策を執りつつある。蓋し此の國、中歐の中部に位し東西に長く展びて、丁度バナナの様な恰好を呈してゐるので、世に "Banana like country" として知られてゐる。

斯くて北にポーランド、南にハンガリアの兩競争國を控えてをり、のみならず國土平板にして南北の貫通比較的容易に行はるべければ勢ひ茲に平和政策を取るの止む無きに立ち至り、尙ほ隣接の地にドイツ、ポーランドの如き民主的共和的の國家の少なからざる關係上、勢ひ民主的社會政策を行つて國內の鎮靜を計らねばならぬのである。

加之建國當初からの大統領であつて、現に同共和國爲政の首班に列するマサリック博士 Dr. Masarik の如き徹頭徹尾、共和民主の主義を持して嚴然たるものあるに於ては尙更であらう。

斯くてマサリック大統領は是れが理想の實現に備へんため、徹底的民主思想に基いて新憲法を制定し一九二〇、先づ議會を分つて上下兩院とし、下院に對しては丁年二十一歳以上の男女に一律平等、選舉權を附與し、上院に對しては二十五歳以上と云ふことに取り定めた。

尙選舉の方法は無記名直接選舉であつて日曜日に行ひ、官吏と雖も議員たることは可能であり、但だ斯かる場合に於て、官吏は議會開會中、官吏としての職務を休むことを許さる。尙ほ官吏としての俸給より議員としての手當は之を差引いて支給さるるを常とした。⁽²⁾

大統領は七年の任期にて兩院合議の上之を選出し、再選は妨げざるも三選は不可とす。現大統領マサリック博士に限り幾選をも妨げず終身其の任に在ることを許され、大統領は更に任意に他の諸大臣を任命すると云ふ順序である。

次に一九二〇年に發布された土地法に至つては、ポーランドの如く極めて多くの社會主義的精神を加味し、先づ若干の地方土地委員會 Local Land Commission なるものを組織し、大農所有の土地の幾分を收めて之を自作農に分與し、收公したる土地に對しては代償を與ふる。但し舊特權階級・共和主義の背反者に對しては、夫が如何に零落した場合と雖も土地を分與することは禁止する。

元來此の國はスラヴ民族のチェックとスロヴァック兩種族から成るのであるから、サウエート・ロシアは所謂彼等の姉妹國であり、之に多大の好意を寄するのは無論であるが、さればとてロシア式の極端な共產社會主義は之を歓迎せぬ。出來得べくんば革命に依らず、穩健な改革手段に依つて、社會の改善を達成せんとし、舊時の貴族稱號は凡て之を廢止し、其の他、八時間勞働、解備者手當、勞働

者傷害保險法等續々之を制定して一般民衆の歡迎を買ひつつある。

尙ほ該國に於ける勞働者組合制は意外の進歩發展を示し、一九一九年の調査に依れば組合總數四十二、組合員總數四十五萬八百九十六人、内、婦人の組合員九萬八千五百五十人と云ふ盛觀を示しつつある。⁽³⁾

該組合に於ては解備勞働者、疾病勞働者さては同盟罷業者、除隊兵等に對して相互扶助の深厚なる義務を負擔し、斯かる費用は政府の支出で、一九一四年以降一八年に至るまでに二百二十八萬千五百六「クラウン」の莫大な金額を支辨してゐる。

尙ほ此の組合の方針として、専心、勞働者の教養に努力し是が教育の資料たる授業、講演、雜誌等の費用として一時は二十三萬四千二百餘クラウンの巨額を支出してゐる。更に該勞働組合の職務として常に勞働者側を代表して政府當局と交渉し、勞働時間さては勞銀率の決定に當つてゐる。

此の勞働組合の活動は日を加ふるに従つて愈々盛んに勞働保險の擴張・改善、小兒婦女子の夜業停止等に奔走し、生産手段の私有は經濟生活の發展を阻害するや大、社會平等を妨ぐるや極めて大なるものがあるから、斯かる手段は凡て之を社會化せねばならぬ。而して此に所謂社會化 Socialization とは決して國有と云ふ意味では無い。寧ろ之を民衆の共有と云ふ意味に考へ、其の管理權のみ之を國

家又は消費者組合に委任すべしと唱ふるのであり、漸くサウエート・ロシアの主義方針に向つて接近せんと試みつつある。

(ハ) ルーマニアに於ける社會政策

大戰當時聯合側に屬して武勳を立て、其の結果、新たにドブルヂャ Dobruja トランシルヴァニア Transylvania ヌッサラビア Bessarabia 等の新地を得、意氣頓みに揚れるルーマニアは、如何にせん新進の成金國であつて國力未だ固からず、加ふるに極端な共產社會主義的國家のサウエート・ロシアは北方接壤の地にあつて、頻りと其の感化をルーマニアに及ぼそうと努めてゐる。斯かる關係にあるルーマニアは其の社會政策上何等か社會主義的傾向を加へて自國の崩壊を阻止するやうに努めねばならぬ。

斯くてルーマニア政府は、先づ以て土地問題の解決に當らうとした。併し一九二一年までルーマニア舊領なる特權階級は、凡らく自己に都合悪かるべき土地法案の提出を妨げてゐたが、新領土たるベッサラビアでは早くも大地主の土地の一部を收公して之を小農に分與し、而ももとの地主には何等補償を與ふることもなかつた。尙ほ一戸當り標準百「ヘクター」以内を有することに取り極めた。

後幾も無く同様なる法令がルーマニア舊領土にも行はれたが地主は補償のことについては何等満足

を得ず、頻りに政府と相争ひつゝある有様である。

尙ほ労働問題でも流石サウエート・ロシアに程近いこととて複雑多難の狀勢を現出するに至つた。

一九一九年にはルーマニアの大工業會社の労働者が一齊に蹶起し、夫々その社長に迫つて、(一)労働銀値上、(二)労働者會議の設置、(三)同盟罷業者への給與等種々な要求を提出するに至つたが、會社側では容易に之を納れぬ。爲めに労働者側では確たる回答に接するまで同盟罷業を續行すべしと揚言し、罷業は可なりに長い間に涉つた。⁽⁴⁾

是に於て政府は止む無く傭主並に被傭者の協議會を開くことにし、一九一九年十月労働大臣の命令を以て同會開催を令するに至つた。

さて會議の結果決められたことは、(一)一週の労働時間四十八時間とし、(二)同盟罷業の繼續中には對する支拂を停止すること等である。

而かも労働者の多數は決して斯かる取極めに、満足なものでは無く、一九二〇年更に紛擾を捲き起して一箇の提案を出すに至つたが、之に依ると(一)賃銀値上、(二)週労働時間四十四時間制、(三)労働者病中補助、(四)同盟罷業中仕拂、是等諸案を羅列してゐるので會社側でも容易く之に應ずる譯には行かぬ。解決の前途は尙ほ極めて遙遠なるやうに思はれた。

良がて労働内閣とも云ふべき労働者自身の閣僚をもつ内閣が出来、(一)労働組合の公認、(二)労働仲裁裁判所の設立——傭主、労働者、及び裁判所判事を集めて裁判を開き、是れが決定を權威あるものたらしむる。——等、議會に提案するに至つたが、労働者側は之にも満足せぬ。是に於て會社の態度も次第に硬化し、遂に労働者を解雇して飽までも對峙せんとするに至つた。幸に其の後妥協の態度が生じて一時の癒合を見るに至つたものの、根本的の解決は中々容易な事では無い。

兎に角ルーマニアには新附の領土を過分に包含する上、斯くの如く労働の紛議がたえざるため不平不満の氣が常に充滿して、邦家の前途極めて寒心すべきものがあるのである。

(二) ブルガリアに於ける社會政策

ブルガリアはバルカンの雄邦にして、大戦中には同盟側に參加して具に戦敗の屈辱を嘗め、國勢大に衰へ果て、隨て社會下層の不平不満も大に昂まり、畢竟斯くの如き悲惨なる結果を招來するに至つたのは、王制其の者の罪に歸すべきものであるとの非難も昂まり、革命の機刻々に動き來つたのであるが、王ボリス三世 Boris III. は極めて民主的なる君主であり、「ボリスにして若し王たらざりせば、必ずや彼れは大統領たりしならん。」と言はれた位であるから、一般民衆の意向も自づと鎮靜し、革命の危禍も漸くにして之を避け得るに至つた。

とは云へ上述の如き情勢であるから、一般社會政策の上に大いに民主的、社會主義的な傾向を參酌加味せざるを得なくなつたのも、固より當然の過程である。

斯くて、市労働者の赤の共產主義 Red Communism が、サウエート・ロシアの當初に於て行はれた如く、ここブルガリアの地に於ては農民共の緑の共產主義 Green Communism が確然たる根柢を形づくるに至つた。⁽⁵⁾

即ちブルガリアに於ては一九二一年の情勢に徴するに、總理大臣を始め各省の大臣が何れも農民の出身であり、同國の議會はソブライネ (Sobranie) 即ち國民議會と云ひ、牧師、現役兵士、刑人を除き凡ゆる人民に被選權を與へ議員總數二百二十七人と定められてゐるが、其の中百七名は實は農民黨 (Peasant Party) なる政黨に所屬してゐるとさへ言はれてゐる。

さて一九二二年此のブルガリアに「ブルガリア農民同盟」(Bulgarian Union of Peasants) なる結社が生れ、「各國の農民は夫々各自の同盟を造り、進んでは是等總ての農民同盟を合併して國際的農民同盟となし、世界に於ける人道其の者の改善を企て、更に世界各方面の反動の波に抗して農民階級を保護し、而も過激共產主義者の無政府的傾向に對して斷然是が防止に任せねばならぬ。」云々と唱ふるに至つた。

更にブルガリア議會ソブライニエに於ては新に土地法を發布し、三百英町以上の個人的所有を許さずして、其が餘剰は凡て之を貧農に分與することとし、尙ほブルガリアは勞働の神聖を實現す、てふ理想に依り、新に勞働法を發布し、種々なる細目を造つて勞働職工の保護に努め、更に強制勞役 *Compulsory Labour* なる制度を設け、十八歳以上、四十歳以下の男子は、其の貧富職業別を問はず、何れも無代無償にて國家の勞役に服従せしむることとした。⁽⁶⁾

さて此の強制勞役の期間は十日間と定め、金錢にて賠償をなすことを許さぬ。役に當れるものは何れも其の當日早朝より「ショベル」「バケツ」箒等を携へて夫々分擔區域の市區を練り歩き、或は街を掃き清め或は汚物塵埃を掃除し、又は道路橋梁を修繕する等、傍の見る目に極めて奇觀に映ずると云ふ話である。

畢竟するに斯くの如き勞力奉仕は、現下のブルガリアになすべき仕事が多くして、勞力が著しく除外してゐるが爲であり、のみならず是等の方法は新ブルガリアの熱望せる民主的社會政策にも合致すべき譯合であるからである。

斯くて、ブルガリアは凡てが農民本位であつて、他の階級を蔑視するやうなことにのみならず、從て一九二三年六月農民專制に對する激烈な反抗が企てられ、方に革命の機を誘發せんとする情勢に見えた

が、幸にして爲政當局の應急處置その宜しきを得、禍亂の源をその早きに艾除することの出來たのは、寔にブルガリアの將來にとつて幸なことであつた。

×××

×××

×××

因みに大戰前後、民主的傾向の世界に横溢するに伴ひ、歐洲諸國の憲法、選舉法にも著しき變革の行はれたのを見受くる。即ちオーストリアに於ては、一九一九年二十歳以上の男女は一切平等選舉權を與へられ、英國では、一九一八年二十一歳以上の男子には財産に制限無く、三十歳以上の女子は年五磅以上の収入ある場合に於て何れも選舉權を與へられ、イタリアでも、一九二〇年二十一歳以上の男女には同様普通選舉權が與へられ、トルコのやうな專制國たりしところでも、一九二〇年に出たアンゴラ政府の新憲法では「凡ゆる主權は人民に屬する。」旨を宣するに至つた。

註

- (1) L. Haden: *The Struggle for Power in Europe 1917—1921*, pp. 116—117
- (2) Ditto, p. 154
- (3) Ditto, p. 155
- (4) Ditto, p. 231

- (5) Ditto, p. 247
(6) Ditto, p. 265—266.

第三節 イスパニアの無血革命と民主思想

一九三一年イスパニアに行はれた革命の禍亂は、其の革命後に行はれた政治的刷新は別として、是れが革命を生ずるに至つた歴史的過程に至つては、所謂現代の一大主潮たる民主主義の傾向を最も歴然と表明してゐるので、茲に其の概要を敘述することにす。

一九三一年革命勃發の當時イスパニアは立憲王政國であつて、イスパニア・ブルボン朝のアルフォンソ十三世 Alfonso XIII. が君臨してゐた。

王はアルフォンソ十二世を父とし、オーストリア太公女マリア・クリスチナ Maria Christina を母とし一八八六年を以て生れ、生誕の年直ちに父王の後を繼いでイスパニアの王位に上つた。

王はナポレオン戦役當時イスパニアの王位を繼いだ曾祖父フェルナンド七世 Ferdinand VII. 其の人の如く凡ゆる惡徳を供へてゐるとさへ言はるるだけあつて非難の數々を浴びせられてゐる。即ち

王は鋭敏ではあるが奸智に長け、人に接するには惡意を以てし、毫も誠實の認むべきは無い。隨て王は何等惡聲を出さざるも善行を爲したためしは無いなど、頻りと罵聲を加へられた。殊には虚榮に富んで人目を惹くを喜び、萬事に就いて指導の立場を執らうとする。⁽¹⁾

一國統理の人君として斯くの如き非難に充つ。如何で國內民衆の信望を博するを得ようぞ。革命の禍亂の起つたのも固より偶然では無いやうに思はれる。

さて斯かる君主の統治下にあるイスパニアは、果して如何なる状態にあつたか。

抑も近古時代、歐洲の最大強と稱へられたイスパニアも所謂一榮一落の譬ひに漏れず、國運日増しに衰弱に傾き、十九世紀の最近に起れる米西戦役を最後として、殆ど其の植民地の大部を抛擲し去るに至つた。

勿論アルフォンソ十三世治下のイスパニアも、國庫窮乏して、萎靡振はざるものがあつたのであるが、幸ひ世界大戦の際には、各交戦國より中立に立てるイスパニアに對し、種々多大の注文を提供した爲、衰弱彼れが如きイスパニアも一躍して歐洲の産業國に列することが出来た。⁽²⁾

而も戦後一般的に産業の沈衰を促し、さなきだに國力微弱なる此の國は、ここに俄然として一大恐慌に苦むこととなり、此の當時のイスパニアは大戦前にも増して幾層倍もの悲惨の境遇に沉淪するこ

とはなつた。(2)

斯くの如くして由來保守的なイスパニアの民間にも次第に社會民主的傾向が浸潤し、不穩の狀勢は刻々加はり來るやうな有様であつた。

のみならず、イスパニアは貧富の懸隔が寔に甚だしく、富めるものは實に數箇村を兼併する有様であり、貧しきものは口を糊するにも尙足りぬといふ狀況であり、しかも諸政黨の無能なる、斯かる弊に對して改善の刃を加ふることを知らず、社會主義者の如き一度煽揚を試むるものあらんか、忽ちにして革命の騒亂も起る無きを保せざるやうな状態であつた。(3)

而かも人一倍虚榮に強く、何事か人目を惹くの大事業を演ぜんものと待ち構へてゐたアルフォンソ王のことであるから、斯かる社會の窮迫にも係はらず、國內の不穩なるをも顧慮せず、斷然アフリカの蠻民に武力を用ひ、自家の名聲を發揚し獨り快心の笑を食らうと考へたのである。

イスパニアの政客シニオル・ブラスコ・イバナス Senor Blasco Ibanez が王の人物を評して「アルフォンソは嘗に王たるを以て満足するやうな人物では無い。王はイスパニアに於ける第一の武人たるんことを念願とする外、第一の農業家であり、第一の航海者であり又第一の運動家であらんことを庶幾してゐる。」云々と云ふたのも恐らくは這般の消息を述べたものであらう。爲政の統理者として果

して當を得たるものなるや否や、疑はざるを得ぬのである。(4)

元來北アフリカのモロッコ、——イスパニアにも重大なる關係あるモロッコ——にはリフ山間族 Rifmountainers なる極めて慍悍なる民族が盤踞して、イスパニア移民の如きも其の害を蒙ることが少なくなく、よりにてイスパニア政府は是等蕃民約八千乃至一萬に當らす爲、平素約十萬の大軍をば駐屯させることにした。而も今やアルフォンソは主として武名の顯揚に焦慮し、一舉リフ族に討伐を加へんとして、駐屯軍は勿論本國軍の一部をも動員して無用の戦端を開くことになつた 一九二〇年

而も山間の驅引はイスパニア軍に幸せず、精兵を失ふこと實に一萬二千、夥多の軍需品をも戦場に遺棄するの止む無きに至つた。爲に此の一年丈で十億「ペセタ」即ち約三千餘萬磅の國帑を糜し、歐洲大戰の際に獲たる五億ペセタの如きは何處にか消え去つて了つた。(5)

是に於てさなきだに不平不満に充ち満ちたる民衆の大半、さては各政黨に至るまで憤激の情を漲らし、次第に依つては如何なる大事を醸成するやも計られざる有様となつた。

斯くて議會の激烈な反抗に恐るる、王アルフォンソ十三世竝に將軍アリモ・デ・リヴェラ Primo de Rivera の兩人は、共に計を併せて一舉「クーデター」を斷行し (一九二三年九月) 以てリヴェラを首班とせる獨裁政治を建設し、何事にも指導の地位を食らうとする王一身の希望をも併せて此に達成せんと計つたの

である。

イスパニアのムッソリニと誇稱するプリモ・デ・リヴェラは無論軍閥出身のことであるから、其の施政の中樞は何といふても軍隊偏重の夫れであり、計らずも軍隊に對して政治に干渉する機會と口實を與ふるに至つたのである。

かくてイスパニアの國帑の大半を使用する軍隊は、期せずしてリヴェラ配下の獨裁政治を助成する傀儡たるに過ぎざる有様になつた。されば新聞、雜誌の如きも一々軍隊の檢閲を経ねばならず、イスパニアの新聞を読むことは、畢竟するにプリモ・デ・リヴェラ將軍の散文を読むやうなものであり、言論、結社の自由は固より認められてゐなかつた。

一事は萬事、皆斯くの如き有様であつて一般人民の不平不満は甚しきものがあつた。そこで斯かる状態を導くに至つたりヴェラ將軍も決然軍隊に對して抑壓の手を展さんとするに至り、此に軍隊の激昂は一時に勃發し、反つてリヴェラ將軍に反撃の刃を加へようとし、又何事も人後に落つるを潔しとせぬ王アルフォンソもリヴェラ將軍の權を嫉み、流石に威力を誇つたりヴェラ政府も遂に一九三〇年一月を以て崩壞の運命を辿つた。

併しリヴェラ將軍專權の蛹を造つたものは實にアルフォンソ十三世であるから、獨裁政府の顛覆は良がて民衆の怨を王一身に移すの餘儀無きに立ち至つた。軍隊に基礎を置けるリヴェラ將軍の獨裁政府が、軍隊其のものに依つて斃れたことは奇縁ではあるが、一には諸政黨の無能と、輕率な王の舉動に一定不動の方針の備はつてゐなかつた爲でもある。

リヴェラ將軍没落後、新たに内閣を組織したものは、同じく陸軍の重鎮たるベレンゲール將軍 *General Berenguer* であつた。

將軍はリヴェラの方針を革めて反對黨たる共和黨や社會黨にも寛大であつたが、其の極、却て是等諸政黨の勢を昂め、反撃の刃を擬せしめ、民主的傾向は一段と高潮し、惹いては王制廢止の氣運を促進せしむるに至り、ベレンゲール内閣は間もなく覆つた。

其の後に出来た保守黨、將た軍閥の内閣は何れも反王制主義の氣運を鎮壓することが出来ず、却て之を激發するやうな次第であつたので、何事にも機敏な王は、旁々王位に留まつて流血の慘事を惹起するのを好ましからずと考へ、遂に一九三一年四月十四日を以て王宮を逃れ、カルタヘナ *Cartagena* に避難し、翌日遂に軍艦に投じてバリに向ひ良がてロンドンに避難するに至つた。

是れが革命たる、四月十四日から同十五日の曉にかけて僅々二十時間内に行はれ、一滴の血も注がず、其の目的を完了するに至つたので、無血革命の名を冠せしむる譯である。